

(3) 効果の発現状況の的確な把握

勸 告	説明図表番号
<p>(指標の設定方法)</p> <p>地域再生基本方針において、地域再生計画の目標を定める場合には、同方針に定める地域再生の意義及び目標に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定することとされており（注）、内閣府は、地域再生計画を認定する際に、目標が記載されている場合は、事後的な評価が可能な指標が設定されているかを確認することとしている。</p> <p>（注）地域再生基本方針の一部変更は16回行われているが、当該規定は、平成17年4月初から変更されていない。</p> <p>なお、平成26年12月の地域再生基本方針の一部変更により、「地域再生を進めるに当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である」旨が追加された。</p> <p>都市再生整備計画については、社総交交付要綱第6において、社会資本総合整備計画の基幹事業の一つとされ、社総交交付要綱附属第Ⅱ編交付対象事業の要件第1章イ-10-(1)6. 第1項において、都市再生整備計画に計画の目標、評価に関する事項等を記載することとされている。また、都市再生整備計画が記載された社会資本総合整備計画については、社総交交付要綱第8第3項において、国土交通大臣が、当該計画の内容を確認し、受理するものとされている。</p> <p>また、「都市再生特別措置法に基づき創設された全国都市再生の支援のための基本的枠組みについて【技術的助言】」（平成16年4月16日付け国土交通事務次官通知）第2(2)では、「事業終了後に目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した適切な指標を設定し、当該指標の従前値と事業終了後に実現すべき目標値を設定してください。目標を定量化する指標は、事後評価が確実にできるよう原則として数値で明示することが望ましいところです」とされている。</p> <p>さらに、国は市町村が作成した都市再生整備計画が適切と認める場合、市町村が必要と考える交付対象事業に対して、交付金を交付することとしている。</p> <p>これらのことから、国土交通省は、市町村から提出された都市再生整備計画について、事後評価が確実にできるような適切な指標が設定されているかを確認することとしている。</p> <p>中心市街地活性化基本計画については、中心市街地活性化基本方針において、「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した指標の絶対値、変化率等の定量的な</p>	<p>表2-(3)-①、 表2-(3)-②- i、ii</p> <p>表2-(3)-③～ ⑥</p> <p>表2-(3)-⑦</p> <p>表2-(3)-⑧</p> <p>表2-(3)-⑨、 表2-(3)-⑩- i、ii</p>

<p>指標に基づいて設定するものとする」(注)とされており、内閣府は、中心市街地活性化基本計画を認定する際に、目標が記載されている場合は、設定された目標の達成状況が把握できるような指標が設定されているかを確認することとしている。</p> <p>(注)平成18年9月当初の中心市街地活性化基本方針では「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければならない」とされていた。</p>	
<p>(事後評価結果の活用状況等)</p> <p>地域活性化3計画については、次のとおり、地方公共団体は計画期間終了後又は計画期間最終年度に、指標を測定し、その要因を分析、評価し、今後の必要な取組を検討すること(以下「事後評価」という。)とされており、国は事後評価結果の報告を求めている。</p>	
<p>地域再生計画については、地域再生法第8条第1項において、内閣総理大臣は、第5条第16項の認定を受けた地方公共団体に対し、認定地域再生計画の実施の状況について報告を求めるとされている。</p>	<p>表2-(3)-① (再掲)</p>
<p>また、地域再生基本方針5の7)「認定地域再生計画の実施状況等」においては、「地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする」とされており、内閣府は、毎年度実施する「地域再生計画における支援措置に関するアンケート調査」において、地方公共団体が実施した事後評価の結果の報告を求め、その回答を取りまとめることにより、地域再生計画の認定制度等の効果を把握している。</p>	<p>表2-(3)-②-i (再掲)</p> <p>表2-(3)-⑪</p>
<p>さらに、内閣府は、同アンケート調査の集計結果を踏まえ、毎年度の政策評価や地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱の改定に反映させるなど、地方公共団体の事後評価結果を活用していると説明している。また、同アンケート調査の集計結果も踏まえ、平成26年12月27日に地域再生基本方針が変更され、地方公共団体が適切な目標値を設定した上で目標達成率を向上させるため、中間目標値を設定することが望ましいとする旨が追加されたと説明している。</p>	<p>表2-(3)-⑫</p>
<p>都市再生整備計画については、都市再生整備計画の事後評価は、社会資本総合整備計画の事後評価の中で実施することとなっており、社総交交付要綱第10では、「交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない」とされている。</p>	<p>表2-(3)-④、⑥ (再掲)</p>
<p>国土交通省では、収集した事後評価結果について、社会資本整備総合交</p>	<p>表2-(3)-⑬</p>

<p>付金事業の行政事業レビューに活用するほか、必要に応じて施策・事業へ反映したり、助言事務に活用したりしているとしている。</p>	
<p>また、国土交通省が平成 23 年 3 月に政策評価として実施した「平成 22 年度政策レビュー結果（評価書）都市再生の推進」においては、市町村が実施した事後評価の結果を活用し、都市再生整備計画について、「地域の特色に応じて多様な目標を設定し、様々なまちづくりの課題に対応した都市再生が、行政・住民や民間の連携・協働の下、進められつつある」、「平成 21 年度までに完了した 802 地区のうち、93%にあたる 744 地区において、達成された指標があり、まちづくり交付金の効果が確認された」などと評価している。</p>	<p>表 2-(3)-⑭- i、ii</p>
<p>中心市街地活性化基本計画については、中心市街地活性化法第 12 条第 1 項において、内閣総理大臣は第 9 条第 10 項の認定を受けた市町村に対し、認定基本計画の実施状況について報告を求めることができるとされている。</p>	<p>表 2-(3)-⑨ (再掲)</p>
<p>中心市街地活性化基本方針第 2 章 6(1)において、「計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする」とされ、「内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、その成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する」とされており、内閣府は市町村に対して報告を求めている。</p>	<p>表 2-(3)-⑩- i（再掲）</p>
<p>内閣府は、市町村が実施した事後評価の結果を、毎年度「中心市街地活性化基本計画最終フォローアップ報告」として取りまとめている。その中で計画ごとの効果の発現状況を明らかにしたり、好事例の紹介をしたりすることにより、中心市街地の活性化に取り組む地方公共団体の支援を行うとともに、毎年度の政策評価に事後評価結果を活用しているとしている。</p>	<p>表 2-(3)-⑮、 ⑯</p>
<p>このように、地域活性化 3 計画において、地方公共団体が実施した事後評価の結果は、国における効果の発現状況の把握やそれに基づく制度の見直し及び助言事務に活用されており、国としても、それが的確な情報かどうかは重要なものとなっている。</p>	
<p>(指標設定・事後評価に係るマニュアル等の作成状況)</p>	
<p>地域再生計画については、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」（平成 27 年 9 月内閣府地方創生推進室。以下「地域再生申請マニュアル」という。）において、「地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要と</p>	<p>表 2-(3)-⑰- i、ii</p>

<p>なる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように取組及び目標の効果測定にあたっては重要業績評価指標（K P I）の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください」とされている（注）。</p> <p>（注）平成 17 年 4 月当初の「地域再生申請マニュアル」では「「4 地域再生計画の目標」には、基本方針 1 の内容（地域再生計画の意義及び目標）と計画の内容との整合性をとりつつ、地域再生計画の目標について、簡潔かつ端的に表現してください。その際、原則として、定量的な指標を用いるとともに、事後的に評価が可能となるように、具体的に設定を行ってください」とされている。</p> <p>都市再生整備計画については、「まちづくり交付金評価の手引き」（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室。以下「まち交評価の手引き」という。）において、事後評価の方法、事後評価書の様式が示されているほか、人口、施設利用者数、歩行者交通量、小売販売額、満足度等の指標が例示され、市町村の目的に応じて、指標はどのようなものが設定可能か例示されているとともに、データ収集を行う上での留意点等が示されている。</p> <p>中心市街地活性化基本計画については、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル＜平成 27 年度版＞」（内閣府地方創生推進室。以下「中活申請マニュアル」という。）において、「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定してください。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。また、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのしやすさ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することも考えられます」とされている（注）。</p> <p>（注）平成 18 年 9 月当初の「中活申請マニュアル」では「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければなりません。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。また、例えば、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのしやすさ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することもできます」とされている。</p> <p>また、「中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル」（平</p>	<p>表 2-(3)-⑱-i ~ v</p> <p>表 2-(3)-⑲-i、ii</p> <p>表 2-(3)-⑳-</p>
--	--

<p>成 27 年 7 月内閣府地方創生推進室。以下「中活フォローアップマニュアル」という。)において、事後評価の方法や事後評価書の様式等が示されている。</p> <p>今回、計画作成時の目標、指標の設定状況、事後評価の実施状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>ア 指標の設定</p> <p>今回調査対象とした計画の中には、次のとおり、i) 指標が適切に設定されておらず事後評価が実施されていない、ii) 指標が設定されているもののアウトカム指標が全く設定されておらず事業効果を測定することが困難、iii) アウトカム指標の目標値が適切に設定されておらず事後評価を適切に実施することが困難となっているなどの状況がみられた。</p> <p>(7) 指標の設定状況</p> <p>指標の設定状況を見ると、地域再生計画において、指標が適切に設定されておらず事後評価が実施されていないものが、次のとおりみられた。</p> <p>① 「団塊の世代の退職後の活用による地域活性化」及び「世代間・地域間の交流ネットワークの構築」といった目標は定めているものの、指標が設定されておらず効果の発現状況が的確に把握できないものが 1 計画</p> <p>② 「食品産業の雇用の増加」などといった目標は定めているものの、指標が設定されておらず効果の発現状況が的確に把握できないものが 1 計画</p> <p>③ 「木材生産量 10%増加」といった目標値は設定されているものの、基準となる木材の生産量がどの範囲の生産量か不明であるなど基準値が適切に設定されておらず効果の発現状況が測定できないものが 1 計画</p> <p>(イ) アウトカム指標及びアウトプット指標の設定状況</p> <p>設定された指標を見ると、地域再生計画では 276 指標中アウトカム指標が 211 指標 (76.4%)、アウトプット指標が 65 指標 (23.6%)、都市再生整備計画では 577 指標中アウトカム指標が 458 指標 (79.4%)、アウトプット指標が 119 指標 (20.6%)、中心市街地活性化基本計画では 148 指標全てがアウトカム指標となっている。</p> <p>アウトプット指標は、事業の進捗状況を把握することはできるものの、事業による効果を測定することは困難なものであり、中には、次のような例もみられた。</p> <p>① アウトカム指標が全く設定されておらず (全ての指標が出前講座</p>	<p>i、ii</p> <p>表 2-(3)-ア-①</p> <p>表 2-(2)-ア-② (再掲)、表 2-(2)-イ-② (再掲)、表 2-(2)-ウ-② (再掲)</p> <p>表 2-(3)-ア-</p>
--	--

<p>の実施回数等のアウトプット指標)、事業による効果を測定することが困難な地域再生計画が 6 計画</p>	<p>②</p>
<p>② アウトカム指標が全く設定されておらず(全ての指標が幅員 4m 以上の道路の整備率等のアウトプット指標)、事業による効果を測定することが困難な都市再生整備計画が 3 計画</p> <p>一方、次のようにアウトカム指標の設定に取り組んでいる例もみられた。</p>	<p>表 2-(3)-ア-③</p>
<p>① 河川等の水質改善という目的を掲げ汚水処理施設整備事業等を実施する 8 計画のうち 3 計画では、汚水処理人口普及率に加え、水質改善に係る指標 (BOD: 生物化学的酸素要求量 (微生物が有機物を分解するために使った酸素の量。一般に値が大きいほど水質は悪い。)) 等のアウトカム指標を設定</p>	<p>表 2-(3)-ア-④-i、ii</p>
<p>② 同一地区で引き続き実施された次期計画において、事業の効果を住民や地区に与えた影響等で評価するため、新規住宅着工数等のアウトカム指標を設定</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑤</p>
<p>(ウ) 指標の目標値の設定状況</p>	
<p>計画で設定されたアウトカム指標の目標値の設定状況をみると、次のとおり目標値が適切に設定されておらず、事後評価を適切に実施することが困難となっている例がみられた。</p>	
<p>① 指標として設定された歩行者通行量の測定箇所と計画に基づく事業の実施箇所が離れており、事業との整合性が確保されていない都市再生整備計画が 1 計画</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑥-i</p>
<p>② 指標として設定されたイベント参加者数の目標値が、計画区域内に位置する別の市が実施する事業を把握せずに設定されたため、事後評価を実施する際に計画に基づく事業そのものの効果が検証できない地域再生計画が 1 計画</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑥-ii</p>
<p>③ 道路整備等を行い当該地区へのアクセスを容易にして観光客を増加させることを目的とした計画について、道路が予定どおり整備されなかったにもかかわらず観光客が目標値を上回って達成しているなど、目標値が適切に設定されているか疑義がある計画が地域再生計画及び都市再生整備計画で各 1 計画</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑥-iii</p>
<p>④ 計画作成当初から計画前の歩行者通行量等の傾向を分析し、目標値の設定を適切に行うことができたにもかかわらず、計画 (交付) 期間最終年度等に改めて計画前の歩行者通行量等の傾向を分析し、目標値を修正している都市再生整備計画が 3 計画 (うち 2 計画では、評価値が、下方修正された目標値を上回ったことから、目標達成と評価)</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑥-iv</p>

<p>(エ) 満足度指標の目標値の設定状況</p> <p>今回調査対象とした地域再生計画及び都市再生整備計画の中には、アウトカム指標の一つとして、計画区域内の住民等にアンケート調査を行い、その満足度を測る指標（以下「満足度指標」という。）を設定している場合がある。</p> <p>特に、都市再生整備計画においては、満足度指標が 91 指標設定され、うち 65 指標が目標値を達成しており、目標達成率が 71.4%となっている。</p> <p>満足度指標の目標値の設定に当たっては、「まち交評価の手引き」において、過去データが収集できない場合には、「目標値の設定根拠に関する十分な説明」が必要とされている。</p> <p>都市再生整備計画における満足度指標の目標値の設定状況をみると、住民の半数が満足している状態を目指すとして 50%と設定しているもの、基準値の 2 倍以上の人々に満足してもらおうとして目標値を設定しているものなど、設定根拠について十分な説明がなされていないものがみられた。</p> <p>一方、次のとおり、事業内容を踏まえ一定の考え方をもって目標値を設定しているものがみられた。</p> <p>① 重要文化財を活用した地域交流センターを整備することにより、「芸術文化の振興」に関する満足度が市内の他の地区と比べて低い当該地区について、市全体の平均値まで引き上げるとして設定しているもの</p> <p>② 計画作成前に、まちづくりの実施方法について住民にアンケート調査を実施した結果、土地地区画整理事業を希望した者が 65%だったことを踏まえて同事業を実施したため、事業の満足度指標の目標値はそれを上回る 70%と設定しているもの</p> <p>なお、調査対象市からは、満足度指標の目標値をどの水準に設定すれば事業の妥当性があるといえるのかなど、設定に苦慮したため、国から目標値の設定に関する指針等を示してほしいとする意見があった。</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑦</p> <p>表 2-(3)-ア-⑧</p> <p>表 2-(3)-ア-⑨</p> <p>表 2-(3)-ア-⑩</p> <p>表 2-(3)-ア-⑨（再掲）</p>
<p>イ 事後評価の的確な実施</p> <p>今回調査対象とした計画においては、次のとおり、事後評価が適切に実施されていない状況がみられた。</p> <p>(ア) 事後評価の実施状況等</p> <p>地域再生計画についてみると、上記ア(ア)のとおり、事後評価が実施されていない計画が 76 計画中 3 計画 (3.9%) あったほか、次のような例がみられた。</p>	<p>表 2-(3)-イ-①</p>

<p>① 設定された指標のうち、国から委託等を受けた事業の報告に必要な指標など一部しか測定していないものが10計画(13.2%)</p> <p>② 指標の評価値を測定し事後評価したかどうかについて、資料がなく分からないとしているものが3計画(3.9%)</p> <p>都市再生整備計画についてみると、事後評価が実施されていない例はみられなかった(注1)が、交付金の交付期間の最終年度に事後評価を実施したところ、未確定の数値があったため、交付終了時の見込みの状況を推計して評価し、翌年度以降に確定値を求めるためのフォローアップを実施し評価するとしているものの、実際は当該フォローアップを実施していないものが4計画(2.3%)みられた。</p> <p>また、見込みの状況を推計した値で実施した事後評価結果(注2)と確定値で実施したフォローアップ結果に乖離が生じており、実際には目標が達成できていない指標があるにもかかわらず、事後評価結果のみ公表しているのみで、フォローアップ結果を公表していないものが2計画(1.2%)みられた。</p> <p>なお、当省の調査後に当該フォローアップ結果はいずれも公表された。</p> <p>(注1) 旧まちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に統合されたことに伴い、当該計画に係る交付金交付期間が終了しているものの、当該計画を含めた社会資本整備総合計画の事後評価と併せて事後評価するとして、事後評価を実施していないものが3計画みられたが、当該計画は除いている。</p> <p>(注2) 「まち交評価の手引き」では、事後評価の位置付けや指標別の活用上の注意等が整理されており、事後評価は、まちづくり交付金の交付終了年度の最終日を評価基準日として評価を行い、「未確定の数値がある場合には、交付終了時の見込みの状況を推計して評価」した上で、「原則、交付期間が終了した翌年度に(翌年度に確定しない場合は、確定後すみやかに)確定の数値を求めるためにフォローアップを行う」こととされている。</p> <p>中心市街地活性化基本計画についてみると、事後評価が実施されていない例はみられなかった。</p>	<p>表2-(3)-イ-②</p> <p>表2-(3)-イ-③</p> <p>表2-(3)-イ-④</p> <p>表2-(3)-イ-⑤</p>
<p>(イ) 指標の測定方法</p> <p>設定された指標の測定方法をみると、次のとおり、測定が適切に行われておらず、効果の把握ができていない例がみられた。</p> <p>① 歩行者通行量について、実測を行わず、周辺地区の人口や児童・生徒数に基づく推計で事後評価しているなど、測定方法が適切ではないものが都市再生整備計画で4計画、中心市街地活性化基本計画で1計画</p> <p>② 満足度指標について、整備した施設のオープニングイベントで測定するなど満足度が高まりやすい方法で測定しているなど、測定方</p>	<p>表2-(3)-イ-⑥-i</p> <p>表2-(3)-イ-⑥-ii</p>

<p>法が適切ではないものが都市再生整備計画で4計画</p> <p>③ 市全域の実績のうち中心市街地のみの実績を指標として設定したが、計画期間中に基準値と同様の方法で測定し評価することが困難となったにもかかわらず、指標を変更しないまま市全域の実績をもって中心市街地の実績としている中心市街地活性化基本計画が1計画</p> <p>④ その他、基準値と評価値の測定方法が異なるなど、指標の測定方法が適切ではないものが地域再生計画で1計画、都市再生整備計画で3計画</p>	<p>表2-(3)-イ-⑥-iii</p> <p>表2-(3)-イ-⑥-iv</p>
<p>(フ) 効果発現要因の分析内容</p> <p>計画に設定された指標について、効果発現要因の分析内容をみると、次のとおり、分析内容が事実と異なる例がみられた。</p> <p>① 歩行者通行量が減少した要因を当該整備地区の人口減少によるものと分析しているが、実際は当該整備地区の人口は増加している都市再生整備計画が1計画</p> <p>② 歩行者通行量が増加した要因の一つを低床バスの導入といったバリアフリー化事業の実施によるものと分析しているが、実際は計画期間内に当該事業が実施されていない中心市街地活性化基本計画が1計画</p>	<p>表2-(3)-イ-⑦</p>
<p>(イ) 指標の測定や測定結果の分析に支援が必要な状況</p> <p>計画に設定された指標の測定状況等をみると、次のとおり、指標の測定や測定結果の分析に苦慮するなど、国による支援が必要な状況がみられた。</p> <p>a 歩行者通行量</p> <p>歩行者通行量は、計画が実施された地区の活性化度合いを測る指標として、「まち交評価の手引き」及び「中活申請マニュアル」でそれぞれ例示されており、都市再生整備計画においては171計画577指標中53計画57指標、中心市街地活性化基本計画においては44計画148指標中44計画48指標と多く設定されている。</p> <p>歩行者通行量の測定方法をみると、気象・天候等の影響を受けやすい指標であるため、あらかじめ予備日を設定し、悪天候等の場合に予備日で測定するとして対策を講じている計画が都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画で各1計画みられた。</p> <p>また、歩行者通行量は天候やイベントの有無に影響を受けやすい指標であるため、次期計画では年4回(各年3月、5月、8月及び11月)測定し、その平均値を用いることとしている中心市街地活性化基</p>	<p>表2-(2)-イ-②(再掲)、表2-(2)-ウ-②(再掲)</p> <p>表2-(3)-イ-⑧</p> <p>表2-(3)-イ-⑨</p>

<p>本計画が1計画みられた。</p> <p>一方、目標値に達しなかった要因に雷雨、猛暑等の天候・気象を挙げているなど、要因が適切に把握されていないと考えられる中心市街地活性化基本計画が2計画、元々増加傾向であったにもかかわらず天候の影響を受けた年の値を基準値として目標値を設定しており、目標を達成した要因が適切に把握されていないと考えられる都市再生整備計画が1計画みられた。</p> <p>また、歩行者通行量を設定している105指標の測定回数をみると、1年に1回の測定となっているものが69指標（都市再生整備計画38指標、中心市街地活性化基本計画31指標）あった。</p> <p>歩行者通行量を1年に1回の測定としている市の中には、複数回測定することの必要性を財政当局に説明できず、予算確保が困難としているものもみられた。</p> <p>「まち交評価の手引き」では「計測の日時、曜日等がデータに与える影響が大きいと考えられるため、十分に留意する必要があります」などと留意点等が示されているが、測定回数については示されておらず、「中活申請マニュアル」及び「中活フォローアップマニュアル」では、測定方法の留意点等は示されていない。</p> <p>なお、経済産業省の「平成25年度中心市街地商業等活性化支援業務(中心市街地活性化施策の効果分析・検証事業)報告書」(平成26年3月経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室)では、歩行者通行量は、「すでに主要指標の1つとなっているが、今後も引き続き重要」とされ、「計測の仕方の統一を図り、計測頻度を増すことで、指標としての信頼性を向上させる」ことが必要とされている。</p>	<p>表2-(3)-イ-⑩、⑪</p> <p>表2-(3)-イ-⑫</p> <p>表2-(3)-イ-⑬</p> <p>表2-(3)-イ-⑭</p> <p>表2-(3)-イ-⑮-i、ii</p>
<p>b 年間商品販売額</p> <p>年間商品販売額は、計画が実施された地区の活性化度合いを測る指標として、「まち交評価の手引き」及び「中活申請マニュアル」でそれぞれ例示されている指標であり、都市再生整備計画では5計画5指標、中心市街地活性化基本計画では16計画16指標で設定されている。</p> <p>年間商品販売額の測定方法をみると、18計画18指標において、国の基幹統計調査である商業統計調査及び経済センサス基礎調査又は活動調査(以下「経済センサス」という。)の結果が活用されている。しかし、これら国の統計には一定の周期があることなどから、次のように過去の統計結果や独自のサンプル調査結果等を用いた推計により年間商品販売額を算出し評価しているものなどが17計画17指標あった。</p>	<p>表2-(2)-ウ-②(再掲)</p>

<p>① 経済センサスの調査時期と評価時期とが合わなかったことから、市独自の調査を併用し推計しており、大型店舗のサンプル調査に加え、商店街へのヒアリングや観光統計など他の統計資料を活用するなどして精度を高めようとしたが、適当な手法が見いだせず、次期計画においては年間商品販売額を指標としないとした中心市街地活性化基本計画が1計画</p>	<p>表 2-(3)-イ-⑩</p>
<p>② 過去の商業統計の結果と毎年度の市独自のアンケート調査を併用し推計しており、当該アンケート調査においては、年間商品販売額に加え、前々年度及び前年度からの増加・減少率も把握している中心市街地活性化基本計画が1計画</p>	<p>表 2-(3)-イ-⑪</p>
<p>また、18計画のうち都市再生整備計画1計画においては、過去の商業統計の調査結果では年間商品販売額が増加傾向にあったが、計画期間中に大型店舗の撤退等があったことから、過去の増加傾向を基に評価値を推計することが困難として、大型店舗が撤退する前の直近の調査結果をそのまま評価値としていた。</p>	<p>表 2-(3)-イ-⑫</p>
<p>「まち交評価の手引き」では「商業統計等の指定統計は、市町村が予め町丁目・小字単位に集計していないケースが少なくなく、過去の個票（調査票）を活用したデータ収集には多大な労力を要します。そのため、経年的なデータ収集の可能性を踏まえつつ、他者保有データの活用、計画区域に限定した独自調査を実施すること等が考えられます」などと測定方法の留意点等が説明されているが、「中活申請マニュアル」及び「中活フォローアップマニュアル」では、測定方法の留意点等は示されていない。</p>	<p>表 2-(3)-イ-⑬</p>
<p>c 満足度指標</p> <p>満足度指標は、計画が実施された地区の活性化度合いを測る指標として、「まち交評価の手引き」で例示されている指標であり、都市再生整備計画では62計画91指標と多く設定されている。</p> <p>満足度指標の測定方法については、上記(イ)②で記載した適切に測定されていない例のほか、指標として設定された駅施設利用者の満足度の目標が未達成となったが、満足度調査の際にその回答理由等を把握していなかったため、何が原因で満足度が向上しなかったのか分析できず、事業効果が把握できなかったとしている都市再生整備計画が1計画みられた。</p> <p>また、当該計画を作成した市は、満足度の測定・分析手法について、国から示してほしいとしている。</p>	<p>表 2-(2)-イ-②（再掲） 表 2-(3)-イ-⑭</p>

<p>ウ 国における地方公共団体に対する指標設定・事後評価支援</p> <p>地域再生計画については、「地域再生申請マニュアル」が作成されているが、地方公共団体の目的に応じた具体的な指標の設定例は示されておらず、事後評価の方法等について、地方公共団体が参考にするためのマニュアル等は作成されていない。</p> <p>また、内閣府は、地方公共団体から報告を受けた事後評価結果について指標の測定方法等が適切かどうかなどの確認はしていないとしている。</p> <p>都市再生整備計画については、まちづくり交付金が、平成 22 年度から国土交通省所管の地方公共団体向けの他の個別補助金等と統合され、社会資本整備総合交付金が新たに創設されており、現在は当該名称の交付金はないものの、国土交通省は、「まち交評価の手引き」を、社会資本総合整備計画の事後評価の際の、都市再生整備計画部分の評価に関する参考資料として市町村に周知している。</p> <p>しかし、「まち交評価の手引き」は、平成 20 年に作成された後、改訂されていない。</p> <p>また、国土交通省は、地方公共団体から報告を受けた事後評価結果について指標の測定方法等が適切かどうかなどの確認はしていないとしている。</p> <p>中心市街地活性化基本計画については、「中活申請マニュアル」が作成されているが、市町村の目的に応じた具体的な指標の設定例は示されておらず、「中活フォローアップマニュアル」には、指標別の測定方法の留意点等について具体的に記載されていない。</p> <p>また、内閣府は、地方公共団体が測定した指標の評価値が計画書どおりに測定されているかどうかの確認はしているとしている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、内閣府及び国土交通省は、地域活性化 3 計画の効果の発現状況を的確に把握する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 計画で設定する指標について、地方公共団体の目的に応じたアウトカム指標の設定例、指標の測定に際し留意すべき点などを具体的に示したマニュアル等を作成又は改訂し、地方公共団体に対し周知すること。</p> <p>その際、府省が自ら例示しており、地方公共団体が指標の目標値の設定や測定・分析に苦慮している指標については、それらの設定等の考え方や測定方法等を示すこと。</p> <p>② 計画の効果的な推進を図るため、計画認定時や事後評価結果の報告時等において、効果の発現状況を適切に測定できるよう指標が適切に設定、測定されているかを確認し、必要に応じて地方公共団体に対し助言する等の支援を行うこと。</p>	<p>表 2-(3)-ウ-①</p> <p>表 2-(3)-ウ-②-i ~ iii</p> <p>表 2-(3)-ウ-③、④</p>
---	--

表 2-(3)-① 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抜粋）

<p>(地域再生計画の認定)</p> <p>第 5 条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。</p> <p>2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 地域再生計画の区域二 地域再生を図るために行う事業に関する事項三 計画期間 <p>3 前項各号に掲げるもののほか、<u>地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">一 <u>地域再生計画の目標</u>二 <u>その他内閣府令で定める事項</u> <p>4～15 (略)</p> <p>16 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 <u>地域再生基本方針に適合するものであること。</u>二 <u>当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。</u>三 <u>円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</u> <p>17～19 (略)</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第 8 条 <u>内閣総理大臣は、第五条第十六項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。</u></p> <p>2 関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、認定地方公共団体に対し、同項各号に規定する事業及び措置の実施の状況について報告を求めることができる。</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-② 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

表 2-(3)-②-i 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定（平成 28 年 4 月 20 日一部変更））（抜粋）

<p>1 地域再生の意義及び目標</p> <p>1) 地域再生の意義</p> <p>少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である。</p> <p>国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定・平成 27 年 12 月 24 日改訂）を定め、人口、経済、地域社会の</p>
--

課題に対して一体的に取り組んでいるところである。また、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」と総称する。）を定め、地方が自ら考え、責任をもって取り組む事業の本格的な実施を進めているところである。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫のサポート・促進、②地方版総合戦略との連携、③地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等、④民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第16項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること（第1号基準）
1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ3)の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。
- ② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること（第2号基準）
1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断する。
あわせて、法第5条第4項第4号の事項を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）
地域再生を図るために行う事業について、
イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
ロ 事業の実施スケジュールが明確であること
をもちて判断する。

- 2) 地域再生計画の作成の提案 (略)
- 3) 地域再生計画の認定手続
- ① 地域再生計画の認定申請に当たっての手続 (略)
- ② 地域再生計画の認定申請に当たっての留意事項 (略)
- ③ 地域再生計画の記載事項
- イ～ホ (略)
- へ このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。
- ア. 法令等を遵守しているものであること
- イ. 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること
- なお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には1の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定するものとする。
- ト (略)
- ④・⑤ (略)
- 4)～6) (略)
- 7) 認定地域再生計画の実施状況等
- ① 認定地域再生計画の進捗状況の把握及び効果の検証
- イ 地域の自主的かつ自立的な取組により地域再生を進めるに当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である。
- ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成するに当たっては、計画の最終年度の数値目標のみではなく、中間目標を設定することにより、計画の進捗状況を検証できるものとすることが望ましい。
- ハ イ及びロを踏まえ、地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする。
- なお、その結果、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申請を行わなければならない
- ニ 内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができることとし、報告を求めた場合には、その内容を公表する。
- ②～④ (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-②-ii 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組、すなわち「地域の地力全開戦略」を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開されることが重要である。

国は、このような観点から、①ひとつづくり、権限移譲等の推進による地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、②「国から地方へ」の観点に基づく、補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換、③「官から民へ」の観点に基づく、地域再生に資する民間活動への投資の促進等の民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、都市再生などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること。
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること。

3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第4項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること。（第1号基準）
1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ2の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。
- ② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。（第2号基準）
 1の「地域再生の意義及び目標」に適合した目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が記載されていることをもって判断する。
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。（第3号基準）
 目標を達成するために行う事業について、
 イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。
 ロ 事業の実施スケジュールが明確であること。
 をもって判断する。

2) 地域再生計画の認定手続

① 地域再生計画の認定申請 (略)

② 地域再生計画の記載事項

地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項並びに内閣府令で定めるとおりである。なお、同条第3項第2号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第13条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。

また、法第5条第2項第3号に掲げる事項には同条第3項各号に定める事項のほか、4)に掲げる支援措置を活用して行う事業を記載することができる。

このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。

イ 地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定しているものであること。

ロ 法令等を遵守しているものであること。

ハ 目標を達成するために行う事業が効率的なものであること。

③・④ (略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-(3)-③ 都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定）（抜粋）

第一 都市再生の意義及び目標に関する事項

1 都市再生の意義及び目標

(都市再生の意義)

都市は、人々の生活や経済活動等の場を提供する我が国の活力の源泉であり、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等と呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進していくことは、国民生活の向上や経済の活性化等の観点から重要である。

都市再生は、50年後、100年後の我が国の都市の姿、国の姿を形作るものであることを踏まえ、中長期的視点に立って、幅広い視野の下、推進していくことが重要である。

我が国は、少子高齢化の進展により、長年続いた人口増加が人口減少へと転換し、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯を中心に、高齢者人口が急増していく中で、高齢者が安心して生活し活躍することができる社会、かつ、誰もが子どもを生み育てることのできる社会を構築することが大きな課題となっている。

また、アジアの新興諸国の急速な経済成長を背景として、国際的な競争が激化する中、我が国経済は長年にわたり低迷し、新たな需要と雇用を生み出す成長産業の育成等が求められている。

このように、我が国の社会・経済が大きな転換期を迎えていることを踏まえ、新たな方向性の下に都市再生を進めることが極めて重要である。さらに、今後発生が想定されている東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震等による大規模災害に備え、東日本大震災をはじめとする災害における経験から得られる教訓をいかした国土強靱化の推進が求められており、今後の我が国における都市再生の実現と併せて都市の防災に関する機能を確保することが重要である。

2 (略)

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 自主性と創意工夫による全国の都市再生の推進

稚内から石垣まで全国の都市を対象として、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生の取組を推進する。

市町村や民間をはじめとした多様な主体による積極的な取組とこれに対する国等の支援の基本的枠組となる

- ・ 民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動

- ・ 地域の自由な発想がいかせるまちづくりを支援する交付金
- ・ 都市再生に必要な権限の一体化
- ・ 行政と民間まちづくり活動との連携・協働

について、市町村が都市再生特別措置法第46条第1項の規定に基づき作成する「都市再生整備計画」は、民間をはじめとした多様な主体による創意工夫をいかした取組を含め、市町村の自主性を尊重し、少子・高齢化等の地域社会の変化の動向、歴史・風土・景観、環境、生物多様性、産業構造、交通上及び市街地の安全上の課題などの地域の特性に応じ、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮することを目指すものとする。

都市再生整備計画には、市町村による公共公益施設の重点的な整備に係る事項のみならず、民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動についても明らかにすることを通じて、都市再生整備計画を土台とした継続的かつ一体的な都市再生を推進する。

一方で、我が国の都市全体を通じ、コンパクトな都市構造への転換を図り、持続可能な都市経営を行っていくことが求められている中で、都市再生整備計画により実施する事業や施策についてもこのような考え方を踏まえたものに重点化していくことが必要であり、都市の外延部において実施する際には、農業や観光など地域資源をいかした産業の推進により戦略的・具体的に都市の持続可能性が示された場合等に重点化する必要がある。さらに、立地適正化計画の策定により具体的な集約化・持続可能性確保の姿が示されていない地域における都市再生整備計画への支援の在り方については、国の財政事情等も踏まえ、中期的には適切に見直していくことが必要である。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-④ 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年 3 月 26 日)(抜粋)

第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

①～⑨ (略)

⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第46条第1項の都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）に基づく事業等）

⑪～⑯ (略)

ニ～ロ (略)

第8 社会資本総合整備計画の提出等

1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。

一 計画の名称

二 計画の目標

三 計画の期間

四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業

五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費

六 老朽化対策を行う事業（この要綱において、附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合においては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況

七 基幹事業（関連社会資本整備事業であって、基幹事業の要件を満たすものも含む。以下この号において同じ。）の費用便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。）

八 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

九 交付対象事業の執行状況に関する事項

十 その他必要な事項

2 社会資本総合整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること

二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること

三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること

四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること

五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること

3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

第10 社会資本総合整備計画の評価

1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑤ 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日）附属第Ⅱ編交付対象事業の要件（抜粋）

イ-10 都市再生整備計画事業

イ-10-（1）都市再生整備計画事業

1. ～5. （略）

6. 都市再生整備計画

1 都市再生整備計画事業を実施しようとする市町村は、都市再生法第 14 条の都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載する（地域再生法第 6 条の 2 第 4 項の規定により当該計画の提出があったとみなされる場合を除く。）ものとする。

(1) 都市再生整備計画の区域

(2) 都市再生整備計画の目標

(3) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業

(4) 計画期間

(5) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称

(6) 都市再生整備計画の区域の面積

(7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(8) 関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）

(9) 交付期間

- (10) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
 - (11) 都市再生整備計画の評価に関する事項
 - (12) その他必要な事項
- 2 国土交通大臣は、市町村から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び交付限度額（附属第Ⅲ編イー10－(1)の1.に規定する交付限度額をいう。）について判断し、必要に応じ、その結果を当該市町村に対し通知することができる。
- 3 5. 第2項の区域において都市再生整備計画事業を実施しようとする市町村は、都市再生整備計画を国に提出し、確認を受けることができる。
- 4 前三項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(3)-⑥ **社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成27年4月9日付け
国国会第102号国土交通事務次官通知)(抜粋)**

第3 社会資本総合整備計画の評価について

【事前評価】

1 整備計画を作成して国土交通大臣に提出しようとする地方公共団体等は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて当該整備計画を国土交通大臣あてに提出するときは、当該検証の結果（以下「事前評価の結果」という。）を当該整備計画に添付するものとする。

- 一 目標の妥当性
- 二 整備計画の効果及び効率性
- 三 整備計画の実現可能性

2 前項に規定する地方公共団体等は、交付要綱本編第10第1項の規定により整備計画を公表するときは、事前評価の結果を合わせて公表するものとする。

【中間評価及び事後評価】

3 整備計画を作成して国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。

4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況（社会資本整備総合交付金を効果促進事業に充てた場合にあつては、具体的な事業の内容を含む。）
- 二 事業効果の発現状況
- 三 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の実現状況

四 今後の方針

5 地方公共団体等は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。

6 交付要綱本編第10第1項の規定に基づく中間評価又は事後評価の結果の公表は、これを遅滞なく行うとともに、国土交通大臣への報告は、地方整備局等を経由するものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑦ 都市再生特別措置法に基づき創設された全国都市再生の支援のための基本的枠組みについて【技術的助言】(平成 16 年 4 月 16 日付け国都まち第 10 号、国道政第 5 号、国住備第 27 号国土交通事務次官通知)(抜粋)

<p>第 2 都市再生整備計画について</p> <p>(1) 区域について (略)</p> <p>(2) 目標について</p> <p><u>事業終了後に目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した適切な指標を設定し、当該指標の従前値と事業終了後に実現すべき目標値を設定してください。目標を定量化する指標は、事後評価が確実にできるよう原則として数値で明示することが望ましいところです。また、まちづくりに関する多様なニーズに対応した分かりやすい指標により目標等が示されるよう配慮が必要です。</u></p> <p>なお、目標は市町村が自主性・裁量性を活かし、創意工夫で自由に設定していただくこととなりますが、参考までに以下に示すような例が考えられます。</p> <p>○まちづくりの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街なかの賑わいの再生 ・歴史的な街並みの再生による観光まちづくり ・安全で安心できるまちづくり ・良好な居住環境による人口定着、街なか居住の再生 <p>○目標を定量化する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メイン通りの歩行者数、地区内での購買率、空き店舗解消数 ・小売・飲食年間販売額、観光入り込み客数、宿泊客数 ・不燃化率、交通事故発生件数、放置自転車数 ・居住者数、Uターン者数、新規住宅着工数、生活関連施設のバリアフリー化率 ・暮らしの満足度 <p>(3) ~ (6) (略)</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑧ 都市再生整備計画事業ハンドブック(平成 27 年度版)(国土交通省都市局市街地整備課監修)(抜粋)

<p>2-4 都市再生整備計画事業の流れ</p> <p>(1) 都市再生整備計画の作成(略)</p> <p>(2) 事前評価(略)</p> <p>(3) 交付金の交付</p> <p><u>国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している等適切と認める場合、まちづくりの目標を達成するために市町村が必要と考える交付対象事業に対して、都市再生整備計画に基づき交付金を交付します。</u></p> <p>都市再生整備計画事業では、交付対象事業への具体の配分、年度途中における交付対象事業間での額の移動、交付対象事業に対する交付金の充当割合等は市町村の自由裁量となります。</p>

(注) 下線は当省が付した。

【参考】 まちづくり交付金交付要綱（平成 16 年 4 月 14 日付け国都事第 1 号、国道企第 6 号、国住市第 25 号国土交通事務次官通知）（抜粋）

第 7 都市再生整備計画の提出等

- 1 交付対象事業を実施しようとする市町村は、都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - (1) 都市再生整備計画の区域
 - (2) 都市再生整備計画の目標
 - (3) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - (4) 計画期間
 - (5) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称
 - (6) 都市再生整備計画の区域の面積
 - (7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - (8) 関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）
 - (9) 交付期間
 - (10) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
 - (11) 都市再生整備計画の評価に関する事項
 - (12) その他必要な事項
- 2 国土交通大臣は、市町村から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受けた場合には、当該計画に対するまちづくり交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村に対し通知する。
- 3 前 2 項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。

第 8 都市再生整備計画の事後評価

- 1 市町村は、交付期間の終了時に、都市再生整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

(注) 下線は当省が付した。

【参考】 まちづくり交付金に係る客観的評価基準について（平成 16 年 4 月 27 日付け国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、道路局地方道・環境課長、住宅局市街地建築課長通知）（抜粋）

まちづくり交付金交付要綱（平成 16 年 4 月 14 日付け事務次官通知）第 7 第 2 項の規定により国土交通大臣がまちづくり交付金の交付を判断するにあたっての客観的評価基準について、別紙のとおり定めたので通知する。

また、貴管下市区町村（指定都市を除く）にもこの旨周知されたい。

(別紙)

まちづくり交付金の事前評価時における客観的評価基準

I. 目標の妥当性

- ① 都市再生基本方針との適合等
 - 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。
 - 2) 上位計画等と整合性が確保されている。
- ② 地域の課題への対応
 - 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。
 - 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置付けが高い。

II. 計画の効果・効率性

③ 目標と事業内容の整合性等

- 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。
- 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。
- 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。
- 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。
- 5) 地域資源の活用やハードとソフトの連携等を図る計画である。

④ 事業の効果

- 1) 十分な事業効果が確認されている
- 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。

III. 計画の実現可能性

⑤ 地元の熱意

- 1) まちづくりに向けた機運がある。
- 2) 住民民間事業者等と協力して計画を策定している。
- 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。

⑥ 円滑な事業執行の環境

- 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。
- 2) 交付期間中の計画管理（モニタリング）を実施する予定である。
- 3) 計画について住民等との間で合意が形成されている。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑨ 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）（抜粋）

（基本計画の認定）

第 9 条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 （略）

3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
- 二 中心市街地の活性化の目標
- 三 その他中心市街地の活性化に資する事項

4～9 （略）

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に適合するものであること。
- 二 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11～15 （略）

（報告の徴収）

第 12 条 内閣総理大臣は、第九条第十項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、認定基本計画（認定基本計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定市町村に対し、認定基本計画（第九条第二項第二号から第八号までに掲げる事項に限る。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑩ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成 18 年 9 月 8 日閣議決定)(抜粋)

表 2-(3)-⑩- i 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成 18 年 9 月 8 日閣議決定(平成 28 年 4 月 1 日一部変更))(抜粋)

<p>第 1 章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項</p> <p>1. 中心市街地の活性化の意義</p> <p>活性化された中心市街地は、</p> <p>① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。</p> <p>② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。</p> <p>③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。</p> <p>④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。</p> <p>⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。</p> <p>⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。</p> <p>などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。</p> <p>しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くの実態は、このような期待にこたえられる状態がなく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。</p> <p>そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。</p> <p>その際、中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化など、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。</p> <p>2. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかにしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。</p> <p>① <u>人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。</u></p> <p>② <u>地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。</u></p> <p>また、同時に、<u>中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民</u></p>

間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1.・2. (略)

3. 基本計画の認定基準

法第9条第10項各号に掲げる基本計画の認定基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 本方針に適合するものであること。(第1号基準)

本方針のうち、以下に示す項目に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

a) 第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

基本計画には、中心市街地の活性化を実現するための取組期間を計画期間として定めなければならない。なお、計画期間は、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮し、おおむね5年以内を目安に、適切に設定することとする。

b) 第2章 4. 基本計画の認定の手續

c) 第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

d) 第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

e) 第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

f) 第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

② 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。(第2号基準)

a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。

地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第4章から第8章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。

b) a) の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断する。

③ 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(第3号基準)

中心市街地の活性化を実現するために行う事業等について、

a) 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。

b) 事業等の実施スケジュールが明確であること。

をもって判断する。

4. 基本計画の認定の手續

(1) 基本計画の認定申請 (略)

(2) 基本計画の記載事項

基本計画の記載事項は、法第9条第2項及び同条第3項で定めるとおりとする。

なお、認定の申請に際し、必要に応じて、関連する資料を添付するものとする。

法第9条第3項第2号で定める中心市街地の活性化の目標を定める場合は、本方針第1章2. ①及び②に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「地方版総合戦略」という。)

の目標、基本的方向等を踏まえ、当該市町村の実情に応じて、重点化等を行って設定することができる。その際、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した指標の絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定するものとする。

加えて、目標の達成状況を、よりの確に把握するために、地域住民の意識や感覚の変化、まちのイメージ、満足度等の一義的には定量的な評価が難しい指標についても、定量的な指標を補完する形で、地域独自の指標として設定することも考えられる。

なお、市町村が、本方針に定める支援措置等のほか、構造改革特別区域基本方針別表第1に定める特例措置を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を、地域再生基本方針に定める支援措置を活用する場合は、当該措置を記載した地域再生計画を作成し、一括して認定を申請することができる。

(3)～(5) (略)

5. (略)

6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

(1) 認定基本計画の進捗状況の把握等

① 中心市街地の活性化に向けては、基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標に向かって着実かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。そのためには、地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）の活用等を通じ、地域経済や少子化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、不断の事業効果の検証、改善、実施といったPDCAサイクルの確立が必要である。

このため、基本計画の認定を受けた市町村は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うよう努めるものとする。同時に、計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

フォローアップに当たっては、市町村は、認定基本計画の目標の達成状況に関する評価指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、評価指標に基づき評価するとともに、基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表することが望ましい。

② 定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。

③ 最終フォローアップにおいては、市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとする。

④ 認定計画の期間を終了し、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣は、認定に当たっては、その反映状況等について確認する。

⑤ 内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、その成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑩-ii 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）（抜粋）

第 1 章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

1. 中心市街地の活性化の意義

活性化された中心市街地は、

- ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くは、このような期待にこたえられる状態になく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。

そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。

2. 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。

- ① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。
- ② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。

また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. 政府における推進体制の整備等

内閣に設置された中心市街地活性化本部（内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする。以下「本部」という。）において、施策で重要なものの企画及び立案を行うとともに、施策の総合調整を行う。さらに、法第9条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）における進捗状況等の把握に努めるとともに、中心市街地の活性化に資する施策の見直しなども併せて実施する。

各府省庁においては、本部を中心に緊密な連携を図り、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を効果的かつ効率的に推進する。また、経済産業局や地方整備局をはじめとする各府省庁の地方支分部局において、市町村の中心市街地の活性化に関する取組に対して、適切な支援や助言等を実施する。

また、都市再生、構造改革特区、地域再生、観光立国等の関連する諸施策との連携を図り、これらの成果を最大限活用する。

2. 認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援

政府は、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するため、認定基本計画に基づく取組に対して、重点的な支援を実施する。

さらに、地域が地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえながら、効果的かつ効率的に中心市街地の活性化を推進するために行う取組に対し、地域の幅広い選択が可能となるよう、様々な支援措置の整備を行うものとする。

3. 基本計画の認定基準

法第9条第6項各号に掲げる基本計画の認定基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 基本方針に適合するものであること。（第1号基準）

本基本方針のうち、以下に示す項目に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

a) 第1章中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

本基本方針第1章2. ①及び②に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、地域の実情に応じて、重点化等を行って目標を設定することができる。

基本計画には、その掲げた目標を達成するまでの取組期間を計画期間として定めなければならない。なお、計画期間は、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮し、おおむね5年以内を目安に、適切に設定することとする。

また、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければならない。

なお、どのような指標を使用するかは各市町村の判断によるものであるが、その指標を使用して設定した数値目標が計画期間内に達成されているかどうか判定できるものであることが必要である。

b) 第2章4. 基本計画の認定の手續

c) 第3章中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

d) 第9章第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

e) 第10章中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

f) 第11章その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

②・③ (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑪ 地域再生計画における支援措置に関するアンケート調査（平成 27 年 9 月 4 日内閣府地方創生推進室）調査票（抜粋）

問42	目標の達成状況について、各目標ごとにお選びください。(リスト選択式) また、その具体的な内容についてご回答ください。(記述式) ※定量的な目標を設定している場合は、目標値に対する実績値をご記入ください。																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #e0f2f1;"> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">達成状況</th> <th style="width: 60%;">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">目標①</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標②</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標③</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標④</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標⑤</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; color: red;">●「達成状況」が「未実施」の場合は、このシート内の以後の設問に対する回答は不要です。「Ⅵ」のシートへお進みください。</p>		達成状況	具体的内容	目標①	▼プルダウンリストからお選びください		目標②	▼プルダウンリストからお選びください		目標③	▼プルダウンリストからお選びください		目標④	▼プルダウンリストからお選びください		目標⑤	▼プルダウンリストからお選びください	
	達成状況	具体的内容																	
目標①	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標②	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標③	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標④	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標⑤	▼プルダウンリストからお選びください																		
問43	各目標の達成状況に係る具体的な要因について、各目標ごとにご回答ください。(記述式)																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">目標①</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標②</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標③</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標④</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標⑤</td><td></td></tr> </tbody> </table>	目標①		目標②		目標③		目標④		目標⑤									
目標①																			
目標②																			
目標③																			
目標④																			
目標⑤																			
問44-1	問42において目標を下回っていると回答した目標が一つ以上ある場合は、その目標を達成する見込みについて、次のうち当てはまるものをお選びください。(単一回答選択式)																		
	<p style="font-size: small; color: red;">●該当がない場合は、問45へお進みください。</p> <p> <input type="checkbox"/> 1.達成する見込みあり →問44-2へお進みください。 <input type="checkbox"/> 2.達成する見込みなし →問45へお進みください。 </p>																		
問44-2	問44-1において目標を達成する見込みありと回答した場合は、その目標を達成するための対応策についてご回答ください。(記述式)																		
	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small; color: red;">●回答が завершиましたら、問45へお進みください。</p>																		
問45	計画策定時に設定した目標の事業着手後の現在における妥当性の有無について、次のうち当てはまるものをお選びください。(単一回答選択式)																		
	<p> <input type="checkbox"/> 1.妥当性がある <input type="checkbox"/> 2.妥当性がない </p>																		

表 2-(3)-⑫ 平成 26 年度実施施策に係る政策評価書（施策名：地域再生計画の認定等）（抜粋）

平成26年度実施施策に係る政策評価書								
(内閣府26-20(政策5-施策④))								
政策名	地域活性化の推進							
施策名	地域再生計画の認定等							
施策の概要	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。							
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。							
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度			
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	29	29	28	7,076		
		補正予算(b)	△ 2	△ 0	5,000			
		繰越し等(c)	—	—	—			
		合計(a+b+c)	28	29	5,028			
	執行額(百万円)	20	21	24				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日) 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化							
測定指標	地方公共団体が実施した事後評価の結果を活用している。							達成
	地域再生計画の認定件数	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	達成
		100件	134件	58件	99件	204件	144件	達成
	年度ごとの目標値		150件	70件	80件	95件	144件	
	計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値
	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	—
	65.0%	—	66.0%	67.0%	74.6%	(集計中)	70.0%	
	年度ごとの目標値		—	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(暫定)						
		(判断根拠)	地域再生計画の認定件数については、目標値144件に対し、実績値204件と、目標を大きく上回る結果となった。地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的な分析を行うため、調査票の集計に取り組んでいるところであり、公表後に判断する(11月ごろ公表予定)。					
	施策の分析	(有効性、効率性) H26年度までに実施したフォローアップ調査において、地域再生計画の期間が終了した自治体から概ね目標以上の成果があった旨報告されている。また、H26年度補正で新たに支援措置となった地域再生戦略交付金の活用要件により、新規認定の回数(第31回認定)が増加した。支援措置の拡充と認定機会の増加が相まって、想定以上の認定件数実績となったと見られる。地域再生基盤強化交付金の認定が集中したことも、認定件数の増加に寄与した。地域再生計画の実施にあたっては、地域再生基盤強化交付金や厚生労働省の実践型地域雇用創造事業など、様々な支援措置と連動しており、複数の連動施策を活用することで相乗効果が得られ、効果的に地域再生・地域活性化に貢献するという本事業の有効性に繋がっている。 (課題等) これまで実施してきたフォローアップ調査について、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的に分析し、計画目標の達成状況等を検証することで、施策の成果を検証していく。						
次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、地域再生計画を認定することにより活用できる連動施策について、既存の連動施策以外にも地域活性化に繋がる取組に対して支援できるような施策を幅広く検討するとともに、当制度について積極的に周知を行うことなどによって、計画認定件数を増やしていく。また、本制度が有効に活用され、地域における地域再生の推進に資するよう、引き続き利用促進に取り組んでいく。 【測定指標】 「測定指標1 地域再生計画の認定件数」については、例年の計画数の実績値及び、平成27年度で計画期間が満了する計画のうち、新たに認定を受ける計画の数を踏まえて目標値を設定する。測定指標2については、フォローアップ調査の結果が出てから記載する。							

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑬ 平成 27 年度行政事業レビューシート(事業名：社会資本整備総合交付金) (抜粋)

		事業番号 0365						
平成 27 年度行政事業レビューシート (国土交通省)								
事業名	社会資本整備総合交付金		担当部署	大臣官房	作成責任者			
事業開始年度	平成 22 年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	社会資本整備総合交付金等総合調整室 室長 石田 優			
会計区分	一般会計		政策・施策名	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 37 総合的な国土形成を推進する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法 等		関係する計画、通知等	社会資本整備重点計画				
主要政策・施策			主要経費	公共事業				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的に一体的に支援。</p> <p><基幹事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業 ① 道路事業、② 港湾事業、③ 河川事業、④ 砂防事業、⑤ 地すべり対策事業、⑥ 急傾斜地崩壊対策事業、⑦ 下水道事業、 ⑧ その他総合的な治水事業、⑨ 海岸事業、⑩ 都市再生整備計画事業、⑪ 広域連携事業、⑫ 都市公園等事業、 ⑬ 市街地整備事業、⑭ 都市水環境整備事業、⑮ 地域住宅計画に基づく事業、⑯ 住環境整備事業</p> <p><関連社会資本整備事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画第2条第2項各号(第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。)に掲げる事業(維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公営賃貸住宅の整備に関する事業</p> <p><効果促進事業> 計画の目標実現のために基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業等(ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等、交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて通行される公共交通機関に係る事業等及びレクリエーションに関する施設の整備事業等を除く。)</p>							
実施方法	交付							
予算額・執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	当初予算	1,250,000	995,005	944,450	995,691			
執行額			1,178,560	990,139				
	率	100%	99%	99%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度	
	全ての社会資本総合整備計画について、成果目標を達成する	社会資本総合整備計画中の成果目標の達成度(%) (全国ベース)	成果実績	%	-	80	75	
			目標値	%	-	100	100	
			達成度	%	-	80%	75%	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載 <input type="checkbox"/> チェック								
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	社会資本総合整備計画数 (全国ベース)	活動実績	計画	3,016	2,530	2,606		
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
		単位当たりコスト	百万円	469.9	355.3	348.1	-	
		計算式	百万円/計画数	1,417,354 / 3,016	898,870 / 2,530	907,161 / 2,606		
平成 27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	交付金事業	835,631						
	計	835,631	0					

都市再生整備計画事業は社会資本総合整備計画の基幹事業の一つであり、社会資本総合整備計画の事後評価は、都市再生整備計画事業の効果の発現状況等も踏まえて実施されており、その結果を活用している。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑭ 平成 22 年度政策レビュー結果（評価書）都市再生の推進（平成 23 年 3 月国土交通省）（抜粋）

表 2-(3)-⑭-i 平成 22 年度政策レビュー結果（評価書）都市再生の推進（平成 23 年 3 月国土交通省）評価書の要旨（抜粋）

<p>評価結果</p>	<p>○ 都市再生緊急整備地域における都市再生事業に係る都市再生関連施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①施策コストと効果の比較、②都市再生特別地区の活用状況、③経済波及効果を踏まえると、民間の資金とノウハウを十分に活用するものとして、都市の再生に寄与する効果があることがわかった。 ・ 事業者は、初期投資負担の軽減、収益機会の向上、事業の信頼性の向上、といった効果を認識。 ・ 一方で、現在の 65 の都市再生緊急整備地域において、都市再生関連施策の活用状況が異なっており、現在の都市再生関連施策が全ての地域において十分に機能したとはいえない。 ・ 事業者は、いずれの都市再生関連施策に関しても、資料作成費用や手続きに要する時間など手続き面のコストについて改善を望む声が多い。 <p>○ 都市再生整備計画区域における都市再生整備事業に係る都市再生関連施策について</p> <p>市町村の事後評価結果も踏まえて、評価している。</p> <p>再生に寄与する一寄与することがわかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方、大都市と比べて民間活力が相対的に弱いこともわかった。 ・ 都市再生整備計画区域においては、地域の特色に応じて多様な目標を設定し、様々なまちづくりの課題に対応した都市再生が、行政・住民や民間の連携・協働の下、進められつつある。
<p>政策への反映の方向</p>	<p>① アジア諸都市の台頭により、我が国都市の相対的な地位の低下が懸念される中、国の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を推進し、海外から企業・人等呼び込むことにより、大都市の再生を図ることが喫緊の課題</p> <p>○ 国の成長を牽引する大都市の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市開発事業の実施主体である民間事業者とこれを後押しする国・地方公共団体とが連携して各種施策を集中的に実施する体制 ・ 都市開発事業に対する資金供給の円滑化のための金融環境の整備 ・ 旺盛な民間活力を活用するため、企業の財務状況等を踏まえた都市開発事業の有効なインセンティブの付与 ・ 都市再生関連施策の迅速化 <p>② 少子高齢化や人口減少の進展、国・地方を通じた財政状況の悪化といった状況の中、都市の魅力を上昇させていくためには、行政だけではなく、企業やNPO等の民間主体のまちづくりへの積極的な参画を促し、官民連携によるまちづくりを推進することを通じて、自発的・自立的に地域のポテンシャルを活性化させていくことが重要</p> <p>○ 都市の魅力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村による個性あるまちづくり ・ 立ち上がり困難な都市開発事業への財政面・ノウハウ面などの支援 <p>○ 民間主体の参画によるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域において様々な分野で活動するNPO等とも積極的に連携した、きめ細やかな施策の展開 ・ 官民連携によるまちづくりを推進するための新たな枠組み

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑭-ii 平成 22 年度政策レビュー結果（評価書）都市再生の推進（平成 23 年 3 月国土交通省）第 3 章 3.2(2)都市再生整備計画に位置付けられた公共公益施設の整備に関する事業等の推進（抜粋）

ハ 目標達成度

- 市町村が実施した事後評価結果によると、目標値を達成した指標は 64%、目標値には達しなかったが一定の成果があった指標は 26%、成果の見られない指標は 9%であった。また、完了地区のうち 93%の地区において目標値を達成した指標があり、まちづくり交付金の成果が確認された。
- 平成 21 年度までに完了した 802 地区において、事後評価に用いられた指標は 3,787 指標ある。うち、都市再生整備計画に既に記載のあった「目標を定量化する指標」は 2,833 指標、事後評価時に新たに追加された「その他指標」は 954 指標である。
- 都市再生整備計画に既に記載のあった 2,833 指標については、目標値を達成した指標（達成度○）は 64%、目標値には達しなかったが一定の成果がある指標（達成度△）は 26%、成果が見られなかった指標（達成度×）は 9%となっている。（達成度○、△、×は事後評価シートに記載された数値目標の達成に関する市町村の自己評価である。）
- 平成 21 年度までに完了した 802 地区のうち、93%にあたる 744 地区において、達成された指標があり、まちづくり交付金の効果が確認された。
- 指標によって目標達成に差異があり、特に商業販売額や従業員数など経済の影響を受ける指標で達成割合が比較的低い。

市町村が実施した事後評価の結果が政策評価に活用されている。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑮ 中心市街地活性化基本計画平成 26 年度最終フォローアップ報告（平成 27 年 8 月内閣府地方創生推進室）（抜粋）

V. 好取組事例

① 歩行者通行量の増加に繋がっている事例

市町村名	倉敷市(岡山県)【平成22年3月23日認定】				
計画期間	平成22年3月 ~ 平成27年3月				
目標指標	歩行者・自転車通行量(休日)の増加				
基準値	72,452人/日 (平成21年)	実績値	96,263人/日 (平成26年)	目標値	74,000人/日 (平成26年)
取組概要	<p>○JR 倉敷駅北では倉敷市が「潤いと憩いの空間」として倉敷みらい公園を、民間企業が「賑わい創出空間」として大規模複合型商業施設を整備。同駅南では倉敷美観地区において電線類地中化等により町並み景観の向上を図るとともに、倉敷らしい町家・古民家再生による新魅力集客拠点「林源十郎商店、奈良萬の小路、クラシキ庭苑、くらしき宵待ちガーデン」などが開業したこと等により、実績値が目標値を大幅に上回った。</p> <p>○目標達成のために計画した事業は概ね予定どおり完了。さらに、最新の実績でも目標値を超えた。</p> <p>○今後は更なる賑わい創出を図るとともに、安定的に現況以上の水準を維持することを目指す。</p>				
					
	<p><倉敷みらい公園と大規模複合型商業施設></p>		<p><くらしき宵待ちガーデン></p>		

② 歩行者通行量の増加に繋がっている事例

市町村名	大村市(長崎県)【平成21年12月7日認定】				
計画期間	平成21年12月 ~ 平成27年3月				
目標指標	歩行者・自転車通行量(平日・休日)の増加				
基準値	7,835人/日 (平成20年度)	実績値	10,355人/日 (平成26年度)	目標値	8,120人/日 (平成26年度)
取組概要	<p>○老朽化した商業・住宅施設を再開発し、平成24年10月に分譲マンションが完成、同年11月に商業施設「コレモおおむら」がオープンする等、商業施設等と一体となった利便性豊かな居住空間の整備を行った。</p> <p>○中心市街地内の回遊性の向上を図るため、商店街の休憩スペース等として、長椅子や情報案内板を備える公園を整備するとともに、散策路や公共施設のユニバーサルデザイン化を実施。</p> <p>○フリーマーケットやミニシアターなど多彩なイベントの開催が可能な広場や、多世代交流拠点となる市民交流プラザの整備を行うことで、親子連れを中心に新たな人の流れが創出された。</p>				
					
	<p><商業施設 コレモおおむら></p>		<p><親子連れで賑わう市民交流プラザ></p>		

③空き店舗率の改善に繋がっている事例

市町村名	秋田市(秋田県)【平成20年7月9日認定】				
計画期間	平成20年7月～平成26年6月				
目標指標	空き店舗数				
基準値	25店 (平成19年)	実績値	5店 (平成25年)	目標値	7店 (平成25年)
取組概要	<p>○中心市街地内の空き店舗への入居や新店舗の建築などに要する設備資金の一部について、区域外に出店する場合に比べ利子補給率を0.5%上乘せし、最大2.0%の利子補給付きで融資あっせんを行った。</p> <p>○空き店舗への出店に係る経費(改装費、宣伝広告費、設備リース料、謝金等)の一部を補助したほか、大型商業施設内の空きテナントへの出店に対し、テナント賃借料の一部を補助した。</p> <p>○中通一丁目地区において整備された「エリアなかいち」のオープンによる中心市街地の通行量の増加との相乗効果が得られた。</p>				
	 <地元アーティストグッズ専門店(空き店舗入居例)>		 <中小路カフェ(空き店舗入居例)>		 <エリアなかいち>

④都市福祉施設利用者数の増加に繋がっている事例

市町村名	守山市(滋賀県)【平成21年3月27日認定】				
計画期間	平成21年3月～平成27年3月				
目標指標	福祉・文化・交流施設の利用者数				
基準値	126,082人 (平成19年)	実績値	244,182人 (平成26年)	目標値	163,000人 (平成26年)
取組概要	<p>○「子どもから高齢者まで幅広い世代が共生できるまち」「住民参加により、地域資源を活かし、魅力的で歩いて楽しいまち」を目標に、「行政が半歩前に進み、民間がそれに続く」を基本として事業に取り組んできた結果、集える場所・憩える場所や訪れやすい環境、歴史に親しめる場などが創出された。</p> <p>○福祉・文化・交流・商業機能を合わせ持つ「中心市街地活性化交流プラザ(愛称:あまが池プラザ)」や、町家を活用して地域活性化施設や商業機能を持った「歴史文化まちづくり館(愛称:守山宿・町家“うの家”)」を整備したことによって、行き交う人が多様化しながら増加し、集客の核、賑わいの核となる場が創出された。</p> <p>○今後は新計画に追加した、教育文化・医療福祉拠点との連携を高めながら、まちの魅力を高め、歩いて楽しく回遊できるまちをめざす。</p>				
	 <あまが池プラザ・あまが池親水緑地でのイベントの様子>			 <うの家(町家歴史塾)>	

VI. 取組の進捗・完了状況及び目標達成状況に関する各市からの報告

<取組の進捗・完了状況の分類>

- A (計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。さらに、最新の実績でも目標値を超えている。)
 a (計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。一方、最新の実績は目標値を超えている。)
 B (計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では基準値を超えたが、目標値には達していない。)
 b (計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。また、最新の実績では基準値を超えたが、目標値には達していない。)
 C (計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では目標値及び基準値にも達していない。)
 c (計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。また、最新の実績では目標値及び基準値にも達していない。)

<進捗・完了、活性化状況について、自治体、中活協議会、市民からの評価>

- ① かなり活性化が図られた
- ② 若干の活性化が図られた
- ③ 活性化に至らなかった (計画策定時と変化なし)
- ④ 活性化に至らなかった (計画策定時より悪化)

都道府県名	市町村名	目標	目標指標	自治体評価			中活協議会 意見	市民 評価
				評価 分類	進捗 完了 状況	活性化 状況		
平成20年7月9日認定								
秋田県	秋田市	訪れる人による賑わいづくり	歩行者・自転車通行量(休日)	A	①	②	②	②
		住む人による賑わいづくり	定住人口(夜間人口)	B				
		商店街の活力による賑わいづくり	小売業年間商品販売額	C				
		商店街の活力による賑わいづくり	空き店舗数	A				
平成20年11月11日認定								
北海道	富良野市	にぎわいと商業の活性化	歩行者通行量	C	①	①	①	②
		まちなか居住の推進	居住人口	C				
山形県	山形市	賑わい拠点の創出	歩行者通行量(休日)	C	①	②	②	②
		街なか居住の推進	中心市街地居住人口	c				
		街なか観光交流人口の増加	街なか観光客の入込数	A				
三重県	伊賀市	楽しく歩けるまちなみづくりと回遊性の向上	歩行者・自転車通行量	b	①	②	②	②
		魅力と集客力のある店の創出	小売業年間商品販売額	a				
		誰もが便利に移動できる交通手段の利便性向上	コミュニティバスの利用者数	c				
		近隣商業と都心型商業が共存する商店街の再生	小売販売額	C				
山梨県	甲府市	拠点施設や歴史文化施設の整備によるにぎわいの創出	歩行者通行量	C	①	②	②	②
		住環境整備や居住支援によるまちなか定住促進	居住人口	C				
		街なかの賑わい創出	中央商店街の歩行者通行量(休日)	C				
愛媛県	松山市	街なかの賑わい創出	路面電車の年間乗車人数	C	①	②	②	②
		街なかの観光交流人口増	中心市街地の観光客数(市有5施設)	B				
		街なかの商業活性化	中心市街地の小売業年間商品販売額	C				
平成21年3月27日認定								
山形県	酒田市	中心商店街の活性化	歩行者・自転車通行量(平日)	c	②	②	②	②
		街なか観光の推進	観光施設入込数	c				
		街なか居住の促進	居住人口	c				
静岡県	掛川市	様々な目的で人が集うにぎわいのあるまち	主要地点の歩行者通行量	C	①	②	②	②
		快適で便利に多くの人が住むまち	中心市街地の居住人口	c				
		活発な商業・業務・サービス活動のあるまち	中心市街地の営業店舗数	A				
兵庫県	丹波市	ストック活用による集客・交流機能の強化	歩行者・自転車通行量	C	①	②	②	②
		官民協働による街なか居住の推進	中心市街地の人口	c				
滋賀県	守山市	子どもから高齢者まで幅広い世代が共生できるまち	中心市街地の福祉・文化・交流施設の利用率	A	①	②	②	②
		住民参加により地域資源を活かし、魅力的で歩いて楽しいまち	歩行者・自転車通行量(平日)	a				
平成21年6月30日認定								
埼玉県	川越市	回遊性の向上	歩行者・自転車通行量(休日)8地点	A	①	①	②	②
			歩行者・自転車通行量(平日)8地点	A				
			滞在時間半日以上観光客割合	B				
		商業・サービス業の充実	卸売・小売業、飲食業、サービス業の事業所数	C				
佐賀県	小城市	「城下町や半蔵」など地域の特徴を活かした交流人口の拡大	中心市街地の歩行者・自転車通行量	a	②	③	②	③
		魅力的で暮らしやすい都市・商業機能の充実	中心市街地商店街の年間小売販売額	c				
平成21年12月7日認定								
静岡県	沼津市	交流人口の拡大	中心市街地の歩行者・自転車通行量(日曜日)	A	①	②	②	③
		定住人口の確保	中心市街地の居住人口	C				
福井県	敦賀市	敦賀の歴史・文化と新たな魅力が調和した中心市街地	観光施設の年間入込客数	B	①	②	②	③
		人が行き交い、新たな交流が生まれる中心市街地	歩行者・自転車通行量(休日)	C				
山口県	下関市	「歩きたくなる、回遊したくなる街」を実現する	歩行者等通行量(休日)	A	①	②	②	②
		「多様な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」を実現する	観光入り込み客数	C				
		「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」を実現する	市民サービス施設利用率	A				
兵庫県	姫路市	人々が訪れ、集い、回遊するまち	歩行者・自転車通行量	C	①	②	②	②
			空き店舗数	B				
			居住者数	A				
大阪府	高槻市	人々が暮らしたくなるまち	歩行者通行量	C	①	②	②	②
		中心市街地内の回遊性の向上	歩行者通行量	C				
		商業の質の向上による、商業集積の後押し力の増進	小売業年間商品販売額	C				
長崎県	大村市	居住人口の拡大	居住人口	A	①	①	①	①
		交流人口の拡大	歩行者通行量	A				

都道府県名	市町村名	目標	目標指標	自治体評価			中冠協議会 意見	市民 評価
				評価 分類	進捗 完了 状況	活性化 状況		
平成22年3月23日認定								
青森県	十和田市	芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を図る	歩行者・自転車通行量	B	①	②	②	②
		元氣なお店や快適な空間づくりと、安心安全な生活環境の整備を図る	居住人口	c				
岩手県	石巻市	集客施設による賑わい	3拠点施設の利用者数	c				
		回遊する人による賑わい	歩行者・自転車通行量	c	②	④	④	④
		住む人による賑わい	定住人口	c				
福島県	福島市	賑わいの創出	歩行者・自転車通行量	B	①	②	②	②
		快適居住の促進	居住人口	c				
長野県	上田市	居住満足度の高い安全・安心な中心市街地の形成を進める	中心市街地の居住人口	A	①	②	②	②
		市民、事業者等が連携した活動により地域活力の向上を図る	中心市街地の歩行者通行量	C				
岡山県	倉敷市	倉敷がまもり育ててきた伝統文化を活かし、まちの魅力を向上させる	主要有料観光施設の入場者数	C	①	①	①	②
		歩いて楽しい、暮らしやすいまちを形成する	歩行者・自転車通行量(休日)	A				
大分県	佐伯市	地区住民・市民が集う街	歩行者通行量	c	①	③	③	③
		深街者(観光客)が集う街	歴史と文学のみち(山原通り)の観光入込客数	b				
平成22年11月30日認定								
兵庫県	川西市	魅力的で活気のある『かわにし』の創出	年間商品販売額(小売業)	c	②	②	②	②
		深しみながら回遊したくなる『かわにし』の創出	休日の歩行者者通行量	a				

表 2-(3)-①⑥ 平成 26 年度実施施策に係る政策評価書（施策名：中心市街地活性化基本計画の認定）（抜粋）

平成26年度実施施策に係る政策評価書									
(内閣府26-18(政策5-施策②))									
政策名	地域活性化の推進								
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定								
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。								
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。								
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度				
	当初予算(a)	12.1	10.8	12.3	11.0				
	補正予算(b)	-	-	-	-				
	繰越し等(c)	-	-	-	-				
	合計(a+b+c)	-	-	-	-				
執行額(百万円)									
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「日本再興戦略」(H25.6.14) 民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化戦略(H26.12.27)</p> <p>○まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27) 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を推進する包括的政策パッケージの策定</p>								
測定指標	期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成
	年度ごとの目標	41%	-	-	-	41%	44%	60%	未達成
目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠) 平成26年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回った指標は、64指標のうち28指標の約4割であり、目標値である6割を達成できなかったが、昨年度の実績値からは改善がみられる。当該指標は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業を集中的に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、施策の目標に照らすと主要な指標であると考えられるため、施策は「進展が大きくない」と判断した。</p>								
評価結果	【測定指標の達成状況】	市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された指標の割合を測定するものである。平成26年度の達成状況については、通行量や空き店舗等、施設入込数等に関係する目標指標の改善率は全体平均よりも高かったが、居住人口や販売額等に関係する目標指標は、全体平均よりも低い結果となった。現行制度の運用が開始されて約9年が経過し、一部の市町村では中心市街地の活性化に大きな進展が見られているが、評価指標の実績数値が伸び悩んでいる主な要因として、予想を上回る域内人口の減少や長期にわたる景気低迷から地域経済が脱しきれていないこと等が挙げられる。また、東日本大震災による資材高騰・人手不足等により、中心市街地における自立的な民間投資が停滞していることや、事業進捗の遅れ(地権者との合意形成に時間を要した等)により計画期間内に竣工しない等も実績数値の改善につながらない要因となっている。							
	【達成手段の有効性・効率性】	認定を目指す市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、平成26年度の法改正等について、ホームページ等を通じた広報などにより周知し、中心市街地活性化の理念及び意義や、基本計画の認定を条件とした特例措置及び財政支援措置などの有用性を市町村に浸透させることに努めた。その結果、中心市街地活性化基本計画の認定数は、平成26年度末時点において125市177計画、前年度比で6市22計画増となっており、認定を受けて支援措置を活用する市町村が拡大していることから、当該認定制度が地方都市全体の活力の向上に寄与するものであると考える。							
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 平成26年度の法改正等により、新たな支援措置の創設及び認定要件の緩和、地域再生計画との連携等の制度の改善・見直しを行っており、この新たな制度等の活用を促進し、認定数の更なる増加に努めることで、中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。</p> <p>【測定指標】 市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、毎年実施されるフォローアップを通して、計画の進捗状況を確認し、目標達成を目指していく。</p>								
学識経験を有する者の知見の活用	-								
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-								
担当部署名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 高島 昌明 参事官 岸川 仁和	政策評価実施時期	平成27年8月				

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑰ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（抜粋）

表 2-(3)-⑰-i 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（平成 27 年 9 月 1 日、内閣府地方創生推進室）（抜粋）

- ⑤ 「5-4 その他の事業」のうち「5-4-2 支援措置によらない独自の取組」では、5-3・5-4-1 のいずれにも属さない地域独自の取組等について記載してください。
- なお、地域再生計画の認定申請をするにあたっては原則として、地域独自の取組等と相まって効果を発揮するよう申請主体の創意工夫が読み取れる様に記載してください。
- ⑥ 「6 計画期間」では、地域再生計画において掲げる目標を達成するための取組に要する期間として、始期と期間を示してください（例：地域再生計画認定の日から平成 30 年 3 月 31 日まで）。計画期間の長短について特段の定めはありませんが、計画期間の設定にあたっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間を設定してください。（概ね 5 年程度）

「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」について

地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。

なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように取組及び目標の効果測定にあたっては重要業績評価指標（KPI）の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください。

また、記載にあたっては、次のような様式を検討材料とすることが考えられます。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

※7-2で掲げる指標の算出（入手）方法や指標を踏まえて誰が、いつ、どのように評価を行うのかについて可能な限り詳しく記載してください。

※認定主体が実際に効果測定をする際に過度な負担が生じないよう、指標の設定、指標の算出（入手）方法、評価の行い方については申請の段階からよく検討することが望ましいと思われます。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

※計画書本体に以下のような目標が分かる表を記載するとともに、それらの評価手法等について理解できるような説明を工夫して適宜記載してください。

※なお、記載にあたっては次のような様式（最終的な目標達成だけでなく、計画期間の中間点における評価指標等を置くこと）を検討材料として申請主体において工夫した記載をしてください。

	関連事業	〇〇年 基準年	〇〇年	〇〇年 中間目標	〇〇年	〇〇年 最終目標
目標 1						
人口増	××事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
総人口	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏からの転入者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏への転出者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
移住相談件数	××事業	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
目標 2						
新規の雇用創出	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
20～30 歳台の就業率	△△事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
目標 3						
生産額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
輸出額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
目標 4						
地域を訪れる外国人旅行客数	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
地域を訪れる外国人旅行客の平均消費額	△△事業	XX,XXX 円	XX,XXX 円	XX,XXX 円	XX,XXX 円	XX,XXX 円
目標 5						
超高速ブロードバンド人口カバー率	△〇事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
地域におけるテレワーク導入企業数	△〇事業	〇社	〇社	〇社	〇社	〇社

目標 1

人口増については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

総人口については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

東京圏からの転入者数については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 2

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 3

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 4

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標5

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

※7-1及び7-2で掲げた評価結果等について、誰が、いつ、どのように公表するのかについて可能な限り詳しく記載してください。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑰-ii 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（平成 17 年 4 月 22 日、地域再生事業推進室）（抜粋）

- 5 目標を達成するために行う事業
 - 5-1 全体の概要
 - 5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業
 - 5-3 その他の事業
- 6 計画期間
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

計画の記入にあたってのポイントは次のとおりです。

- ①「1 地域再生計画の名称」には、当該計画の特徴や独自性を端的に表現する名称を記入してください。特段、表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。
- ②「2 地域再生計画の作成主体の名称」には、計画を作成し申請する地方公共団体の名称を記入してください（町村名を記入する場合、郡名も記入してください）。共同で申請する場合には、連名で記載してください。
- ③「3 地域再生計画の区域」には、計画の区域を明示してください。表示方法については計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で紛れがないように定めればよく、「〇〇市の全域」、「〇〇町の区域のうち、△△地区」などの文章による方法のほか、「〇〇県の沿岸区域。詳細は別紙による」として、図面の添付により補足してもかまいません。
- ④「4 地域再生計画の目標」には、基本方針 1 の内容（地域再生計画の意義及び目標）と計画の内容との整合性をとりつつ、地域再生計画の目標について、簡潔かつ端的に表現してください。その際、原則として、定量的な指標を用いるとともに、

事後的に評価が可能となるように、具体的に設定を行ってください。

また、地域再生基盤強化交付金による取組を中心とした地域再生計画にあつては、交付金を充てて行う施設の整備による効果、例えば、「汚水処理人口普及率を〇%から〇%に向上」などを中心に記述して下さい。

⑤「5 目標を達成するために行う事業」のうち、

「5-1 全体の概要」には、取り組みの全容が端的に表現されるように、概要を簡潔に記述して下さい。その際、複数の事業がある場合には、総論として個々の事業の関連についても記述して下さい。

「5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業」には、課税の特例、交付金、補助対象財産の転用等について、個々の事業ごとに、マニュアル（各論）の記載事項を記述して下さい。

なお、該当する事項がない場合には、「該当無し」として下さい。

「5-3 その他の事業」には、基本方針に基づく支援措置（基本方針3-4）に記載され、マニュアル（各論）でC2001など番号が付されているものについて、マニュアル（各論）を参照し、必要となる記載事項を記述して下さい。

なお、基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取り組みや、旧プログラムに基づき既に認定されている取り組みについては、例えば5-3-2と枝番を設けるなどした上で、ここに記述して下さい。

該当する事項がない場合には、「該当無し」として下さい。

⑥「6 計画期間」には、計画に示す目標を達成するために必要な取組に要する期間として、例えば、「認定の日から平成22年3月末まで」など、始期と期間を示して下さい。期間の長短についての特段の定めはありませんが、計画の期間は計画に示される取組を実施するために必要となる合理的な期間とされる必要があります

⑦「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」には、計画期間が終了した段階において、取組全体を評価する手法等について記述して下さい。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑩ まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）（抜粋）

表 2-(3)-⑩-i 目次（抜粋）

まちづくり交付金 評価の手引き 目 次	
第 1 部 事業評価の考え方	
1. 成果志向に基づくまちづくりマネジメントとしての事業評価	1- 1
2. まちづくり交付金の事業評価を構成する 3 つの柱	1- 3
3. 3 つの柱を支える 4 つの実践手法	1- 7
4. 事前評価の考え方	1-10
5. 事後評価の考え方	1-13
6. モニタリングの考え方	1-15
第 2 部 事前評価（都市再生整備計画の作成）の進め方	
1. 都市再生整備計画の作成	2- 1
2. 都市再生整備計画の記載方法	2- 3
3. 事業の効果	2-10
4. 既往のまちづくり交付金事業の成果・経験の反映	2-11
5. 市町村による事前評価の方法	2-11
6. 都市再生整備計画の公表	2-11
7. 都市再生整備計画の変更	2-12
《別表 1》都市再生整備計画の妥当性の検証項目	2-13
《事前：参考 1》まちづくりの目標と目標を定量化する指標、数値目標、事業との整合性	2-16
《事前：参考 2》望ましい目標値の設定のあり方	2-17
《事前：参考 3》「目標を定量化する指標と事業の関係検証シート」の記入例	2-19
《事前：参考 4》事業費について住民の合意を確認することによる事業効果の確認	2-21
《事前：参考 5》CVM法の実施による事業効果の確認	2-25
第 3 部 事後評価の進め方	
1. 事後評価のポイント	3- 1
2. 事後評価の内容	3- 6
2-1. 方法書の作成	3- 6
2-2. 事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む）	3- 7
2-3. フォローアップの実施	3-16
《事後：参考 1》効果発現要因の整理、今後のまちづくり方策の作成について	3-17
《事後：参考 2》事後評価原案の公表、事後評価結果の公表について	3-20
《事後：参考 3》まちづくり交付金評価委員会について	3-21
第 4 部 モニタリングの進め方	
1. モニタリングのポイント	4- 1
2. モニタリングの内容	4- 2
まちづくり交付金 指標活用マニュアル	
1. 事業評価に関する問題点	5- 1
2. 指標の選定	5- 6

事後評価の方法が示されている。

3. 指標を活用した評価の方法	5- 9
3-1. 事前評価	5- 9
3-2. 事後評価	5-19
4. データ収集の方法	5-23
4-1. 基本事項	5-23
4-2. 指標別事項	5-34

方法書作成の手引き

1. 本手引きについて	6- 1
2. 事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む）	6- 2

事後評価シート作成の手引き

1. 本手引きについて	7- 1
2. 事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む）	7- 2
事後評価シート 記入例	
まちづくり交付金事後評価 Q&A	

モニタリングシート作成の手引き

1. 本手引きについて	8- 1
2. モニタリングの実施	8- 2
モニタリングシート 記入例	

フォローアップ報告書作成の手引き

1. 本手引きについて	9- 1
2. フォローアップの実施	9- 2
フォローアップ報告書 記入例	

様式 都市再生整備計画・事前評価関係

都市再生整備計画	
【提出様式】まちづくり交付金の事前評価チェックシート	
【提出様式】事業効果分析結果シート	
【市町村控え】目標を定量化する指標と事業の関係表示シート	
【市町村控え】都市再生整備計画の妥当性検証シート	

様式 事後評価関係

まちづくり交付金 事後評価実施要領	
様式1 まちづくり交付金 事後評価方法書	
様式2 まちづくり交付金 事後評価シート	
【市町村控え】事後評価工程表	
【市町村控え】まちづくり交付金評価委員会審議事項チェックシート	
【市町村控え】事後評価チェックシート（方法書編・事後評価編）	

様式 モニタリング

様式3 まちづくり交付金 モニタリングシート	
------------------------	--

様式 フォローアップ

様式4 まちづくり交付金 フォローアップ報告書	
-------------------------	--

事後評価書等の様式が示されている。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑱-ii 第 2 部 事前評価（都市再生整備計画の作成）の進め方（抜粋）

**《事前：参考 1》 まちづくりの目標と目標を定量化する指標、
数値目標、事業との整合性**

まちづくりの目標、目標を定量化する指標及び数値目標を設定するにあたっては、実施する事業との整合性を考慮しながら、以下のような点を考慮して検討することが必要であると考へられています。

なお、「まちづくり」指標を設定する際の留意点等が整理されている。

- ア) 地域の課題を十分に把握し、最も中心的な課題の解決をまちづくりの目標とし、課題が解決した状況を具体的に想定して、目標を定量化する指標及び数値目標を設定して下さい。
- イ) 目標を定量化する指標及び数値目標は、事業の実施によってもたらされる実現可能な効果を表すものです。市町村において継続的に収集されている統計データで適当なものがあれば、それを活用して、目標を定量化する指標及び数値目標を設定して下さい。
- ウ) 目標を定量化する指標の性質によって数値目標の設定の考え方は様々です。近年の傾向よりも高めることが相応しいもの（例えば、観光客数を伸ばしたい）、低めることが相応しいもの（例えば、交通事故を減らしたい）、現状維持を図るもの（例えば、人口減少に歯止めをかけたい）等、まちづくり交付金を活用して、どのような課題をどのように改善したいのか、市町村の考え方をよく整理して、目標を定量化する指標とその数値目標を設定して下さい。
もし、まちづくりの課題や目標、事業内容と関連性の低い指標であると、事業の実施結果が指標の改善にうまく結びつかないため、いくら努力しても目標未達成となりますし、課題解決が図られたかどうか適切に検証できないなど、事後評価に大変な支障をきたします。
- エ) 幹線道路の歩道整備率等の事業量をあらわす指標（＝アウトプット指標）については、その整備が遅れている地区においてまちづくり交付金を活用して整備の促進を図るという側面では意味がありますが、予算をつけて事業を執行さえすれば容易に目標が達成できる指標です。そのようなアウトプット指標は必ずしも否定しませんが、アウトプット指標しかない都市再生整備計画では、地域の主体的なまちづくりの努力という側面で好ましいものではありません。
まちづくり交付金を活用して、課題を解決してどのようなまちに変えたいのか、実現したい社会的成果の指標（＝アウトカム指標）、例えば、歩道整備により交通事故を減少させる、というような指標にするなどの工夫が望まれます。
- オ) 当該事業に関連して、住民参加、NPO等の協力、民間企業等の進出等が予定されている場合には、それらによって得られる効果も勘案して下さい。
- カ) 関連事業等との相乗効果がある場合（関連事業の方が主なインパクトを持つ場合も含む）には、関連事業を含めた効果も勘案して下さい。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑩-iii まちづくり交付金指標活用マニュアル 目次（抜粋）

まちづくり交付金 指標活用マニュアル	
1. 事業評価に関する問題点	5-1
(1) まちづくり交付金の事業評価	5-1
(2) 事業評価に関する問題点	5-2
(3) 事業評価に向けて	5-5
2. 指標の選定	5-6
(1) 指標の例示	5-6
(2) 指標選定に関する留意点	5-6
3. 指標を活用した評価の方法	5-9
3-1 事前評価	5-9
(1) 数値目標の設定に関する基本事項	5-9
(2) 数値目標の設定の方法	5-11
(3) 因果関係の整理と分析	5-14
3-2 事後評価	5-19
(1) 評価値の計測	5-19
(2) 効果発現要因の整理	5-20
(3) 定性的な効果の分析	5-21
4. データ収集の方法	5-23
4-1 基本事項	5-23
(1) 都市再生整備計画の区域のデータ収集	5-23
(2) 市町村全体等のデータ収集	5-26
(3) 活用データに関する留意点	5-27
(4) データ収集の対象範囲等に関する留意点	5-28
4-2 指標別事項	5-34
(1) 人口・世帯	5-34
(2) 集客	5-35
(3) 交通環境	5-36
(4) 交通安全	5-37
(5) 公共交通機関利用状況	5-38
(6) 商業活動	5-39
(7) 公共公益施設利用状況	5-40
(8) インフラ等整備状況	5-41
(9) イベント開催状況	5-42
(10) まちづくり・コミュニティ・地域活動状況	5-43
(11) 地価	5-44
(12) 満足度調査	5-45

表2-(3)-⑩-iv まちづくり交付金指標活用マニュアル 表5-1 指標(例)(抜粋)

■表5-1 指標(例)		
指標分野	データの種類	主な出典資料
人口・世帯	①全人口、年齢階級別人口、転出入人口等 ②全世帯数、世帯主の年齢階級別世帯数、児童・生徒数が居る世帯等 ③新規住宅着工数、住宅戸数等	①国勢調査 ②住民基本台帳 ③建築着工統計、建築確認申請件数
集客等	①地区観光入込客数、観光スポット来訪者数、観光施設等利用者数等 ②地区来街者数、商店街来街者数(利用者数)等 ③地区宿泊客数	①市町村が独自に実施している観光統計調査等 ②都道府県、観光協会等で実施している観光統計調査等 ③全国統一基準の観光統計調査 ④他者保有資料
交通環境等	①道路、駅前広場等、公共施設の自動車、自転車、歩行者交通量 ②違法駐車、路上駐車台数 ③放置自転車台数 ④渋滞延長、渋滞長 ⑤交通所要時間	①道路交通センサス ②市町村による交通量調査
交通安全	①交通事故の発生件数	①警察資料
公共交通機関利用状況	①鉄道駅、電停の乗降客数(乗客数) ②路線バス、コミュニティバス利用者数等	①交通事業者等の公表資料 ②市町村の統計書等 ③他者保有データ
商業活動等	①小売販売額、商業販売額等 ②商業従業者数 ③その他(来店者数、店舗数・空き店舗数等)	①商業統計調査 ②事業所・企業統計調査 ③他者保有データ ④都道府県、市町村等の商圏調査等
公共公益施設等利用状況	①地域交流施設(交流センター、公民館等)の利用者数、回数等 ②市民利用公共施設(公園、広場)の利用者数、回数等 ③その他の公益施設(医療・福祉施設、文化施設、子育て支援施設等)の利用者数、回数等	①市町村の統計書 ②関係部署が個別に保有するデータ ③他者保有データ
インフラ等整備状況	①道路、歩道の整備状況(面積率、延長等) ②公園、広場、緑地等の整備状況(人口当たり面積、誘致圏人口等) ③市街地の安全性・防災性(消防活動困難地域、狭隘道路率、避難圏域、避難地面積等) ④バリアフリー整備率	①都市計画基礎調査 ②都市計画現況調査 ③地形図等の図面活用
イベント開催状況	①イベントの開催回数 ②イベントの参加者(集客)、参加団体数	①市町村が保有する資料 ②他者保有データ
まちづくり・コミュニティ・地域活動	①まちづくり・コミュニティ活動への参加者数、参加団体数 ②まちづくり・コミュニティ活動の開催回数 ③防災組織加入率・加入者数、防災活動参加率等	①都市計画市町村が保有する資料 ②他者保有データ
地価	①地価	①地価公示 ②都道府県地価調査
満足度調査		①市町村が実施している世論調査、アンケート調査等(過去、交付開始前年度) ②アンケート調査(交付開始前年度、最終年度)

具体的に指標が例示されている。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑱-v まちづくり交付金指標活用マニュアル 4-2 指標別事項 (2) 集客等 (抜粋)

(2) 集客等	
1. 指標分野	集客等
2. 活用の対象となるケース	<p>人を集め、賑わいを創出します。また、観光振興、交流活動の促進等、市街地の環境、快適性の向上等も対象とすることもあります。</p> <p>主に以下のような目標を設定している計画区域での活用が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中心市街地等における賑わいの創出等 ② 観光振興、交流活動の促進等 ③ 市街地の環境、快適性の向上等
3. データ	<p>収集の対象となるデータは以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地区観光入込客数（計画区域全体）、観光スポット来訪者数（計画区域内の特定エリア）、観光施設等利用者数等（計画区域内の特定施設） ② 地区来街者数、商店街来街者数（利用者数）等（計画区域内の特定エリア、特定施設）
4. 収集方法（出典資料）	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村が独自に実施している観光統計調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・調査単位は市町村によって異なります。（市町村全体、行政区画をいくつか分割した地域ごと、主な観光地、観光施設等） ② 都道府県、観光協会等で実施している観光統計調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・調査単位は都道府県によって異なります。 ③ 全国統一基準の観光統計調査（※） <ul style="list-style-type: none"> ※調査が始まったばかりであり、現在のところ実用性は低いと考えられますが、今後利用していくことが考えられます。 ④ 他者保有資料の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設や観光地の所有者、管理者等が保有している利用者数等のデータを活用することが考えられます。 <p>観光客数・来街者数は計画区域単位でデータを収集することが難しいケースが少なくないと考えられます。また、観光客数等は市町村単位では必ずしも低いケースも考えられます。そのため、データの収集に当たっては、計画区域単位での収集だけでなく、以下のような対応が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3. データ」の①②に示したように施設、特定エリア等を対象とする。 ・代表的な観光地が計画区域内にある場合は、市町村のデータを活用する。 <p>なお、近傍に立地する複数の観光施設等の利用者数を合算した場合、回遊観光により同一観光客が重複カウントされることから、計画区域全体の観光入込客数よりも過剰となる場合がある点に留意する必要があります。</p>
5. 解説	
データの収集期間	<p>基本事項に記載の通りとします。</p> <p>なお、観光客数等のデータは、計測時期（季節等）の影響が大きいと考えられるため、データ収集の時期については十分に留意する必要があります。</p>
市町村全体等のデータの反映	<p>計画区域全体のデータ等については、計画区域全体の目標値を設定します。</p> <p>データ収集を行う上での留意点等が整理されている。</p>
独自の調査、計測方法	<p>統計資料等、既存のデータを活用できない場合には、市町村、市町村以外の団体が保有するデータの活用、市町村職員による実測などの方法が考えられますが、以下の点に留意して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年的な比較が可能である（出典、方法が同じか）。 ・一定の信頼性を確保できる（出典、方法の妥当性、計測時期）

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑰ 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル（抜粋）

表 2-(3)-⑰-i 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル＜平成 27 年度版＞（内閣府地方創生推進室）（抜粋）

(3)目標指標の設定の考え方

(a)定量的な指標の設定

設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定してください。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。

また、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのしやすさ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することも考えられます。

中心市街地活性化の基本方針に沿った効果を、これら数値目標の達成状況から把握するには、複数の目標指標を適切に組み合わせることで総合的に判断することができます。

設定した数値目標は、原則、毎年フォローアップを行ない、かつ、計画期間内に達成されたかどうか判定することを前提に、毎年計測できる指標を設定してください。

(注) 枠は当省が付した。

表 2-(3)-⑭-ii 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル（平成 18 年 9 月 26 日内閣府中心市街地活性化担当室）（抜粋）

Ⅱ. 基本計画の認定基準の解説

基本計画の認定基準については、法第 9 条第 6 項各号（第 1 号基準から第 3 号基準まで）に規定されており、その具体的な内容は以下のとおりです。

1. 第 1 号基準〔基本方針に適合するものであること〕

基本方針の第 2 章 3. ①にあるとおり、具体的には、基本計画が以下に示す基本方針の各項目に定められた事項にのっとっているかどうかにより判断します。

- (1) 「第 1 章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項」
- (2) 「第 2 章 4. 基本計画の認定の手続」
- (3) 「第 3 章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項」
- (4) 「第 9 章 第 4 章（法第 9 条第 2 項第 4 号）から第 8 章（同項第 8 号）までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項」
- (5) 「第 10 章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項」
- (6) 「第 11 章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項」

それぞれの項目に関する詳細な内容は、以下のとおりです。

(1) 「第 1 章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項」

中心市街地の活性化の意義として、基本方針第 1 章 1. では、

「活性化された中心市街地は、

- ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。」と記載されています。

認定を受けようとする市町村は、上記の中心市街地の活性化の意義を踏まえ、基本計画を作成する必要があります。

また、中心市街地の活性化を通じて追求すべき目標として、基本方針第 1 章 2.

には以下の2つが掲げられています。

「① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。

② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。」

認定を受けようとする市町村は、この①及び②に掲げられた目標に従い、地域の実情に応じて重点化等を行った上で、両方の観点を追求する目標を設定する必要があります。

基本計画には、掲げた目標を達成するまでの取組期間を計画期間として定めなければなりません。なお、計画期間は、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮し、おおむね5年以内を目安に、適切に設定することが必要となります。

設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければなりません。

その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。

また、例えば、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのし易さ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することもできます。

目標の達成状況を的確に把握するためには、複数の数値目標を適切に組み合わせ設定することが有効であると考えられます。

なお、どのような指標を使用するかは各市町村の判断によるものですが、その指標を使用して設定した数値目標が計画期間内に達成されているかどうか判定できるものであることが必要です。また、定期的なフォローアップに使用できる指標である必要があります。

なお、数値目標の設定や達成状況の把握に際し、アンケート等による社会調査の手法を利用する場合には、その社会調査結果が有意なものであるかに十分留意する必要があります。

計画期間を超える長期的な視野ないしはビジョンについても、記載することができます。この場合には、計画期間を超える実施期間を有する事業等については、記載した長期的な視野ないしビジョンと整合性を持ったものとする必要があります。

(2) 「第2章4. 基本計画の認定の手続」

I. 認定制度の概要を参照してください。

(3) 「第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項」

基本計画を作成するに当たっては、中心の市街地であって以下の法第2条各号の

(注) 枠は当省が付した。

表 2-(3)-㉔ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル(平成
27年7月内閣府地方創生推進室)(抜粋)

表 2-(3)-㉔ - i 目次(抜粋)

目次	
I. 中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて	1
II. フォローアップ実施時期について	3
III. 定期フォローアップ	4
1. 定期フォローアップの概要	
2. 定期フォローアップに係る留意点	
3. 定期フォローアップの実施スケジュール	
4. 定期フォローアップの事後評価の方法や事後評価書の様式等を紹介している。	
IV. 最終フォローアップ	9
1. 最終フォローアップの概要	
2. 最終フォローアップに係る留意点	
3. 最終フォローアップの実施スケジュール	
4. 最終フォローアップ報告書の記載	

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑳-ii IV. 最終フォローアップ（抜粋）

IV. 最終フォローアップ

1. 最終フォローアップの概要

最終フォローアップは、計画期間終了後に実施するフォローアップです。

具体的には、基本計画の実施前後で中心市街地がどのように変化したのか、基本計画の目標が達成されたのか、市民意識にどのような変化があったのかといった内容について評価・報告をして頂きます。また、計画期間終了年度における目標指標の実績値、事業実施状況など、基本計画の成果について評価するとともに、今後の課題について整理します。特に、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映することが必要です（新たな基本計画の認定にあたって、内閣府はその反映状況等を確認します）。

フォローアップ報告書は、定期フォローアップと同様に、各市町村のホームページ等で公表して頂くほか、内閣府において年度毎に報告書を作成し、公表します。

2. 最終フォローアップに係る留意点

(1) 目標指標のデータについて

最終フォローアップにおいては、基本計画に定められている目標指標全てが対象となります。原則、計画期間終了年度の成果（目標指標の実績値を含む）についてフォローアップし、計画期間満了から2ヶ月以内に内閣府に提出し、概ね3ヶ月後に公表して頂きます(※1)。目標指標の実績値は、計画期間終了年度(※2)に調査が実施され、計画期間終了後2ヶ月以内に取りまとめられるものを基本とします(※3)。

なお、国の統計調査（例：経済センサス）の公表時期等の関係で、計画期間終了年度のデータが揃わない場合は、推計値によるフォローアップも可とします。

※1：年度途中で計画期間が満了する場合も同様です（6月終了の場合、8月末に提出）。

※2：年度途中で計画期間が満了する場合は、満了日から遡って1年以内のデータも可とします。

（27年6月末終了の場合、26年7月から27年6月までのデータ）。

※3：3/31時点の住民基本台帳調査で、4月にとりまとめを行う場合や、2月に実施した歩行者通行量調査のとりまとめが5月に完了する場合などが該当します。

(2) 最終フォローアップ報告書提出後のデータ更新について

最終フォローアップ報告書の提出期限までに計画期間終了年度のデータの取りまとめが完了しない場合は、最新値が確定した後、報告書に追記することが可能です（この場合は、事前に内閣府にご相談下さい）。

データ更新は、既に公表された内容を変更するのではなく、あくまで最新値の追記という形になりますのでご留意下さい。

【例】最終フォローアップは推計値で実施し、フォローアップ報告書の公表から半年後に調査結果が確定したため、その確定値およびその数値に基づいた総括内容を追記しておきたい場合など。

表 2-(3)-ア-① 指標が適切に設定されておらず事後評価が実施されていない例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 11 月 16 日～21 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		なし	—	—	—	—
事例の内容	<p>当該計画は、高齢者が社会活動に積極的に参画できる「生涯現役型社会」の環境づくりを行うものである。</p> <p>当該計画の目標として、①団塊の世代の退職後の活用による地域活性化及び②世代間・地域間の交流ネットワークの構築を定めているものの、指標が設定されておらず、事後評価が実施されていない。</p>					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		なし	—	—	—	—
事例の内容	<p>当該計画は、産業再配置促進費補助金と地方債により整備した「産業学習館」を転用し、食をテーマとした施設を整備（リニューアル）するものである。</p> <p>当該計画の目標として、①食品産業の雇用の増加、②都市間競争力の強化及び③地域主権プロジェクトの広域的な波及を定めているものの、指標が設定されておらず、事後評価が実施されていない。</p>					
3	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		間伐実施面積(ha)	10	35	—	—
		森林整備箇所への移動時間(分又は時間)	不明	15分～1時間短縮	—	—
		観光入込客数(人/年)	不明	150,000	—	—
		船出浮き年間利用者(人/年)	不明	50	—	—
		木材生産量	不明	10%増加	—	—
		港出漁日数(日/年)	130	160	—	—
	漁港出漁日数(日/年)	150	180	—	—	
事例の内容	<p>当該計画は、森林の保全や出漁機会の安定を図るものであり、目標の達成状況を測る指標として、上記 7 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、下表のとおり、「木材生産量 10%増加」といった目標値は設定されているものの、基準となる木材の生産量がどの範囲の生産量か不明であるなど、効果の発現状況が測定できず事後評価が実施されていない。</p>					

表 評価値を測定していない理由	
指標	未測定の原因
間伐実施面積	当時の資料等がないため、基準値と同様の方法で、指標を測定できない。
森林整備箇所への移動時間	基準値と比較し、どれだけ移動時間が短縮できるかを測定することで、目標の達成度を測ることができるが、当時の資料等もなく、基準値が設定されているか不明であるため、測定できない。
観光入込客数	目標年度が不明であるため、評価できない。しかし、少なくとも計画終了年度以降は目標値を超えている。
船出浮き年間利用者	基準値が不明であることに加え、目標値について、単に利用者数が年間 50 人以上に達すればよいのか、基準値よりも 50 人増加させればよいのか不明であるため、目標の達成度を測ることができない。
木材生産量	基準値と比較しどれだけ木材生産量を増加させることができるかを測定することで、目標の達成度を測ることができるが、当時の資料等もなく、基準値が設定されているか不明であるため、測定できない。
港出漁日数	目標年度が不明であり、指標の評価値を測定していない。
漁港出漁日数	目標年度が不明であり、指標の評価値を測定していない。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-② 地域再生計画において、アウトカム指標が全く設定されておらず、事業による効果を測定することが困難な例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 21 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		汚水処理人口普及率（%）	83.3	92.6	94.8	○
	事例の内容	<p>当該計画は、水質改善による生活環境や農業環境等の改善を図るものであるが、汚水処理人口普及率という指標しか設定されていない。</p> <p>汚水処理人口普及率は、汚水処理施設を利用できる人口を地域内の総人口で除した数値であり、事業の進捗状況を把握することは可能であるが、事業による効果を測定することは困難である。</p> <p>一方、地域基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）を活用した同様の計画には、汚水処理人口普及率に加えて、水質に関するアウトカム指標を設定して効果を測定しているものがみられる。</p>				
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 21 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日				

	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		汚水処理人口普及率（%）	81.2	85.8	88.5	○
	事例の内容	<p>当該計画は、水質改善による生活環境や農業環境等の改善を図るものであるが、汚水処理人口普及率という指標しか設定されていない。</p> <p>汚水処理人口普及率は、汚水処理施設を利用できる人口を地域内の総人口で除した数値であり、事業の進捗状況を把握することは可能であるが、事業による効果を測定することは困難である。</p> <p>一方、地域基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）を活用した同様の計画には、汚水処理人口普及率に加えて、水質に関するアウトカム指標を設定して効果を測定しているものがみられる。</p>				
3	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 7 月 9 日～21 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		馬文化新聞発行（回）	2	4	2	×
		機関誌発行（回）	2	3	2	×
		馬の知識冊子発行（回）	0	1	1	○
		シンポジウムの開催（回）	0	1	1	○
		出前講座の実施（回）	0	4	2	×
	体験乗馬等イベント（回）	0	7	4	×	
	事例の内容	<p>当該計画は、地方公共団体や馬関係のNPO団体等とのネットワークを創出するものであるが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p>				
4	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 6 月 21 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		サービス支給量（受入可能量） （人）	35	35	35	○
	事例の内容	<p>当該計画は、廃校舎を心身障害者の福祉作業所に転用した前地域再生計画の取組を継続するものであるが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p>				
5	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 11 月 16 日～26 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		防災・耐震・まちづくりフォーラムの開催（回/年）	1	1	1	○
	木造伝統構法による古民家の耐震補強に対する施策研究会の開催（回/年）	0	4	2	×	

	重要伝統的建造物群保存地区の指定を目指した調査（箇所）	0	3	3	○	
	地域歴史資産のデジタルアーカイブ構築	0	1	1	○	
	エコ・ミュージアムの確立等による歴史的風致の維持向上（箇所）	0	5	5	○	
事例の内容	当該計画は、NPOが主体となって実施する木造伝統構法等の耐震化住民ニーズと現況調査等の事業を中心に、民・産・学・官が協働し、一体となって自然環境と古い町並みの保全に配慮したまちづくりを行うものであるが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。					
6	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		現地導入検討品種数（品種）	0	15	33	○
		講習会等の開催回数（回）	0	10	401	○
事例の内容	当該計画は、新しい栽培品目への転換促進による地場産業の活性化等を図るものであるが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。					

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-③ 都市再生整備計画において、アウトカム指標が全く設定されておらず、事業による効果を測定することが困難な例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		狭隘道路（有効幅員 4m 未満）の解消（m）	2,535	1,485	1,099	○
		商業・店舗施設の増加（ha）	0.37	1.5	1.65	○
		最寄り公園までの経路長（m）	560	100	100	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標として、「みんなで考え、みんなで創り、みんなで育てるみんなのまち」（①安全・安心な生活空間の創出、②住民参加型まちづくりの推進、③持続可能なコミュニティ活動への誘導）を定め、目標の達成状況を測る指標として上記 3 指標を設定しているが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p> <p>なお、指標として設定している「商業・店舗施設の増加」については、商業・店舗施設用地の面積を測定するものであるが、出店数、商業・店舗</p>					

		施設用地の利用率、地区の年間小売販売額等のアウトカム指標を設定する余地があると考えられる。				
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		幅員 4m 以上の道路の整備率 (%)	28	60	55	×
		土地利用率の向上度 (%)	36	80	66	×
		公園へ歩いて行ける区域の割合 (%)	0	20	21	○
	事例の内容	<p>当該計画では、目標として「良好な居住環境の形成」(①土地区画整理事業により都市基盤の整備を行い、狭隘道路の解消、土地利用の向上による良好な居住環境を創出する、②地域生活基盤施設、調整池の整備を行い、災害の不安を解消し、安全に暮らせるまちを形成する。)を定め、目標の達成状況を測る指標として上記 3 指標(注)を設定しているが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p> <p>(注) 指標として設定している「土地利用率の向上度」とは、土地区画整理事業施行区域内における計画上の宅地面積に対して、使用収益の開始にかかわらず宅地としての利用が可能となった土地の面積の割合である。</p>				
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		既成市街地の建て替え困難宅地(宅地)	22	2	1	○
		消防署から駅舎跡地西側までの緊急車両移動時間(分)	3	2	2	○
		駅舎跡地から J R 駅までの車両移動時間(分)	14	5	8	×
	事例の内容	<p>当該計画では、目標として、「安全・快適なまちづくりの推進」(①安心して住み続けることができるまちづくりの推進、②連絡道路の整備等による地域内移動の円滑化、③新たな交通環境の整備)を定め、目標の達成状況を測る指標として上記 3 指標を設定しているが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-④ 汚水処理人口普及率に加え、水質改善に係る指標等のアウトカム指標を設定している例等

表 2-(3)-ア-④- i 汚水処理人口普及率に加え、水質改善に係る指標等のアウトカム指標を設定している例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		汚水処理人口普及率（%）	47.1	59.7	57.9	×
		現在の B O D の汚濁負荷量 (mg/l)	8.8	7.5	6.3	○
	水環境対策関連事業への参加者数（人）	3,240	3,564	3,538	×	
事例の内容	当該計画は、生活排水対策として汚水処理施設整備を促進し、公共用水域の水質向上を図るとともに、水環境の保全・創出を図るものであり、汚水処理人口普及率という指標に加えて、水質に関するアウトカム指標（B O D：生物化学的酸素要求量（微生物が有機物を分解するために使った酸素の量。一般に値が大きいほど水質は悪い。))を設定し、事業による効果を測定している。					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		農業用水基準の達成（pH）	7.3	6.0～7.5	7	○
		農業用水基準の達成（C O D (mg/L))	6.7	6 以下	4	○
		農業用水基準の達成（S S (mg/L))	10.4	100 以下	8	○
		農業用水基準の達成（D O (mg/L))	8.3	5 以上	12	○
		農業用水基準の達成（T - N (mg/L))	1.3	1 以下	1.0	○
		市全体の耕地面積減少率（5 年後）（%）	-8.2	-1.0	1.3	○
		市全体の耕地面積減少率（10 年後）（%）	-8.2	-0.7	—	—
		農業集落排水計画区域における汚水処理人口（普及率）（%）	61.0	78.2	100	○
		浄化槽計画区域における汚水処理人口（普及率）（%）	24.5	62.6	43	×
		個人設置型浄化槽による処理人口（人）	9,549	9,851	9,791	×

事例の内容	当該計画は、公共用水域の水質保全と、快適な生活環境の確保に努め、農業生産環境の改善により、魅力ある農村社会の形成を推進するものであり、汚水処理人口普及率という指標に加えて、水質に関するアウトカム指標（pH：水素イオン濃度、COD：化学的酸素要求量（酸化剤で化学反応として酸化させた場合に消費される酸素の量。一般に値が大きいほど水質は悪い。）、SS：浮遊物質（水中に存在する不溶解性物質の量。一般に値が大きいほど水が濁っている。）、DO：溶存酸素（水中に溶存する酸素の量。一般に値が小さいほど水質は悪い。）、T-N：全窒素（窒素化合物の総量））を設定し、事業による効果を測定している。				
3	計画区分	地域再生計画			
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日			
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	旧市の汚水処理人口普及率（%）	59.1	69.0	72.2	○
	旧市以外の旧町の汚水処理人口普及率（%）	62.0	70.0	69.0	×
	河川の水質観測地点のBOD（mg/l）	7.6	5.0	3.4	○
事例の内容	当該計画は、川の清流復活と、自然と触れ合いができる快適な水環境及び住環境の形成を図るものであり、汚水処理人口普及率という指標に加えて、水質に関するアウトカム指標（BOD：生物化学的酸素要求量（微生物が有機物を分解するために使った酸素の量。一般に値が大きいほど水質は悪い。））を設定し、事業による効果を測定している。				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-④-ii 地域再生計画において、河川等の水質改善という目的を掲げ汚水処理施設整備事業等を実施している 8 計画

計画の目的	指標
生活排水対策として公共下水道事業と浄化槽設置事業を一体的に推進するとともに、本市では、こうした地域の資源を守り、生活環境をより良いものとするために水環境に対する啓発を図ることにより、公共用水域の水質を保全し、美しく豊かな自然環境を未来に継承することを目指している。	汚水処理人口普及率（%）
	現在のBODの汚濁負荷量（mg/l）
	水環境対策関連事業への参加者数（人）
公共用水域の水質保全と、快適な生活環境の確保に努め、農業生産環境の改善により、魅力ある農村社会の形成を推進する。	農業用水基準の達成（pH）
	農業用水基準の達成（COD（mg/L））
	農業用水基準の達成（SS（mg/L））
	農業用水基準の達成（DO（mg/L））
	農業用水基準の達成（T-N（mg/L））

	農業集落排水計画区域における汚水処理人口（普及率）（％）
	浄化槽計画区域における汚水処理人口（普及率）（％）
	個人設置型浄化槽による処理人口（人）
	市全体の耕地面積減少率（5年後）（％）
	市全体の耕地面積減少率（10年後）（％）
<p>汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道と浄化槽を一体的に整備するとともに、河川・水路などの一斉清掃や、河川愛護など多くの市民活動を促進することにより、川の清流復活と、自然とふれあいができる快適な水環境及び住環境の形成を図り、地域の再生を目指す。</p>	旧市の汚水処理人口普及率（％）
	旧市以外の旧町の汚水処理人口普及率（％）
	河川の水質観測地点のBOD（mg/l）
<p>本区域である農村地域の河川及び排水路等の公共用水域は、未処理放流される家庭用雑排水等により水質汚染が進行し、基幹産業である農業の魅力を衰退させる要因にもなっている。そこで農業集落排水施設と浄化槽設置の2事業を汚水処理施設整備交付金を活用して、経済的かつ効率的な整備を行い、農村地域の生活環境を改善する。</p>	汚水処理人口普及率（％）
<p>当該地区の農業生産基盤、自然環境の保全、集落の良好な住環境の確保を図る必要があることから、農業集落排水事業の推進や合併処理浄化槽の設置促進に努め、一層の水質浄化対策を進めるとともに、市民との協働による美化運動を展開しながら、豊かな自然生態系を有する農環境の維持再生を目指し、人と自然が共生した市街地周辺生活環境の再生を図る。</p>	汚水処理人口普及率（％）
<p>良好な生活環境と自然環境の保全を図るため、下水道事業の計画的な推進と、合併処理浄化槽の設置支援として交付金を活用することにより、汚水処理施設整備の強化を図り、産業と自然の共存するまちづくりを目指す。</p>	汚水処理人口普及率（％）
	汚水処理面積（ha）
	イベント等開催回数（回）
	河川愛護活動実施回数（回）
	事業系 総排出量（トン/事業所）
	1事業所当たりの排出量（トン）
	家庭系 総排出量（kg/人）
	1人当たりの排出量（トン）
	事業所系家庭系排出量合計（％）
直接資源化量（％）	

	総資源化量 (%)
	中間処理による減量化量 (%)
	埋立最終処分量 (トン)
市街化区域外の地域は、市街化区域内の地域と比べて生活排水処理施設の整備が十分ではないため、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び市町村設置型浄化槽の三つの施設を連携させ、効率的・効果的に整備を行うことにより、生活環境の改善及び良好な水環境の保全を図るとともに、住民が健やかで豊かな生活を享受できる活力ある地域づくりを目指す。	市街化区域外の生活排水処理整備率 (%)
	下水道出前講座の累計受講者 (人)
汚水処理施設整備交付金を活用し、全国水準より低い汚水処理人口普及率を向上させることにより、水のかがやきを再生させ、「水が生きているまち」としてふさわしいまちづくりを推進する。	汚水処理人口普及率 (%)
	出前環境教室の開催 (人)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑤ 同一地区で引き続き実施された次期計画において、新たにアウトカム指標を設定している例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
目標 (指標)	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	4m 以上の道路の整備率 (%)	28	60	55	×
	土地利用率の向上度 (%)	36	80	66	×
	公園へ歩いて行ける区域の割合 (%)	0	20	21	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標として「良好な居住環境の形成」(①土地区画整理事業により都市基盤の整備を行い、狭隘道路の解消、土地利用の向上による良好な居住環境を創出する、②地域生活基盤施設、調整池の整備を行い、災害の不安を解消し、安全に暮らせるまちを形成する)を定め、目標の達成状況を測る指標として上記 3 指標を設定しているが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p> <p>当該市では、事後評価において、「当初設定した指標は、全てアウトプット指標であったため、事業の整備量でしか評価を行うことができなかった」、「指標を設定する際には、できるだけアウトカム指標を用いるようにすることで、事業の効果を住民や地区に与えた影響等で評価できるようにする」として、次期計画では、次の指標を設定している。</p> <p>① 新規住宅着工数 (地区内において、土地区画整理法第 76 条の建築許可申請が行われた戸数の累計値)</p>				

	② 居住環境の改善率（地区内の計画上の宅地面積に対する土地区画整理法第 99 条の使用収益の開始が行われた宅地面積の割合） ③ 公共空地（学校・公園）までの所要時間（地区内の主要箇所から、最寄りの学校又は公園まで移動するのにかかる時間の平均値）
--	---

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑥ 目標値が適切に設定されておらず、事後評価を適切に実施することが困難となっている例

表 2-(3)-ア-⑥-i 事業との整合性が確保されていない例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	歩行者・自転車数の増加（人）	422	450	353	×
	居住者数（人）	13,712	14,500	13,343	×
	主要住宅団地からの駅への移動距離移動時間の短縮（m/分）	300	340	498	○
事例の内容	<p>当該計画では、区域内での「自転車利用の促進」及び「観光促進」を目標の一つに定め、サイクリングロード等の道路整備や基盤整備を実施しているが、目標の達成度を測る指標として設定した「歩行者・自転車数」の測定箇所は付近で道路事業を 1 事業実施しているものの、サイクリングロード整備事業等の指標に関係する道路事業等の実施箇所とは離れている。</p> <p>このため、計画に基づく事業との整合性が確保されておらず、事後評価を実施する際に、事業による効果が適切に把握できていない。</p> <p>なお、当該市は、交流人口の動きを測定するには、数箇所では交通量調査を行い、その平均値を取る方法にした方が良かったとしている。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑥-ii 事後評価を実施する際に計画に基づく事業そのものの効果が検証できない例

計画区分	地域再生計画				
計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	港湾施設 1 か所及び漁港施設における必要係船延長に対する、安全に使用できる物揚場の延長比率（%）	14	83	65	×
	港湾施設 1 か所及び漁港施設において、イベント等による利用者の増加（人）	10,000	12,000	103,000	○
	港湾施設 2 か所において、航路・泊地浚渫による潮待ち時間の解消（分）	—	0	0	○

	港湾施設 2 か所及び漁港施設において、港の安定した出漁機会の確保による漁獲量減少の抑制 (t)	17,130	17,130	23,022	○
事例の内容	<p>当該計画は、計画作成主体である県が管理する港湾施設 2 か所及び計画作成主体である市が管理する漁港施設の防波堤等を整備するとともに、おさかなまつり等のイベントを実施するものである。</p> <p>当該計画の目標の達成度を測る指標の一つに「交流人口の増加（港湾施設 1 か所及び漁港施設において、イベント等による利用者の増加）」を設定し、基準値 10,000 人/年に対し目標値 12,000 人/年と設定し、実績値が 103,000 人/年と 10 倍以上増加していた。</p> <p>交流人口増加の結果の内訳をみると、1,500 人増加という目標を設定していた漁港施設で 500 人の増加、500 人増加という目標を設定していた港湾施設 1 か所で約 92,500 人の増加となっていた。</p> <p>計画作成主体である県及び市は、この結果について、港湾施設 1 か所において、魚介類の直販所施設が整備され（注）、販売体制が整い、交流人口の増加に相乗効果をもたらしたと評価している。</p> <p>（注）直販所施設は計画作成市でない当該港湾施設所在市の事業を活用した漁協組合により整備されている。</p> <p>しかし、指標として設定されたイベント参加者数の目標値は、直販所施設の整備事業を把握せずに設定されたため、事後評価を実施する際に計画に基づく事業そのものの効果が検証できないものとなっている。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑥-iii 目標値が適切に設定されているか疑義がある例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		交流人口（万人）	864.8	916.7	969.3	○
		間伐等森林整備事業実施区域面積（ha）	0	14	13	×
		間伐等森林整備事業実施区域面積（ha）	0	64	112	○
		J R 駅から神社までのアクセス時間（分）	0	-5	-9.6	○
		国道、国道 B P から健康公園までのアクセス時間（分）	0	-1	-0.1	×
		市中心部（市役所）までのアクセス時間（分）	0	-5	-4.4	×
		市役所支所までのアクセス時間（分）	0	-3	-4.2	○
東部拠点都市から市中心部（市役所）までのアクセス時間（分）		0	-3	-3.8	○	

	公園へのアクセスにおける通行危険箇所（落石等）改善（箇所）	0	3	2	×	
	都市計画商業地域（14ha）内の消防初動活動不能地域（幅員5m道路から140m以内）の解消	—	0	0	○	
	交通バリアフリー重点整備地区の歩行空間の確保（m）	0	540	215	×	
	「あんしん歩行エリア」内の交通環境の改善、安全性の確保（m）	0	200	0	×	
	市中心部（市役所）へのアクセス時間短縮（分）	0	-10	-10	○	
事例の内容	<p>当該地区は、山間地域及び海岸地域を多く抱えており、集落間及び市中心部へのアクセス路線の整備が課題となっていた。</p> <p>このため、当該計画では、地域再生基盤強化交付金（道整備交付金）を活用し、農林水産物の地産地消、特産品の販路拡大等の推進による農林水産業所得の向上、及び医療機関等を含む公共・公益施設への利便性の向上を図るなど、市民生活の向上、住民間の交流の促進及び地域産業の発展を目指すとしている。</p> <p>当該計画では、当該地域の道路を一体的に整備しアクセス性を向上させることにより交流人口を増やすとしているが、道路整備自体が計画期間内に完了せず、アクセス時間の短縮が図られていない（注）指標があるにもかかわらず、交流人口は目標値を大幅に上回り達成している。</p> <p>（注）アクセス時間の短縮は、実測に基づく値ではなく、道路の幅員、形状、舗装等の状況を踏まえ、道路整備実績に比例する形で算出された値である。</p> <p>当該市は、交流人口が大幅に増加している要因として、当該計画に基づく道路整備事業等による環境整備のほか、遷宮に向けた各種イベント事業の波及効果を挙げている。当該計画には交流人口の拡大を図る事業として、道路整備事業のほか、本殿修繕事業が位置付けられているものの、目標値が適切に設定されているか疑義がある。</p> <p>なお、交流人口の増加の要因としては、60年に一度の遷宮という特異な要因によるものが大きいと考えられ、当該指標が達成されたことをもって計画に基づく事業の効果があつたと評価することは困難である。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		歩行者数（人/日）	227	340	1,397	○
		区域内の歩道整備率（%）	11	78	60	×
		鉄道事故件数（件/5年）	6	4	2	○
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として、上記3指標を設定しており、主要な事業は、道路整備事業及び鉄道安全施設の整備に対する経費</p>				

	<p>補助事業となっている。</p> <p>事後評価時点では、目標の達成度を測る指標として設定された「歩行者数」は目標値を大幅に上回り達成している。</p> <p>これについては、平成23年4月に当該地区に隣接してショッピングセンターがオープンしたことによるものが大きいと考えられ、また、歩行者数を増やす要因となり得る宅地整備、商業施設整備及び美術館整備は、当該計画の関連事業に位置付けられているものの、いずれも他の計画（他地区の都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画）によって実施されているものであり、目標値が適切に設定されているか疑義がある。</p> <p>このため、当該指標が達成されたことをもって計画に基づく事業の効果があつたと評価することは困難である。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑥-iv 計画(交付)期間最終年度等に改めて計画前の歩行者通行量等の傾向を分析し、目標値を修正している例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成18年4月1日～25年3月31日 (交付期間：平成18年4月1日～23年3月31日)				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地域来訪者(人/年)	1,077,484	800,000	860,624	○
		公共交通利用者数(人/年)	162,840	170,000	148,000	×
		広場でのイベント参加者数(人/年)	70,000	90,000	93,795	○
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「地域来訪者」を設定しており、目標値は、基準値である平成16年の数値(1,045,243人/年)を踏まえ、当初1,100,000人/年と設定していた。</p> <p>しかし、交付期間最終年度である平成22年7月の計画変更の際、「同指標は即効性を得られる値ではないことや、本来の来訪者数は年々減少傾向にあったことを勘案して、基準値(平成16年)からの増加を目標とするのではなく、まち交事業実施前のトレンド(平成11年～15年)を調査し、そこから、都市再生整備計画事業を実施しなかった場合の平成22年度値を推計し、その値と比較した増加率(従来通り約5%)を目標値として再設定した」として、基準値を下回る800,000人/年に下方修正している(注)。</p> <p>当該計画は、計画作成当初から目標値の設定を適切に行うことができたものであるが、交付期間の最終年度に改めて計画前の地域来訪者の傾向を分析し、目標値を下方修正している。</p> <p>(注) 基準値も「本来年度であるべき数値が、暦年値を採用していたことが判明したため、事後評価の実施形式にあわせて「年度」の値に変更したものである」として、1,077,484人/年と修正している。</p> <p>また、当該計画では、評価値が修正後の目標値を上回っており、目標達</p>				

		<p>成と評価している。</p> <p>なお、当該市では、次期計画においても、「地域来訪者」を指標に設定しているが、次期計画では、当初の計画作成段階から、過去（平成14年から23年）の傾向を分析して目標値を設定するように改善を図っている。</p>				
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成18年4月1日～23年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		公園来訪者数（人/年）	550,000	515,000	580,222	○
		利便施設整備による満足度（%）	0	70	83	○
		園内移動時間（分）	20	6	2.5	○
	事例の内容	<p>当該計画では、目標を定量化するための指標の一つとして、「公園来訪者数」を設定している。</p> <p>当該指標に係る目標値は、基準値である平成16年度の数値（720,000人/年）を踏まえ、当初888,000人/年と設定していた。</p> <p>しかし、平成22年3月の計画変更の際、平成8年度から17年度までの来訪者数の傾向を分析し、「年間4%増という過大な目標を改め、過去十年間の減少傾向を低減させる目標値を設定」として、基準値を下回る515,000人/年に下方修正している（注）。</p> <p>（注）基準値も「不適正数値（特異データ及び重複数値）の排除」として、550,000人/年と修正している。</p> <p>当該計画は、計画作成当初から目標値の設定を適切に行うことができたものであるが、計画期間最終前年度に改めて計画面の「公園来訪者数」の傾向を分析し、目標値を下方修正している。</p> <p>また、当該計画では、評価値が修正後の目標値を上回っており、目標達成と評価している。</p>				
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成18年4月1日～23年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地区内商店街歩行者数（人/日）	3,197	3,100	2,872	×
		新規住宅着工件数（件）	0	110	134	○
		消防・災害車両活動可能地域率（%）	34	65	59	×
	事例の内容	<p>当該計画では、目標を定量化するための指標の一つとして、「地区内商店街歩行者数」を設定している。</p> <p>当該指標に係る目標値は、基準値である平成17年度の数値（3,300人/日）を踏まえ、当初3,500人/日と設定していた。</p> <p>しかし、平成21年8月にモニタリングを実施し、3,420人/日であったため、「実施事業に一定の効果は認められるが、過去のトレンドと比較し</p>				

	<p>て過大な目標を設定したことにより、適切な事業評価が困難となっているため、目標値を適正化する」として、同年12月の計画変更の際、平成14年度から17年度までの歩行者数の傾向を分析し、基準値を下回る3,100人/年に下方修正している（注）。</p> <p>（注）基準値も、記載誤りがあったとして、3,197人/日と修正している。</p> <p>当該計画は、計画作成当初から目標値の設定を適切に行うことができたものであるが、計画期間最終前年度に改めて計画前の歩行者数の傾向を分析し、目標値を下方修正している。</p>
--	--

（注）当省の調査結果による。

表2-(3)-ア-⑦ 都市再生整備計画における指標別目標達成数

（単位：指標、％）

指標種類	指標数	達成数
アウトプット指標（事業量、事業の実施率等）	119	89(74.8)
満足度	91	65(71.4)
公共施設利用者数	64	43(67.2)
歩行者・自転車通行量	57	23(40.4)
居住人口	46	26(56.5)
観光入込客数	43	22(51.2)
鉄道駅、停留所等乗降客数	23	14(60.9)
イベント参加者数	15	11(73.3)
地域コミュニティ活動への参加者数	14	11(78.6)
電車、バス等利用者数（乗車数）	11	6(54.5)
その他（空き店舗率、雇用者・従業者数、宿泊客数等）	94	48(51.1)
合計	577	358(62.0)

（注）1 当省の調査結果による。

2 「達成数」欄の（ ）内の数値は「指標種類」欄に掲げた各指標の総数に占める割合である。

表 2-(3)-ア-⑧ まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）（抜粋）

(12) 満足度調査	
1. 指標分野	各種満足度調査
2. 活用の対象となるケース	<p>様々なケースで利用可能であり、計画区域の目標に合わせた調査を実施することができます。</p> <p>既採択計画区域では、道路利用、施設利用、居住環境、まちづくり関心度、歩行環境、景観等、多様な満足度調査が実施されています。</p>
3. データ	<p>市民、住民、通過交通、交通機関利用者、施設利用者等に対してアンケート調査等を実施します</p>
4. 収集方法 (出典資料)	<p>①市町村が実施している世論調査、アンケート調査等（過去、交付開始前年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用、時間等の問題から、交付開始前年度に調査を実施できない場合には、市町村が実施した既存の調査の結果を従前値として活用することが考えられます。 全市的に実施したアンケートの一部を切り出す作業が伴いますが、対応可能な場合もあります。 定期的に行われている調査の場合、過去のデータの収集が可能な場合もあります。 <p>②アンケート調査（交付開始前年度、終了年度）</p>
5. 解説	
データの収集期間	<p>基本事項は記載を省略しました。</p>
市町村全体等のデータの反映	<p>市町村全体等のデータを反映させたいと考えられます。</p>
過去データが収集できない場合	<p>調査の制約上、基本的には事業前後の2時点比較となることが少なくないと考えられ、以下の点に留意して評価を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標値の設定根拠に関する十分な説明（事前評価） 事業前後のデータ推移と事業との因果関係の分析（事後評価）
活用上の注意	<p>満足度調査は様々な事業で活用可能であり、その結果が極めて分かりやすいという特徴を持ちます。しかしながら、事業完了地区の状況を踏まえると、以下の諸点に注意し、この方法を採用するかどうかを判断する必要があります。</p> <p>①事後評価時点でアンケート調査等を実施できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象（調査対象）となる施設が事後評価段階で完成していない場合が対象となります。 満足度調査の場合、事後評価で論理的に「見込み値」を設定することは困難であり、この方法を採用することは適切ではありません。 <p>②従前データを収集できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の調査結果がなく、新規にアンケート調査等も実施せず、事後段階の調査のみで評価を行うことは望ましくありません。交付開始前年度にアンケート等を実施し、従前データを収集します。 事後に実施する調査で、例えば「従前を1とした場合の満足度は」というような調査方法は望ましくありません。 <p>③従前従後の調査方法が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存のアンケート調査の結果等を活用する場合、ある程度の調査方法の違いが生じることはやむを得ません。 ただし、調査対象範囲（計画区域内か計画区域外か）、調査対象数（人数）、調査項目（質問内容）については、整合性が図られる必要があります。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ア-⑨ 都市再生整備計画における満足度指標の目標値について、十分な説明がなされないまま設定されている例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		南北連絡時間（分）	10	3	2.7	○
		公園利用者数（人/年）	20,000	22,500	20,563	×
		交通環境満足度（%）	10	50	79.8	○
浸水家屋数（戸）		4	0	0	○	
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 4 指標を設定している。</p> <p>満足度指標である「交通環境満足度」の基準値は、計画作成時に駅利用者及び地域住民を対象にアンケート調査を実施し、交通機能について「おおむね満足」又は「どちらかと言えば満足」と答えた人の割合である約 10.0%とされている。</p> <p>この満足度指標の目標値の設定方法を調査したところ、駅利用者及び地域住民の半数以上が満足することを目指すとしてされているのみで、設定根拠について十分に説明されていない。</p> <p>なお、当該市は、満足度指標の目標値をどの水準に設定すれば事業の妥当性があると言えるのかなど、設定に苦慮したとしており、国から目標値の設定に関する指針等を示してほしいとしている。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		歩行環境の満足度（%）	11	50	36	×
		公共施設の満足度（%）	17	50	60	○
		まち並み景観の満足度（%）	27	50	44	×
祭りの来場客数（人）		20,000	25,000	14,000	×	
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 4 指標を設定している。</p> <p>これらのうち、満足度指標として「歩行環境の満足度」（当該地区内の道路・散策路の移動における安全性について、非常に満足又はやや満足と回答した人の割合）、「公共施設の満足度」（当該地区内の公園などの状況及び公共施設（公園や道路）のバリアフリーについて、非常に満足又はやや満足と回答した人の割合）及び「まち並み景観の満足度」（当該地区の歴史的なまちなみの保存・活用状況について、非常に満足又はやや満足と回答した人の割合）の 3 指標を設定している。</p> <p>これら満足度指標の目標値の設定方法を調査したところ、いずれも「居</p>					

		住者及び来訪者の半分程度が満足する環境を目指す」として目標値を50%としたとして説明されているのみで、設定根拠について十分に説明されていない。				
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		歩行者満足度（%）	48.9	83.1	94.8	○
		やすらぎ空間充足度（%）	36.9	49.1	85.3	○
		子育て環境満足度（%）	30	65	97.7	○
		防災エリア率（%）	41.5	75	100	○
住環境改善率（%）	27.7	80	97.9	○		
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 5 指標を設定している。</p> <p>満足度指標である「歩行者満足度」、「やすらぎ空間充足度」及び「子育て環境満足度」の目標値の設定方法を調査したところ、次のとおり、いずれの指標も設定根拠について十分な説明がなされないまま目標値が設定されている。</p> <p>① 「歩行者満足度」の基準値は、当該地区内の中学校生徒を対象に通学幹線道路の安全度（満足度）について、アンケート調査を実施し、「良い」又は「まあまあ良い」と回答した者の割合である 48.9%とされている。</p> <p>目標値については、基準値の 1.7 倍、約 8 割を超える人々が満足することを旨として目標値を設定したとされているのみである。</p> <p>② 「やすらぎ空間充足度」の基準値は、地区住民を対象にして実施したアンケート調査において、公園整備事業の必要性について「この地区には公園が無いとため、非常に満足できる」又は「事業には、ある程度理解できる」と回答した者の割合である 36.9%とされている。</p> <p>目標値については、基準値の 1.33 倍、約半数の人々が満足することを旨として目標値を設定したとされているのみである。</p> <p>③ 「子育て環境満足度」の基準値は、保育所通所児父兄を対象としたアンケート調査において、保育所移転事業について「非常に満足できる」又は「ある程度満足できる」と回答した者の割合である 30.0%とされている。</p> <p>目標値については、基準値の 2 倍以上の人々が満足することを旨として目標値を設定したとされているのみである。</p>					
4	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				

目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	満足度（％）	70	90	88.0	×
	交流と憩いの空間形成（㎡）	800	14,700	14,700	○
	居住世帯の増加（世帯）	360	410	374	×
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記3指標を設定している。</p> <p>「満足度」の基準値は、市民を対象にアンケート調査を実施し、住んでいる地域の居住基盤に満足しているかについて、「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と回答した者の割合である70%とされている。</p> <p>目標値の設定方法を調査したところ、当該市は期待値として設定したもものとしており、目標水準が妥当か十分に説明されていない。</p>				
5 計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成19年4月1日～24年3月31日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	駅前広場で危険を感じる割合（％）	65.3	32.7	14.2	○
	未就学児の教育・保育施設の満足度（点）	-2.46	2.30	7.44	○
	駅前広場が不便だと感じる割合（％）	45.2	22.6	17.1	○
	駅南地区東西間の連絡強化（分）	7	4	4	○
	駅南地区と駅間の連絡強化（分）	26	18	14	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記5指標を設定している。</p> <p>満足度指標である「駅前広場で危険を感じる割合」、「未就学児の教育・保育施設の満足度」及び「駅前広場が不便だと感じる割合」の目標値の設定方法を調査したところ、次のとおり、いずれの指標も設定根拠について十分な説明がなされないまま目標値が設定されている。</p> <p>① 「駅前広場で危険を感じる割合」の基準値は、当該地区住民を対象にしたアンケート調査において、駅前広場において車の走行が危険と感じると回答した人の割合である65.3%とされている。</p> <p>目標値については、駅前広場に危険性を感じる人の割合を50%減少させるとして目標値を設定したと説明されているのみである。</p> <p>② 「未就学児の教育・保育施設の満足度」の基準値は、当該地区の幼稚園及び保育所に通園する乳幼児の保護者を対象にしたアンケート調査において、「満足（10点）」、「どちらかと言えば満足（5点）」、「どちらとも言えない（0点）」、「どちらかと言えば不満（-5点）」、「不満（-10点）」と回答があったものを点数化して集計したマイナス</p>				

		<p>2.46点とされている。</p> <p>目標値については、「不満」、「どちらかと言えば不満」又は「どちらとも言えない」と回答した保護者を半減させるとして目標値を設定したとされているのみである。</p> <p>③ 「駅前広場が不便だと感じる割合」の基準値は、当該地区住民を対象にしたアンケート調査において、駅前広場が不便と感じると回答した人の割合である45.2%とされている。</p> <p>目標値については、駅前広場が不便と感じる割合を50%減少させるとして目標値を設定したとされているのみである。</p>				
6	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成19年4月1日～24年3月31日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		用途地域の人口（人）	2,967	3,200	3,589	○
		公共施設の利用者数（人/年）	125,738	130,000	90,692	×
		歩行環境の満足度（%）	9.5	20.0	35.2	○
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記3指標を設定している。</p> <p>満足度指標である「歩行環境の満足度」の基準値は、平成18年11月に実施されたイベントの際に、市民を対象にアンケート調査を実施し、学校・図書館・公民館周辺などでの防犯性・安全性について満足と答えた人の割合である9.5%とされている。</p> <p>目標値の設定方法を調査したところ、当該アンケート調査結果の2倍の満足度を目指すとされているのみであった。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑩ 事業内容を踏まえ、一定の考え方をもって満足度指標の目標値が設定されている例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		芸術文化の振興（ポイント）	3.6	3.7	3.8	○
公園・緑地の整備（ポイント）		3.5	3.6	4.2	○	
	来街観光者数（人/年）	100,000	120,000	150,000	○	
	事例の内容	<p>当該計画では、「住・遊・学」の自立生活圏として、新たな情報発信の構築及び自然及び歴史遺産との共生とアメニティー性のある拠点の創造」を目標に定め、目標の達成度を測る指標として上記 3 指標を設定している。</p> <p>これらのうち、満足度指標である「芸術文化の振興」及び「公園・緑地の整備」については、当該市で毎年 6 月に実施しているアンケート調査において、「1 非常に不満、2 不満、3 やや不満、4 やや満足、5 満足、6 非常に満足」の回答区分の番号を評価点に置き換え、総評価点を総回答者数で除した平均値を採用している。</p> <p>目標値の設定方法を調査したところ、いずれも基準値である平成 19 年度時点では当該整備地区の満足度が市全体の満足度より低かったことから、歴史・文化遺産の整備が遅れているといった当該地域の課題を解決するため、公園整備や記念広場整備等の事業を実施することにより満足度を市全体の平均値まで引き上げることを目指すとして、市全体の平均値を目標値として設定している。</p>				
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		事業満足度（%）	15	70	57	×
駅東地区定住人口（人）		207	900	142	×	
	駅東口来客者数（人/年）	0	200,000	293,932	○	
	事例の内容	<p>当該計画では、「新しいエントランスの創造」を目標に定め、目標の達成度を測る指標として満足度指標である「事業満足度」を設定している。</p> <p>当該計画作成時に実施したアンケートにおいては、当該地区について、どのような方法でまちづくりを行うのが良いかという設問に対し、土地区画整理事業によってまちづくりを行うことが良いと答えた人の割合が 65.2%であり、最も多かった。</p> <p>土地区画整理事業等を行う当該計画において、事業満足度の目標値の設定に当たっては、当該アンケート結果を踏まえ、65.2%を上回る 70.0%と設定している。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-① 地域再生計画における事後評価実施状況

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
事後評価実施	56 (73.7)
事後評価未実施・不十分	16 (21.1)
指標が設定されておらず効果の発現状況が的確に把握できない	2 (2.6)
基準値が適切に設定されておらず効果の発現状況が測定できない	1 (1.3)
国から委託等を受けた事業の報告に必要な指標など一部しか測定していない	10 (13.2)
指標を測定し事後評価したかどうかについて、資料がなく分からない	3 (3.9)
計画期間を延長したため事後評価していないもの、事後評価はしているものの、国の統計結果が公表されていないなどとして、指標の一部が測定できていないもの	4 (5.3)
合 計	76 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

【参考】 計画期間を延長したため、当省の調査中に事後評価結果を入手できなかった計画又は事後評価結果を入手したものの一部指標が測定中としている計画

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 7 月 4 日～27 年 12 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		総事業費（億円）	—	300	—	—
		雇用者数（施設整備段階）（人）	—	300,000	—	—
		雇用者数（施設稼働段階・域内雇用者）（人/日）	—	1,500	—	—
		雇用者数（施設稼働段階・その他施設維持管理スタッフ、警備）（人工/年）	—	7,000	—	—
	事例の内容	<p>当該計画は、民間事業者の活力もいかしながら、観光や情報通信関連の産業振興及び新規企業立地を促進し、地域経済の活性化と就業の場を創出することで、厳しい経済・雇用状況を改善するものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 4 指標を設定している。</p> <p>当初認定後に施設設計計画が変更されたこと、北京オリンピック開催等の影響による資材高騰があったこと、平成 20 年 9 月のリーマンショック以降の経済不況等の影響により、当初計画から分譲住宅棟の販売期間等を見直す必要性が生じたため、計画期間終期を 23 年 7 月から 27 年 12 月に延長したことから、計画期間中のため事後評価はしていない。</p>				

2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 3 月 31 日～30 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		公営住宅の目的外入居戸数 (戸)	0	2	—	—
事例の内容	<p>当該計画は、当該地区に就労する者に対し、公営住宅の利用を可能とすることで、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図るものであり、上記 1 指標を設定している。</p> <p>当該計画は平成 20 年 3 月 31 日に認定され、当初 25 年 3 月 31 日までが計画期間とされていたが、当該計画を利用している入居者が 25 年 3 月 31 日以降も引き続き居住を希望するなど需要があったため、30 年 3 月 31 日まで計画期間の延長を行っていることから、事後評価を実施していない。</p>					
3	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		農業用水基準の達成（pH）	7.3	6.0～7.5	7	○
		農業用水基準の達成（COD (mg/L)）	6.7	6.0	4	○
		農業用水基準の達成（SS (mg/L)）	10.4	100.0	8.0	○
		農業用水基準の達成（DO (mg/L)）	8.3	5.0	12	○
		農業用水基準の達成（T-N (mg/L)）	1.3	1.0	1.0	○
		市全体の耕地面積減少率（5 年後）（%）	-8.2	-1.0	1.3	○
		市全体の耕地面積減少率（10 年後）（%）	-8.2	-0.7	—	—
		農業集落排水計画区域におけ る汚水処理人口（普及率）（%）	61.0	78.2	100	○
		浄化槽計画区域における汚水 処理人口（普及率）（%）	24.5	62.6	43	×
	個人設置型浄化槽による処理 人口（人）	9,549	9,851	9,791	×	
事例の内容	<p>当該計画は、公共用水域の水質保全と、快適な生活環境の確保に努め、農業生産環境の改善により、魅力ある農村社会の形成を推進するものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 10 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、1 指標（市全体の耕地面積減少率（10 年後））については、農業センサスの結果が公表されていないため、指標が測定できていない。</p>					

4	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		I C から工業団地間の走行時間（分）	15	12	—	—
		工業団地から工業団地間の走行時間（分）	37	34	34	○
		スマート I C から中心市街地間走行時間（分）	29	24	25	×
		観光入込客数（人）	13,202,700	13,862,835	13,144,500	×
		森林整備による地域環境の改善 利用区域内における森林整備面積（ha）	1.6	6.5	14.8	○
分譲率（%）		0	100	60	×	
事例の内容	<p>当該計画は、市道及び林道を整備することで、産業地域と周辺地域のアクセス強化を図り、森林地域の保全・活用に努めるとともに、近隣市との連絡網の強化を図ることで道路ネットワークを充実させ、地域間交流を促進し、人・モノ・情報が交流する魅力的でにぎわいのある都市を目指すものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 6 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、1 指標については、事業が完了していないことから、指標が測定できていない。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-② 設定された指標のうち、国から委託等を受けた事業の報告に必要な指標など一部しか測定していない例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～22 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		事業利用企業における雇入れ数（名）	0	1,278	1,457	○
		事業利用求職者数（名）	0	1,805	5,308	○
		事業利用企業数（社）	0	103	—	—
		事業利用企業における雇入れ数（社）	0	88	—	—
		事業利用求職者の地域内における就職件数（名）	0	1,022	—	—
官民パートナーシップ確立のための支援事業への参加人数（人）		0	800	—	—	

	自治会加入率 (%)	64.6	70	—	—												
	地域活動への参加 (%)	18.2	30	—	—												
	本市のNPO団体数 (団体)	22	30	—	—												
事例の内容	<p>当該計画は、多様な異業種連携や産学官の協調により、地域の産業をけん引していく人材の育成と雇用を創出することを図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記9指標を設定している。</p> <p>しかしながら、指標を測定しているのは、「地域提案型雇用創造推進事業」を所管する厚生労働省への報告が必要である2指標のみであり、下表のとおり、残る7指標のうち、3指標については、評価値を測定しておらず、また、4指標については資料が残っていないため、評価値を測定したかどうかは不明である。</p> <p>表 評価値を測定していない理由</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>未測定の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業利用企業数</td> <td rowspan="2">企業を対象とした事業でないため測定不能</td> </tr> <tr> <td>事業利用企業における雇入れ数</td> </tr> <tr> <td>事業利用求職者の地域内における就職件数</td> <td>厚生労働省に報告する必要がないため測定していない</td> </tr> <tr> <td>官民パートナーシップ確立のための支援事業への参加人数</td> <td rowspan="4">資料不存在のため不明</td> </tr> <tr> <td>自治会加入率</td> </tr> <tr> <td>地域活動への参加</td> </tr> <tr> <td>本市のNPO団体数</td> </tr> </tbody> </table>					指標	未測定の理由	事業利用企業数	企業を対象とした事業でないため測定不能	事業利用企業における雇入れ数	事業利用求職者の地域内における就職件数	厚生労働省に報告する必要がないため測定していない	官民パートナーシップ確立のための支援事業への参加人数	資料不存在のため不明	自治会加入率	地域活動への参加	本市のNPO団体数
指標	未測定の理由																
事業利用企業数	企業を対象とした事業でないため測定不能																
事業利用企業における雇入れ数																	
事業利用求職者の地域内における就職件数	厚生労働省に報告する必要がないため測定していない																
官民パートナーシップ確立のための支援事業への参加人数	資料不存在のため不明																
自治会加入率																	
地域活動への参加																	
本市のNPO団体数																	
2	計画区分	地域再生計画															
	計画期間	平成18年7月3日～21年3月31日															
目標 (指標) の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況												
	新規雇用者数 (人)	0	158	55	×												
	シルバー人材活用 (人)	0	20	—	—												
	障害者雇用 (人)	0	10	0	×												
	工芸生産組合立ち上げ	—	(設立)	(未設立)	×												
	桑畑面積 (㎡)	0	5,000	3,000	×												
	養蚕農家の育成 (戸)	0	10	0	×												
事例の内容	<p>当該計画は、伝統工芸技術者やマーケティング技能者を育成することで伝統工芸工房の集積を図り、雇用機会創出と観光拠点の構築を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記6指標を設定している。</p> <p>しかしながら、「地域提案型雇用創造推進事業」を所管する厚生労働省への報告が必要である1指標(新規雇用者数)及び4指標(障害者雇用、工</p>																

		<p>芸生産組合立ち上げ、桑畑面積、養蚕農家の育成)は測定しているものの、「シルバー人材活用」については評価値を測定していない。</p> <p>なお、当該市は、「シルバー人材活用」の評価値を測定していない理由について、資料がないため不明としている。</p>				
3	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成18年7月3日～23年3月31日				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		I T 関連産業就業者数(人)	不明	7,000	—	—
		I T 関連企業数(社)	不明	70	—	—
		先進・実践結合型 I T 産業人材養成による育成人数(人)	0	90	129	○
モバイルサポート人材養成による育成人数(人)		不明	200	—	—	
事例の内容	<p>当該計画は、情報通信産業の持続的発展・集積を目指すとともに、雇用の創出につなげることで地域の活性化を推進するものであり、目標の達成度を測る指標として、上記4指標を設定している。</p> <p>しかしながら、評価値を測定しているのは、支援措置に係る指標である「先進・実践統合型 I T 産業人材養成による育成人数」のみであり、残り3指標については、評価値を測定していない。</p> <p>なお、当該市は、「I T 関連産業就業者数」、「I T 関連企業数」及び「モバイルサポート人材養成による育成人数」の評価値を測定していない理由について、資料がないため不明としている。</p>					
4	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成19年9月20日～22年3月31日				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		市商工業振興条例に基づく優遇制度の適用を受けた企業の設備投資額(億円)	104.0	150.0	88	×
		社会動態の増減数(人)	-1,938.0	現状維持	—	—
		地域雇用創造推進事業を利用する求職者等の就職者数(人)	0	658	637	×
ハローワークの有効求人倍率(倍)		不明	プラス0.2倍	—	—	
事例の内容	<p>当該計画は、I T 産業を担う技術者や I T ビジネスを推進する人材の育成等を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記4指標を設定している。</p>					

しかしながら、下表のとおり、「社会動態の増減数」及び「ハローワークの有効求人倍率」の2指標は、評価値を測定していない。

表 評価値を測定していない理由

指標	未測定の理由
社会動態の増減数	計画には、「平成 18 年マイナス 1,938 人→平成 21 年現状維持」と記載されているのみで、基準年が記載されておらず、かつ、指標の設定に係る積算資料が保存されていないため、「平成 21 年現状維持」が、平成 18 年と同じマイナス 1,938 人とするを目標とするのか、平成 18 年にマイナス 1,938 人となる前の平成 17 年の社会動態を目標とするのか不明のため測定できなかった。
ハローワークの有効求人倍率	支援施策「地域雇用創造推進事業」の遂行上必要ないデータのため、把握していない。

5	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 6 月 25 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		事業メニュー別利用企業数・利用者数（雇用拡大メニュー）（人）	0	230	433	○
		事業メニュー別雇用者数（人材育成メニュー）（人）	0	240	245	○
		事業メニュー別雇用者数（就職促進メニュー）（人）	0	25	—	—
		事業メニュー別利用企業数・利用者数（人材育成メニュー）（人）	0	545	528	×
		事業メニュー別利用企業数・利用者数（就職促進メニュー）（人）	0	250	10,147	○
	事例の内容	<p>当該計画は、光技術産業における専門的人材の育成、食品加工における高付加価値化・新商品開発を担う人材の育成、誘致を進めているコールセンターに対応した人材の育成、きめ細かな接客・接遇のできる観光人材の育成を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 5 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、「事業メニュー別雇用者数（就職促進メニュー）」については、計画作成時に指標の測定方法を検討しておらず、平成 20 年度に実績が把握できないことを労働局へ相談した結果、次年度以降、当該指標の</p>				

		実績は把握しなくてもよいと回答を受けたため。評価値を測定していない。														
6	計画区分	地域再生計画														
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～23 年 3 月 31 日														
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況											
	新規企業立地数（輸送用機器・光電子技術）（所）	—	160	—	—											
	製造品出荷額の増加額（輸送用機器・光電子技術）（億円）	設定していない	1,050	—	—											
	製造品出荷額（億円）	25,168	27,000	20,146	×											
	事業所数（工業）（所）	5,350	6,500	2,323	×											
	新規雇用創出数（輸送用機器・光電子技術）（人）	—	3,670	—	—											
	従業者数（工業）（人）	93,386	100,000	76,309	×											
	中核リーダーの養成（人）	0	40	48	○											
	システムアーキテクトの養成（人）	0	110	59	×											
	創造的工学技術者の育成（人/年）	0	25	—	—											
	付加価値額（輸送用機器・光電子技術）（億円）	8,523	8,949	—	—											
	外国人研究者数（人）	67	100	—	—											
	外国人研究者が関わる産学共同研究等の実施件数（件）	34	50	—	—											
	事例の内容	<p>当該計画は、製造業の再生を目指すものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 12 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、下表のとおり、7 指標については、評価値を測定していない。</p> <p>表 評価値を測定していない理由</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>未測定の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規企業立地数（輸送用機器・光電子技術）</td> <td rowspan="4">測定方法不明のため測定できなかった。 また、工業統計の産業分類と異なるため、工業統計結果からも把握できない。</td> </tr> <tr> <td>製造品出荷額の増加額（輸送用機器・光電子技術）</td> </tr> <tr> <td>新規雇用創出数（輸送用機器・光電子技術）</td> </tr> <tr> <td>創造的工学技術者の育成</td> </tr> <tr> <td>付加価値額（輸送用機器・光電子技術）</td> <td rowspan="3">詳細不明</td> </tr> <tr> <td>外国人研究者数</td> </tr> <tr> <td>外国人研究者が関わる産学共同研究等の実施件数</td> </tr> </tbody> </table>					指標	未測定の理由	新規企業立地数（輸送用機器・光電子技術）	測定方法不明のため測定できなかった。 また、工業統計の産業分類と異なるため、工業統計結果からも把握できない。	製造品出荷額の増加額（輸送用機器・光電子技術）	新規雇用創出数（輸送用機器・光電子技術）	創造的工学技術者の育成	付加価値額（輸送用機器・光電子技術）	詳細不明	外国人研究者数
指標	未測定の理由															
新規企業立地数（輸送用機器・光電子技術）	測定方法不明のため測定できなかった。 また、工業統計の産業分類と異なるため、工業統計結果からも把握できない。															
製造品出荷額の増加額（輸送用機器・光電子技術）																
新規雇用創出数（輸送用機器・光電子技術）																
創造的工学技術者の育成																
付加価値額（輸送用機器・光電子技術）	詳細不明															
外国人研究者数																
外国人研究者が関わる産学共同研究等の実施件数																

7	計画区分	地域再生計画									
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日									
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況					
		文化環境への満足度（%）	56.6	75.0	50.7	×					
		生産額の増加（億円）	—	2,850	—	—					
		国内外の企業誘致・創出（件）	—	700	—	—					
		コミュニティビジネス事業者数（事業者）	54	100	59	×					
		雇用創出（人）	—	20,000	—	—					
		観光入込客数（万人）	1,642	2,000	1,740	×					
		外国人延宿泊者数（人）	404,108	600,000	690,000	○					
当該市の美しさ評価（%）		54.6	70.0	76.5	○						
事例の内容	<p>当該計画は、構造改革特区及び都市再生プロジェクトの取組との一体的な運用を図りながら、地域経済の活性化と雇用の創造を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 8 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、下表のとおり、3 指標については、評価値を測定していない。</p> <p>表 評価値を測定していない理由</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>未測定の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産額の増加</td> <td rowspan="3">目標値は、平成 15 年度に認定された構造改革特別区域計画において示された「同特区計画の実施によりおおむね 10 年間で見込まれる区域内の経済的社会的効果」の数値であり、基準値はない。また、当該指標は、事後評価時において、測定方法が不明として未測定となっていることから、評価値もない。</td> </tr> <tr> <td>国内外の企業誘致・創出</td> </tr> <tr> <td>雇用創出</td> </tr> </tbody> </table>					指標	未測定の理由	生産額の増加	目標値は、平成 15 年度に認定された構造改革特別区域計画において示された「同特区計画の実施によりおおむね 10 年間で見込まれる区域内の経済的社会的効果」の数値であり、基準値はない。また、当該指標は、事後評価時において、測定方法が不明として未測定となっていることから、評価値もない。	国内外の企業誘致・創出	雇用創出
指標	未測定の理由										
生産額の増加	目標値は、平成 15 年度に認定された構造改革特別区域計画において示された「同特区計画の実施によりおおむね 10 年間で見込まれる区域内の経済的社会的効果」の数値であり、基準値はない。また、当該指標は、事後評価時において、測定方法が不明として未測定となっていることから、評価値もない。										
国内外の企業誘致・創出											
雇用創出											
8	計画区分	地域再生計画									
	計画期間	平成 20 年 6 月 25 日～23 年 3 月 31 日									
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況					
		就職者数（国の支援措置）（人）	0	1,013	1,902	○					
就職者数（市独自展開事業）（人）	0	2,000	—	—							
事例の内容	<p>当該計画は、産業の振興と人材育成事業を実施して、地域経済の活性化と大きな雇用創出を目指すものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 2 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、「就職者数（市独自展開事業）」については、市の各部局において把握し評価しており、地域再生計画としての取りまとめまでは行っておらず、評価値を測定していない。</p>										

9	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 7 月 9 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		人材養成数（プログラム修了者数）（人）	0	30	37	○
	陶器産業出荷額（市内專業窯元推定額）（億円）	10	11	—	—	
	事例の内容	<p>当該計画は、陶器産業人材の育成及び産業振興を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 2 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、「陶器産業出荷額（市内專業窯元推定額）」については、組合から聴取して測定する予定であったが、当該組合が解散してしまい測定が困難となったことから、評価値を測定していない。</p>				
10	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～平成 21 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		月間有効求人数（人）	7,418	8,618	6,549	×
	事業所・企業新設率（%）	3.9	4.2	—	—	
	事例の内容	<p>当該計画は、雇用の拡大と地域経済の活性化を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 2 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、「事業所・企業新設率」については、事業所・企業統計調査の結果を用いて新設数を測定しようとしていたが、当該調査は平成 18 年度をもって終了したため、評価値を測定していない。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-③ 指標の評価値を測定し事後評価したかどうかについて、資料がなく分からないとしている例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		市内の開業率が廃業率を上回ること	—	—	—	—
市内の製造品出荷額が 1,500 億円を超えること（億円）		1,316	1,500	—	—	
	市内の耕作放棄地面積が 100ha 未満となること（ha）	101.16ha	100	—	—	

事例の内容	<p>当該計画は、大学の知見を活用し、地元事業者との共同研究開発事業等を推進するものであり、目標の達成度を測る指標として、上記3指標を設定している。</p> <p>しかしながら、当該市は、地域再生計画で設定した指標の評価値を測定し事後評価を行ったかについて、資料紛失のため不明としている。</p>				
2 計画区分	地域再生計画				
計画期間	平成19年7月4日～21年3月31日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	総事業費（億円）	—	74	—	—
	施設稼働後の経済効果（事業開始後の年商）（億円）	—	65	—	—
	施設整備段階における新規雇用（建設に伴う雇用）（人）	—	68,000	—	—
	施設稼働段階における新規雇用（店舗開業に伴う新規雇用）（人）	—	600	—	—
事例の内容	<p>当該計画は、IT産業や卸売業等の誘致を推進するものであり、目標の達成度を測る指標として、上記4指標を設定している。</p> <p>しかしながら、指標の評価値を測定し事後評価を行ったかについて、詳細は不明である。</p>				
3 計画区分	地域再生計画				
計画期間	平成19年9月20日～22年3月31日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	観光業の雇用創出数（人）	0	94	—	—
	情報通信業の雇用創出数（人）	0	252	—	—
	製造業の雇用創出数（人）	0	29	—	—
事例の内容	<p>当該計画は、エコツーリズム等を推進し、観光と連携した地域振興を図るとともに、企業誘致を進めている情報通信産業（コールセンター、コンテンツ産業等）向けの人材養成を図るオペレーターの育成事業などを行い、雇用確保と産業振興を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記3指標を設定している。</p> <p>しかしながら、当該市は地域再生計画で設定した指標の評価値を測定し事後評価を行ったかについて、資料が保存年限を超過し、廃棄したため不明としている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-④ 交付終了時の見込みの状況を推計して評価し、翌年度以降に確定値を求めるためのフォローアップを実施し評価するとしているものの、実際は実施していない例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		公共施設の利用人数（人/年）	298,000	548,000	352,000 （見込み）	—
		地域への回遊人数（人/年）	3,500	16,000	3,900 （見込み）	—
地域内におけるイベント 会議開催件数（件/年）	150	250	300 （見込み）	—		
事例の内容	<p>当該市は、平成 24 年 2 月に実施した事後評価において、全ての評価指標の値を見込み値とし、翌年度以降に確定値を求めるためのフォローアップを実施することとしていたが、実施していない。</p> <p>当該市は、施設整備や公園整備等の事業が完了後、施設の運営・管理を別の部署が担当することになったが、当該計画の策定や国土交通省への手続に従事した者がおらず、フォローアップを実施する必要があるとの認識がなかったとしている。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		まちなか環境に対する満足度（%）	38	65	45 （見込み）	—
		まちなか歩行者の増加（人/日）	69,353	78,000	31,272 （見込み）	—
		地区内定住人口の増加（人）	4,326	4,700	5,641 （見込み）	—
		商品販売額の増加（億円/年）	750	850	781 （見込み）	—
歩行空間に対する満足度（%）	58	87	88 （見込み）	—		
事例の内容	<p>当該市は、平成 23 年 2 月に実施した事後評価において、全ての評価指標の値を見込み値とし、翌年度以降に確定値を求めるためのフォローアップを実施することとしていたが、業務多忙として実施していない。</p>					
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～22 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	地区の現況に対する満足度調査（%）	14	20	11 （見込み）	—	

	住民活動参加者数の向上(人/回)	35	45	40 (見込み)	—	
	老朽住宅率(%)	60	30	24	○	
事例の内容	<p>当該市は、平成24年2月に実施した事後評価において、次の2指標の値を見込み値としており、翌年度以降に確定値を求めるための、フォローアップを実施することとしていたが、実施していない。</p> <p>① 地区の現況に対する満足度調査</p> <p>当該指標は、平成21年6月、地区内の住民及び事業者を対象にアンケート調査を実施しており、その時点では、事業(土地区画整理事業、道路整備、鉄道駅の高架化等)が実施中であることから、完成予想図等を添付して調査を実施し、見込み値での事後評価は行っているものの、フォローアップは実施していない。</p> <p>当該市は、土地区画整理事業等が完了しておらず、上記のアンケート調査を実施しても、事後評価と同様に見込み値で行うことになるため、毎年度先送りにしているが、平成28年度には事業が完了する見込みであり、その後にフォローアップを実施する予定であるとしている。</p> <p>② 住民活動参加者数の向上</p> <p>当該指標は、計画最終年度の平成21年7月頃に開催予定の「まちづくりの会」の総会参加者数を事後評価の評価値とすることとしていた。</p> <p>しかし、同会長の体調不良、土地区画整理事業に対する訴訟の審理の長期化等のため、役員会が平成21年8月に開催されたのみで総会は開催されなかった。</p> <p>このため、事後評価(平成21年12月)における評価値は、「事業の進捗により、まちづくりの機運が高まり参加者の増加が見込まれる」との推測のみで、基準値の35人から5人増加の40人とした。</p> <p>当該市は、「まちづくりの会」が土地区画整理事業を推進する当初の役割を終えていることや、会員(地権者)の高齢化、地区外への転出等もあり、総会は平成16年12月以降開催されておらず、総会の参加者数の測定を事業完了後のフォローアップ時に行うことはますます困難な状況になると考えられ、計画期間途中で指標を見直すべきであったとしている。</p>					
4	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地区浸水世帯(棟)	198	0	0 (見込み)	—
		地区内消防利水範囲(ha)	2	9	9	○
		自主防災組織の設立(地区)	0	2	2	○

	公園利用世帯数（世帯）	0	239	202 （見込み）	—
事例の内容	<p>当該市は、平成 25 年 3 月に実施した事後評価時点では、「地区浸水世帯」及び「公園利用世帯数」は、25 年 4 月に調査を行い、確定値とするとしていたが、①上記 2 指標の見込み値は、工事が完了すれば、そのまま確定値になり、改めてフォローアップをして目標値の達成状況を確認する必要はなかったこと、②公園利用世帯数はフォローアップをしても数値は変わらないことなどを理由に、実施していない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

【参考】 社会資本総合整備計画の事後評価と併せて事後評価するとして、都市再生整備計画の事後評価を実施していない例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		当該地区における都市計画道路の概成整備率（％）	75	90	—	—
		当該地区と高速 I C 間との自動車所要時間（短縮時間）（分）	10	8	—	—
交通事故件数（件）		225	180	—	—	
	まちづくり活動・会合等の開催回数（回/年）	1	6	—	—	
事例の内容	<p>当該市では、平成 22 年度にまちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に統合されたことに伴い、平成 22 年 12 月に社会資本総合整備計画（計画期間：平成 22 年度～27 年度）を作成し、本都市再生整備計画を含む 4 事業を基幹事業として位置付けた。</p> <p>社会資本総合整備計画に位置付けられた都市再生整備計画事業の事後評価については、都市再生整備計画が先行して終了した場合、社会資本総合整備計画の最終年度又は最終年度後に一緒に行うことも可能とされており、当該市は、社会資本総合整備計画の計画期間終了後に実施予定である事後評価の中で扱うこととしたとしている。</p> <p>このため、既に都市再生整備計画が終了しているにもかかわらず、社会資本総合整備計画が終了するまで、事後評価が行われていない。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		当該地区における緊急輸送道路又は広域避難路に指定されている道路の概成整備率（％）	91	100	—	—
	交通事故件数（件）	206	165	—	—	

	事例の内容	<p>当該市では、平成 22 年度にまちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に統合されたことに伴い、平成 22 年 12 月に社会資本総合整備計画（計画期間：平成 22 年度～27 年度）を作成し、本都市再生整備計画を含む 4 事業を基幹事業として位置付けた。</p> <p>社会資本総合整備計画に位置付けられた都市再生整備計画事業の事後評価については、都市再生整備計画が先行して終了した場合、社会資本総合整備計画の最終年度又は最終年度後に一緒に行うことも可能とされており、当該市は社会資本総合整備計画の計画期間終了後に実施予定である事後評価の中で扱うこととしたとしている。</p> <p>このため、既に都市再生整備計画が終了しているにもかかわらず、社会資本総合整備計画が終了するまで、事後評価が行われていない。</p>				
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地区の幹線道路の渋滞損失時間の削減率	1.0 (788,361.04 人・時間 /km・年)	0.9	—	—
		交通事故件数（件）	354	283	—	—
		当該地区における環状型道路ネットワークとして機能する道路の整備率（%）	61	71	—	—
	事例の内容	<p>当該市では、平成 22 年度にまちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に統合されたことに伴い、平成 22 年 12 月に社会資本総合整備計画（計画期間：平成 22 年度～27 年度）を作成し、本都市再生整備計画を含む 4 事業を基幹事業として位置付けた。</p> <p>社会資本総合整備計画に位置付けられた都市再生整備計画事業の事後評価については、都市再生整備計画が先行して終了した場合、社会資本総合整備計画の最終年度又は最終年度後に一緒に行うことも可能（必ずしも、社会資本整備総合交付金の交付期間の途中で実施する必要は無い）とされており、当該市は、社会資本総合整備計画の計画期間終了後に実施予定である事後評価の中で扱うこととしたとしている。</p> <p>このため、既に都市再生整備計画が終了しているにもかかわらず、社会資本総合整備計画が終了するまで、事後評価が行われていない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑤ 見込み値で実施した事後評価結果と確定値で実施したフォローアップ結果に乖離が生じているにもかかわらず、事後評価結果のみ公表して、フォローアップ結果を公表していない例

1	計画区分	都市再生整備計画
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日

目標（指標）	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																																																
の達成状況	生活道路等の整備状況に対する満足度（％）	47.4	50.1	41.6	×																																																
	公園・緑地等の整備状況に対する満足度（％）	10.2	25.7	33.3	○																																																
	来街者満足度（％）	22	30	21	×																																																
	地域交流センターの利用者数（人/年）	21,947	34,660	32,812	×																																																
	歩行者通行量（人）	2,942	2,383	2,537	×																																																
事例の内容	<p>当該市では、事後評価時点において、事業が未完了であるとして、表1のとおり、見込み値により評価を行い、事業完了後のフォローアップにおいて改めて確定値を測定して評価を行っている。</p> <p>表1 見込み値の測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>見込み値の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活道路等の整備状況に対する満足度</td> <td>簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施</td> </tr> <tr> <td>公園・緑地等の整備状況に対する満足度</td> <td>簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施</td> </tr> <tr> <td>来街者満足度</td> <td>簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施</td> </tr> <tr> <td>地域交流センターの利用者数</td> <td>施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出</td> </tr> <tr> <td>歩行者通行量</td> <td>本指標に係る事業の大半が未完了であるため、過年度の調査結果及び他の通行量調査による類似地点での調査結果に基づき算出</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかしながら、表2のとおり、見込み値と確定値には乖離が生じており、実際には目標が達成できていない指標があるにもかかわらず、フォローアップ結果は公表されていない。</p> <p>なお、当省の調査後に当該フォローアップ結果は公表された。</p> <p>表2 見込み値及び確定値の結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> <th>見込み値 (a)</th> <th>確定値 (b)</th> <th>差異 (b-a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活道路等の整備状況に対する満足度</td> <td>47.4</td> <td>50.1</td> <td>65.8</td> <td>41.6</td> <td>-24.2</td> </tr> <tr> <td>公園・緑地等の整備状況に対する満足度</td> <td>10.2</td> <td>25.7</td> <td>56.2</td> <td>33.3</td> <td>-22.9</td> </tr> <tr> <td>来街者満足度</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>21</td> <td>-9</td> </tr> <tr> <td>地域交流センターの利用者数</td> <td>21,947</td> <td>34,660</td> <td>39,316</td> <td>32,812</td> <td>-6,504</td> </tr> <tr> <td>歩行者通行量</td> <td>2,942</td> <td>2,383</td> <td>2,278</td> <td>2,537</td> <td>259</td> </tr> </tbody> </table>					指標	見込み値の測定方法	生活道路等の整備状況に対する満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施	公園・緑地等の整備状況に対する満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施	来街者満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施	地域交流センターの利用者数	施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出	歩行者通行量	本指標に係る事業の大半が未完了であるため、過年度の調査結果及び他の通行量調査による類似地点での調査結果に基づき算出	指標	基準値	目標値	見込み値 (a)	確定値 (b)	差異 (b-a)	生活道路等の整備状況に対する満足度	47.4	50.1	65.8	41.6	-24.2	公園・緑地等の整備状況に対する満足度	10.2	25.7	56.2	33.3	-22.9	来街者満足度	22	30	30	21	-9	地域交流センターの利用者数	21,947	34,660	39,316	32,812	-6,504	歩行者通行量	2,942	2,383	2,278	2,537	259
指標	見込み値の測定方法																																																				
生活道路等の整備状況に対する満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施																																																				
公園・緑地等の整備状況に対する満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施																																																				
来街者満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施																																																				
地域交流センターの利用者数	施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出																																																				
歩行者通行量	本指標に係る事業の大半が未完了であるため、過年度の調査結果及び他の通行量調査による類似地点での調査結果に基づき算出																																																				
指標	基準値	目標値	見込み値 (a)	確定値 (b)	差異 (b-a)																																																
生活道路等の整備状況に対する満足度	47.4	50.1	65.8	41.6	-24.2																																																
公園・緑地等の整備状況に対する満足度	10.2	25.7	56.2	33.3	-22.9																																																
来街者満足度	22	30	30	21	-9																																																
地域交流センターの利用者数	21,947	34,660	39,316	32,812	-6,504																																																
歩行者通行量	2,942	2,383	2,278	2,537	259																																																

2	計画区分	都市再生整備計画																																				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日																																				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																																
		駅周辺のまちの魅力度（西側） （%）	16.2	28.3	20.8	×																																
		駅周辺のまちの魅力度（東側） （%）	7.1	14.3	25.7	○																																
		地域交流センターの利用者数 （人/年）	43,031	45,079	46,785	○																																
		ワークショップ等への住民参加人数（人）	265	600	733	○																																
	事例の内容	<p>当該市では、事後評価時点において、事業が未完了であるとして、表 1 のとおり、3 指標については、見込み値により評価を行い、事業完了後のフォローアップにおいて改めて確定値を測定して評価を行っている。</p> <p>表 1 見込み値の測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>見込み値の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅周辺のまちの魅力度（西側）</td> <td>簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施</td> </tr> <tr> <td>駅周辺のまちの魅力度（東側）</td> <td>簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施</td> </tr> <tr> <td>地域交流センターの利用者数</td> <td>施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかしながら、表 2 のとおり、見込み値と確定値には乖離が生じており、実際には目標が達成できていない指標があるにもかかわらず、フォローアップ結果は公表されていない。</p> <p>なお、当省の調査後に当該フォローアップ結果は公表された。</p> <p>表 2 見込み値及び確定値の結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> <th>見込み値 (a)</th> <th>確定値 (b)</th> <th>差異 (b-a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅周辺のまちの魅力度（西側）</td> <td>16.2</td> <td>28.3</td> <td>42.8</td> <td>20.8</td> <td>-22.0</td> </tr> <tr> <td>駅周辺のまちの魅力度（東側）</td> <td>7.1</td> <td>14.3</td> <td>49.4</td> <td>25.7</td> <td>-23.7</td> </tr> <tr> <td>地域交流センターの利用者数</td> <td>43,031</td> <td>45,079</td> <td>77,000</td> <td>46,785</td> <td>-30,215</td> </tr> </tbody> </table>					指標	見込み値の測定方法	駅周辺のまちの魅力度（西側）	簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施	駅周辺のまちの魅力度（東側）	簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施	地域交流センターの利用者数	施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出	指標	基準値	目標値	見込み値 (a)	確定値 (b)	差異 (b-a)	駅周辺のまちの魅力度（西側）	16.2	28.3	42.8	20.8	-22.0	駅周辺のまちの魅力度（東側）	7.1	14.3	49.4	25.7	-23.7	地域交流センターの利用者数	43,031	45,079	77,000	46,785	-30,215
指標	見込み値の測定方法																																					
駅周辺のまちの魅力度（西側）	簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施																																					
駅周辺のまちの魅力度（東側）	簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施																																					
地域交流センターの利用者数	施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出																																					
指標	基準値	目標値	見込み値 (a)	確定値 (b)	差異 (b-a)																																	
駅周辺のまちの魅力度（西側）	16.2	28.3	42.8	20.8	-22.0																																	
駅周辺のまちの魅力度（東側）	7.1	14.3	49.4	25.7	-23.7																																	
地域交流センターの利用者数	43,031	45,079	77,000	46,785	-30,215																																	

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑥ 指標の測定が適切に行われておらず、効果の把握ができていない例

表 2-(3)-イ-⑥-i 歩行者通行量について、測定方法が適切ではない例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		中心街の通行人数（人/年）	221,188	243,300	135,359	×
		総合運動公園内客数（人/年）	124,943	162,400	144,694	×
市民プールの利用者数（人/年）		0	8,000	1,280	×	
総合運動公園に対する満足度（%）	38	60	31	×		
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 4 指標を設定している。</p> <p>上記指標のうち、「中心街の通行人数」については、基準値及び評価値のいずれも実測調査の結果によるものではなく、地区人口や通学生徒等数に、推測のみに基づき設定した推定通行率、買い物・ウォーキング率等を掛けるなどして算出されたものであり、必ずしも実態を反映した値となっておらず、事業の効果を適切に測ることができていない。</p> <p>当該市は、基準値等の実測調査を行わなかった理由は不明であるが、中心街において通行人数の実測調査を行い、その結果得られた数値を使用すべきであったとしている。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日 (交付期間：平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日)				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		商店街歩行者通行量	248,509	275,000	229,185	×
観光文化施設入場者数		825,807	1,000,000	1,589,925	○	
計画区域内居住人口	33,820	34,000	34,200	○		
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 3 指標を設定している。</p> <p>上記指標のうち、「商店街歩行者通行量」について、当該市は平成 23 年度以降、通行量調査の実施時期を従前の 8 月から 10 月に変更したため、同じ条件で測定できないとして、8 月に簡易調査（5 地点）を実施した。しかし、調査担当部局との事前調整が適切に行なわれなかったことから、この簡易調査の 5 地点の中に、基準値の測定地点「旧商業施設前」が含まれていなかった。</p> <p>このため、当該市は、基準値と評価値を比較した正確な評価ができないとして、当該計画の事後評価及びフォローアップ評価では、「旧商業施設</p>					

前」の代わりに、近くの測定地点「商業ビル前」を採用している。
 しかしながら、単に基準値と評価値で測定地点が異なっているだけではなく、下表のとおり、「商業ビル前」の基準年度の通行量は、「旧商業施設前」よりも1割以上多いため、代替できるものではない。

表 基準値及び評価値の測定結果

基準値（平成 18 年 8 月）		評価値（平成 23 年 8 月）	
測定地点	歩行者通行量	測定地点	歩行者通行量
遊戯施設前	36,820	遊戯施設前	31,933
ビル前	49,169	ビル前	40,271
旧商業施設前	64,021	商業ビル前	69,275
広場前	65,268	広場前	57,439
スポーツ店前	33,231	スポーツ店前	30,267
合計	255,652	合計	229,185
商業ビル前	71,164	旧商業施設前	測定していない

3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		駅東地区定住人口（人）	207	900	142	×
		駅東口来客者数（人/年）	0	200,000	293,932	○
		事業満足度（%）	15	70	57	×
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 3 指標を設定している。</p> <p>上記指標のうち、「駅東口来客者数」については、計画作成時には駅東口が開設されていなかったため、基準値 0 人（16 年度）とし、想定していた地区内居住人口、周辺人口等に基づいて、年間来客者数の目標値を 200,000 人（22 年度）と設定している。</p> <p>当該市は、駅東口開設後の平成 22 年 7 月の平日及び休日の 2 日間、地区内に新設された商業施設の入口等計 5 か所で通行者数を測定し、年間来客者数を算出した結果、目標値を約 47% 上回る実績値（293,932 人/年）となり、当該指標に係る目標を達成したと評価している。</p> <p>しかしながら、当該指標に係る評価値の測定は、来客者数が少ない閑散期（2 月等）には実施しておらず、年間を通じて比較的来客者数が多い繁忙期（ボーナス商戦時期及び夏休み開始時期）のみ実施した結果を基に推計していることから、適切な評価となっていない（過大な評価となっている）可能性があると考えられる。</p> <p>また、当該指標については平成 22 年度以外に測定しておらず、その増減傾向は不明である。</p>				

4	計画区分	都市再生整備計画																																												
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日																																												
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																																								
		中央商店街通行量（平日・休日） （人/日）	8,423	9,600	8,820	×																																								
		街なかエリア居住人口（人）	1,758	1,850	1,774	×																																								
		観光文化施設入場者数（人/年）	111,449	131,000	149,059	○																																								
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 3 指標を設定している。</p> <p>上記指標のうち、「中央商店街通行量」については、平成 19 年度に 8,423 人/日（基準値）であったものを 24 年度に 9,600 人/日に増加させることを目標としている。</p> <p>基準値及び評価値はいずれも平日及び休日の各 1 日に測定した歩行者通行量の平均値を採用しているが、測定時期は、基準年度である平成 19 年度が 7 月下旬であったものを、20 年度から 22 年度までは 6 月下旬から 7 月上旬までに（ただし、平成 22 年度の休日の測定は、測定日が雨天だったため 7 月下旬に実施）、23 年度以降は 5 月下旬に変更されている。</p> <p>当該市は、5 月下旬は 6 月や 7 月に比べ降雨の可能性が低く、また、7 月中旬以降に中央商店街で開催されるイベント等特殊要因の影響が少ないことから、平成 23 年度以降は測定日を 5 月下旬に変更したとしている。</p> <p>当該指標は、目標を達成していないものの、測定時期を 5 月下旬とした平成 23 年度から 25 年度までは全て基準値を上回っている。</p> <p>しかしながら、この増加理由が事業効果によるものか、下表のとおり測定時期や測定日の天候状況が統一されていないことによるものか、判断が困難となっている。</p> <p style="text-align: center;">表 歩行者通行量に係る測定時期、天候及び測定値</p> <p style="text-align: right;">（単位：人/日）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定日 （平日）</td> <td>7/20 （雨のち曇り）</td> <td>6/27 （晴）</td> <td>7/3 （曇りのち小雨）</td> <td>6/25 （雨一時曇り）</td> <td>5/20 （晴れ夕方曇り）</td> <td>5/25 （雨のち曇り）</td> <td>5/24 （快晴）</td> </tr> <tr> <td>測定日 （休日）</td> <td>7/22 （曇り時々晴）</td> <td>6/29 （晴のち小雨）</td> <td>7/5 （曇りのち小雨）</td> <td>7/25 （晴）</td> <td>5/22 （雨のち曇り）</td> <td>5/27 （晴）</td> <td>5/27 （晴）</td> </tr> <tr> <td>測定値</td> <td>8,423</td> <td>8,251</td> <td>6,183</td> <td>7,502</td> <td>8,936</td> <td>8,466</td> <td>8,820</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">基準値よりも少ない</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">基準値よりも多い</td> </tr> </tbody> </table>					区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	測定日 （平日）	7/20 （雨のち曇り）	6/27 （晴）	7/3 （曇りのち小雨）	6/25 （雨一時曇り）	5/20 （晴れ夕方曇り）	5/25 （雨のち曇り）	5/24 （快晴）	測定日 （休日）	7/22 （曇り時々晴）	6/29 （晴のち小雨）	7/5 （曇りのち小雨）	7/25 （晴）	5/22 （雨のち曇り）	5/27 （晴）	5/27 （晴）	測定値	8,423	8,251	6,183	7,502	8,936	8,466	8,820			基準値よりも少ない			基準値よりも多い		
区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度																																							
測定日 （平日）	7/20 （雨のち曇り）	6/27 （晴）	7/3 （曇りのち小雨）	6/25 （雨一時曇り）	5/20 （晴れ夕方曇り）	5/25 （雨のち曇り）	5/24 （快晴）																																							
測定日 （休日）	7/22 （曇り時々晴）	6/29 （晴のち小雨）	7/5 （曇りのち小雨）	7/25 （晴）	5/22 （雨のち曇り）	5/27 （晴）	5/27 （晴）																																							
測定値	8,423	8,251	6,183	7,502	8,936	8,466	8,820																																							
		基準値よりも少ない			基準値よりも多い																																									

5	計画区分	中心市街地活性化基本計画																															
	計画期間	平成 19 年 2 月 1 日～24 年 3 月 31 日																															
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																											
		路面電車市内線一日平均乗車人数（人）	10,016	13,000	11,476	×																											
中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）（人）		24,932	32,000	27,407	×																												
	中心市街地の居住人口（人）	24,099	26,500	23,507	×																												
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 3 指標を設定している。</p> <p>上記指標のうち、「中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）」について、平成 18 年 8 月（日曜日）に 1 日測定した値を基準値として採用し、19 年も同様の方法で 8 月に 1 日だけ測定していた。しかし、平成 20 年は 11 月にも測定したところ、同年 8 月の調査結果よりも 10.8%増加しており、歩行者通行量は天候やイベントの内容に影響を受けやすいことから、より正確な実態を把握するため、21 年以降は各年 3 月、5 月、8 月及び 11 月の計 4 回測定することとした。</p> <p>第 1 期計画の目標値は、平成 18 年 8 月の基準値を基に、23 年 8 月の状況を想定して設定されているものの、第 1 期計画の事後評価（最終フォローアップ）では、18 年から 20 年までは 8 月に測定した値、21 年以降は年 4 回測定した平均値を採用している。平成 21 年以降の評価値は、下表のとおり、各年 8 月の値に比べて最大 4,971 人の差があり、過大な評価となっている。</p> <p>なお、次期計画では、各年 3 月、5 月、8 月及び 11 月の計 4 回測定し、その平均値で一貫して採用することとしている。</p> <p>表 歩行者通行量の推移</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 18 年</th> <th>19 年</th> <th>20 年</th> <th>21 年</th> <th>22 年</th> <th>23 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事後評価 (a)</td> <td>24,932</td> <td>26,105</td> <td>25,328</td> <td>23,673</td> <td>25,126</td> <td>27,407</td> </tr> <tr> <td>各年 8 月 (b)</td> <td>24,932</td> <td>26,105</td> <td>25,328</td> <td>23,354</td> <td>20,155</td> <td>22,773</td> </tr> <tr> <td>差 (a-b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>319</td> <td>4,971</td> <td>4,634</td> </tr> </tbody> </table>					区分	平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	事後評価 (a)	24,932	26,105	25,328	23,673	25,126	27,407	各年 8 月 (b)	24,932	26,105	25,328	23,354	20,155	22,773	差 (a-b)	0	0	0	319	4,971	4,634
区分	平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年																											
事後評価 (a)	24,932	26,105	25,328	23,673	25,126	27,407																											
各年 8 月 (b)	24,932	26,105	25,328	23,354	20,155	22,773																											
差 (a-b)	0	0	0	319	4,971	4,634																											

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑥-ii 満足度指標について、測定方法が適切ではない例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	駅利用者数（人/日）	1,000	3,100	5,288	○	

	人口の定着（人）	22,900	24,600	28,836	○
	産学連携交流センターの 入居率（%）	—	60.0	100.0	○
	まちの魅力度（%）	—	50.0	93.4	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「まちの魅力度」を設定し、目標を達成するために土地区画整理、産学連携交流センター・地域交流センター等の整備を行った。結果は、目標を大きく上回って達成し、当該市では「地区の魅力が向上した」と評価している。</p> <p>しかしながら、評価値を測定するためのアンケート調査は、当該計画で整備した地域交流センターのオープンイベントの参加者に対し、「本地区の魅力は高まったと思いますか」と質問しているものであり、評価値の結果が高まりやすい方法で測定されている。</p> <p>なお、当該市の事後評価委員会は、「誰を対象に実施するかで全く違う結果も出るので、次回の計画策定時に指標として使用する際は、よく検討する必要がある」と指摘している。</p>				
2	計画区分	都市再生整備計画			
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日			
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	居住環境満足度（%）	55	70	68.0	×
	景観形成建築物等件数（件）	143	170	162	×
	地域来訪観光客数（人/年）	3,790,000	4,200,000	4,365,000	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「居住環境満足度」を設定している。</p> <p>「居住環境満足度」の測定方法をみると、表 1 のとおり、基準値を設定するための平成 17 年度のアンケート調査では 8 つの設問の回答を集計しているが、評価値を測定するための 22 年度のアンケート調査では、17 年度のアンケート調査と同じ 7 つの設問に加え、6 つの設問を追加し、合計 13 の設問の回答を集計しており、基準値と評価値の測定方法が異なっている。</p> <p>平成 17 年度のアンケート調査及び 22 年度のアンケート調査において、共通する設問について集計すると、表 2 のとおり、17 年度が 59.7%、22 年度が 65.4%となり、当該市が 55%から 68.0%に「居住環境満足度」が上昇したと評価しているほどの効果は上がっていない。</p> <p>また、アンケート調査の集計では、肯定又は否定が明らかでない「どちらでもない」と回答したものが肯定的な回答として集計されており、「どちらでもない」を含めずに集計すると、表 3 のとおり、17 年度が 44.5%、22 年度が 44.1%となっており、効果は上がっていない。</p>				

表1 平成17年度及び22年度アンケート調査の設問内容

平成17年度アンケート調査の設問	平成22年度アンケート調査の設問
問12 日用品の買い物に不自由を感じることはありますか？	問11 日用品の買い物に不便を感じることはありますか？
問13 騒音や悪臭など、環境の変化を感じることはありますか？	対応する設問なし
問14 近隣の人同士集えるような施設や機会はありますか？	問7 近隣の人同士集えるような施設や場所はありますか？
問15 バスや電車の利用について不便を感じることはありますか？	問9 路線バスや電車の利用にあたり不便を感じることはありますか？
問17 火災等の災害に対する不安を感じることはありますか？	問5 火災等の災害に対する不安を感じることはありますか？
問18 公園や散策路などの整備は行き届いていると思いますか？	問6 公園や散策路などの整備は行き届いていると思いますか？
問19 公共施設の利用にあたり不自由を感じることはありますか？	問10 公共施設(市役所、銀行・郵便局、教育・文化施設等)の利用にあたり不便を感じることはありますか？
問20 夜間の歩行で不安(不便)を感じることはありますか？	問8 夜間、街を歩いている不安や歩きづらさを感じることはありますか？
	<p>【新たに追加】</p> <p>問1 現在のお住まいに満足していますか？</p> <p>問2 現在の場所に今後も住み続けたいですか？</p> <p>問3 当該地区の街並み・景観に対して誇り(自慢に思うこと)を持っていますか？</p> <p>問4 当該地区を取り巻く、生活環境に不快や不便を感じることはありますか？</p> <p>問15 当該地区では、近年さまざまな都市環境整備(道路、街路灯、公園等の整備)を進めてきましたが、以前と比べて、街の様子に変化を感じられましたか？</p>

	問16 お住まいや地区全体をみて、今の住み心地はどうですか？
計 8 問	計 13 問

表2 平成17年度及び22年度アンケート調査結果の比較

平成17年度アンケート調査結果				平成22年度アンケート調査結果			
設問	有効回答者数(人)	回答者数(人)	回答率(%)	設問	有効回答者数(人)	回答者数(人)	回答率(%)
問12	619	396	64.0	問11	540	295	54.6
問14	619	306	49.4	問7	536	382	71.3
問15	619	496	80.1	問9	539	367	68.1
問17	619	310	50.1	問5	543	333	61.3
問18	619	399	64.5	問6	515	411	79.8
問19	619	404	65.3	問10	524	441	84.2
問20	619	274	44.3	問8	542	216	39.9
計	4,333	2,585	59.7	計	3,739	2,445	65.4

表3 平成17年度及び22年度アンケート調査結果の比較（「どちらでもない」と回答した者を除く）

平成17年度アンケート調査結果				平成22年度アンケート調査結果			
設問	有効回答者数(人)	回答者数(人)	回答率(%)	設問	有効回答者数(人)	回答者数(人)	回答率(%)
問12	619	355	57.4	問11	540	230	42.6
問14	619	185	29.9	問7	536	231	43.1
問15	619	440	71.1	問9	539	272	50.5
問17	619	220	35.5	問5	543	207	38.1
問18	619	251	40.5	問6	515	256	49.7
問19	619	249	40.2	問10	524	309	59.0
問20	619	227	36.7	問8	542	145	26.8
計	4,333	1,927	44.5	計	3,739	1,650	44.1

3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		定住者による満足度(%)	38	50	52	○
		区域内居住人口(人)	2,000	2,100	2,119	○
まちづくりへの関心度(人/5年)	0	100	376	○		

事例の内容	<p>当該市では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「定住者による満足度」を設定しているが、次のとおり、基準値と評価値の調査対象が異なっており、比較できるものとはなっていない。</p> <p>基準値：平成 17 年度に全市民を対象とした「市民の声アンケート」を実施し、「公共施設整備（生活道路）の満足度」について、全回答者に占める「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合</p> <p>評価値：土地区画整理事業区域内の居住者を対象に住民アンケートを実施し、「公共施設整備（生活道路）の満足度」について、土地区画整理事業区域内の回答者に占める「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合</p>				
4 計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	歩行環境の満足度（%）	9.5	20.0	35.2	○
	用途地域の人口（人）	2,967	3,200	3,589	○
	公共施設の利用者数（人/年）	125,738	130,000	90,692	×
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「歩行環境の満足度」を設定し、事後評価方法書において、基準値を測定した際と同様にイベントに併せてアンケート調査を実施するとしている。</p> <p>しかし、事後評価において、平成 23 年 11 月開催のまちづくり交付金評価委員会に併せ、同年 9 月に実施した地区内の自治会加入者を対象とするアンケート調査により測定した満足度を評価値としており、基準値と評価値の測定方法が大きく異なっていることから、比較できるものとはなっていない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑥-iii 市全域の実績のうち中心市街地のみの実績を指標として設定したが、計画期間中に基準値と同様の方法で測定し評価することが困難となったにもかかわらず、指標を変更しないまま市全域の実績をもって中心市街地の実績としている例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 20 年 7 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	平日の歩行者通行量（人）	25,788	30,500	26,978	×
	鉄道駅一日乗降客数（人）	36,477	45,300	41,128	×
	エコシール年間受取枚数（枚）	400,000	500,000	719,193	○

事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「エコシール年間受取枚数」を設定している。</p> <p>「エコシール年間受取枚数」は、中心市街地内のエコシール制度加盟店が、利用客に配布するため、制度事務局から買い取ったエコシールの枚数により達成状況の評価を行うこととしていたが、同制度が平成 21 年 6 月に廃止されたことにより、これに基づく当該指標の達成状況の測定ができない状況となった。</p> <p>このため、当該市では、エコシールとは異なる「エコポイントの市内総付与件数」を用いて評価値を算出し、目標を達成したとしている。</p> <p>しかしながら、この「エコポイント」は、中心市街地に限られておらず市全域が付与対象となっているものであり、基準値と比較し評価できるものとはなっていない。</p>
-------	--

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑥-iv その他、指標の測定方法が適切ではない例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		市道整備によるアクセス時間の改善（分）	15	5	5	○
		U J I ターンの幹旋人数（累計）（人）	—	60	179	○
		農林業及び自然体験交流人口（人）	26,800	28,200	24,200	×
		間伐実施面積（ha）	440	460	558	○
	事例の内容	<p>当該市は、当省の調査時点において、当初、「農林業及び自然体験交流人口」について、i) 基準値 26,800 人の算定方法及び ii) 内閣府の「地域再生計画における支援措置に関するアンケート調査」（平成 25 年 4 月）に対して回答した評価値 24,200 人の算定方法が分からないとしていた。</p> <p>その後、算定方法について、改めて当該市が当該計画を共同で作成した県に確認したところ、基準値の算定方法が判明し、これを基に平成 24 年度の評価値の再計算を当該市に求めたところ 14,784 人となり、同アンケート調査で回答した評価値は約 1 万人過大となっていた。</p> <p>また、「間伐実施面積」についても、同アンケート調査に 558ha と回答しているが、当該市が県に算定方法を確認し、これに基づいた値を当該市に確認したところ正確な数値は 283 ha であり、過大に評価されていた。</p> <p>なお、「U J I ターンの幹旋人数（累計）」については、当該市は算定方法が不明としており、適切に測定されたものかどうか分からないものとなっている。</p>				

2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		公園・緑地に対する満足度（%）	56	60	79	○
		都市計画道路の通過時間（分）	6	5	5	○
地域コミュニティセンター年間利用者数（人/年）		8,486	12,000	15,364	○	
	道路景観に対する満足度（%）	31	36	48	○	
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「公園・緑地に対する満足度」を設定し、入り江を埋立て公園・緑地を整備する事業を実施している。</p> <p>当該事業については、当該計画（平成 20 年度～24 年度）において、既に公有水面の埋立に関する許認可手続が終わった南側区域を整備することとし、次期計画（平成 25 年度～28 年度）で残る北側区域を整備することとしていた。</p> <p>その後、平成 21 年当初になって、北側区域も、公有水面の埋立に関する許認可を取得できることになったことから当該市は、工事の効率的執行の観点から、南北全区域を一体的に施工する計画変更（同年 3 月）を行っており、この計画変更により、当該計画で行う予定であった南側区域の上物整備（公園・緑地整備）の時期を、次期計画に先延ばししている（南北区域ともに、埋立は当該計画で、上物整備は次期計画でそれぞれ実施）。</p> <p>当該市は、予定どおり当該計画の最終年度（平成 24 年度）に事後評価を行う必要があるのかどうか、また、実施する場合の手法について県に協議した結果、公園・緑地の「完成予想図（イメージ図）」を住民に示して、本事業に対する住民のニーズ及び今後の整備計画（内容）に対する住民の満足度についてアンケート調査で把握する方法により、事後評価を行っている。</p> <p>しかしながら、このように計画当初に計画内容が大幅に変更された計画については、「完成予想図（イメージ図）」を用いて事後評価を実施しても、計画の効果を測定しているとは言えず、指標の変更について検討する余地があったと考えられる。</p> <p>なお、当該市は、事後評価の実施方法について、国土交通省（地方整備局）に相談したが、問題ないとの回答があったとしている。</p>					
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		交差点の渋滞長（m）	580	200	700	×
		従業者数（人）	11,800	13,300	11,509	×
居住者数（人）		21,000	21,500	24,845	○	
	「ふれあい広場」事業の参加者数（人）	1,000	2,000	2,288	○	

事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「交差点の渋滞長」を設定しているが、基準値は3月に渋滞長を測定しているのに対し、評価値は6月に渋滞長を測定しており、季節変動の影響があるにもかかわらず測定時期が統一されていない。</p> <p>当該市は、事後評価書の作成に間に合わせるため、平成23年6月に、渋滞長の評価値の測定を実施したものであり、実施時期を統一しなければならないという認識がなかったとしている。</p>				
4 計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成19年4月1日～24年3月31日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	公共施設の利用人数（人/年）	298,000	548,000	352,000 (見込み)	—
	地域への回遊人数（人/年）	3,500	16,000	3,900 (見込み)	—
	地域内におけるイベント会議 開催件数（件/年）	150	250	300 (見込み)	—
事例の内容	<p>当該計画では、地域外から訪れる人の回遊性を高めたいとして、目標の達成度を測る指標の一つとして「地域への回遊人数」を設定し、測定方法は、地域内の寺院への参拝・観光人数を寺院からの聞き取りにより確認するとしている。</p> <p>しかし、当該市は、見込み値を測定する時点において、観光客を判断する方法が定義付けられておらず、観光客数の把握が困難であったとしており、そもそも適切に測定できるものとはなっていない。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑦ 効果発現要因の分析内容が事実と異なる例

1 計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	駅南線の歩行者交通量（人/日）	4,196	4,620	3,298	×
	まちづくり活動の参加人数（人/年）	240	264	190	×
	地区内における低未利用地の割合（ha）	5.7	5.1	4.6	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「駅南線の歩行者交通量」を設定している。</p> <p>当該市は、「駅南線の歩行者交通量」が目標未達成である要因について、当該地域からの人口流出等を理由に挙げているが、実際には下表のとおり、当該地域の人口は増加しており、原因分析が不十分なものとなっている。</p>				

		このことについて、当該市は、事業効果分析調査を委託した業者からの成果物の確認が不十分であったとしている。					
		表 当該地区の居住者数					
		(単位：人)					
		区分	平成 20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
		居住者数	16,648	16,919	17,287	17,746	18,607
2	計画区分	中心市街地活性化基本計画					
	計画期間	平成 20 年 7 月 1 日～25 年 3 月 31 日					
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況	
		中心市街地の小売年間販売額 (億円)	816.59	869.39	709.80	×	
		中心市街地の歩行者・自転車通 行量（人）	50,260	51,000	48,332	×	
		市街への観光客入込数（万人）	365	372	383	○	
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「中心市街地の歩行者・自転車通行量」を設定している。</p> <p>当該計画の事後評価（最終フォローアップ）において、歩行者・自転車通行量の目標達成に寄与する主要事業であるバリアフリー化施設等整備事業（民間バス事業者の低床バス買い替え支援（購入費補助））については、低床バスの導入により 3,823 人の歩行者・自転車通行量の増加に寄与したと説明されている。</p> <p>しかし、当該市に確認したところ、計画期間中には、バリアフリー化施設等整備事業の導入実績は確認できず、当該事後評価の内容は、事実関係を十分確認しないまま記載されたものであった。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑧ 歩行者通行量について、あらかじめ予備日を設定している例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		都市計画道路の通行者数(人/ 日)	1,027	1,283	1,292	○
		来街者数(人)	1,255	1,255	872	×
		商業年間販売額(百万円)	24,689	24,689	25,568	○
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「都市計画道路の通行者数」を設定している。</p> <p>当該市が設定している「都市計画道路の通行者数」の測定方法を調査し</p>				

		たところ、平日1日の歩行者数を測定することとしているが、天候による影響を考慮し、荒天の場合の予備日をあらかじめ設定している。				
2	計画区分	中心市街地活性化基本計画				
	計画期間	平成20年7月1日～26年3月31日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		中心市街地における歩行者・自転車通行量(人/日)	7,000	9,000	7,476	×
	中心市街地における都市福祉施設の利用者数(人/年)	77,000	93,000	117,009	○	
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「中心市街地における歩行者・自転車通行量」を設定している。</p> <p>当該市が設定している「中心市街地における歩行者・自転車通行量」の測定方法を調査したところ、土曜日1日の歩行者数を測定することとしているが、天候による影響を考慮し、雨天の場合の予備日をあらかじめ設定している。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-イ-⑨ 歩行者通行量について、次期計画では年4回測定し、その平均値を用いることとしている例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成19年2月1日～24年3月31日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	路面電車市内線一日平均乗車人数(人)	10,016	13,000	11,476	×
	中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)(人)	24,932	32,000	27,407	×
	中心市街地の居住人口(人)	24,099	26,500	23,507	×
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)」を設定しており、当初各年8月(日曜日)に1日だけ測定した値を使用することとしていた。</p> <p>しかし、歩行者通行量は天候やイベントの内容に影響を受けやすいことから、より正確な実態を把握するため、次期計画では、各年3月、5月、8月及び11月の計4回測定し、その平均値を用いることとしている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-イ-⑩ 目標値に達しなかった要因が適切に把握されていない例

1	計画区分	中心市街地活性化基本計画			
	計画期間	平成19年5月1日～25年3月31日			
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	歩行者通行量(人)	59,219	84,600	49,328	×

		「夜間人口」(居住人口)(人)	7,575	8,025	8,619	○
		「昼間人口」(従業者数)(人)	33,483	34,383	35,243	○
	事例の内容	<p>当該計画の目標の達成度を測る指標の一つとして設定している歩行者通行量は、天候等の影響を受けるなど、測定方法に注意が必要な指標である。</p> <p>事後評価では、歩行者通行量の目標値が達成しなかった主な理由として、測定日の悪天候やイベントの有無を挙げており、要因が適切に把握されていない。</p> <p>【事後評価結果】</p> <p>平成24年度の通行量調査において、基準値である59,219人を約1万人下回る結果となり、最終的に目標値を達成することはできなかった。平成23年度までは、基準値を下回ることにはなかったが、24年度の調査日は、全くイベントがなく、夕方から雷雨だったこともあり、大幅に減少した。</p>				
2	計画区分	中心市街地活性化基本計画				
	計画期間	平成19年11月1日～25年3月31日				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		居住人口(人)	12,268	12,800	12,407	×
		空き店舗数(店)	55	46	68	×
		歩行者通行量(駅周辺地区)(人)	13,732	14,400	12,428	×
		歩行者通行量(城跡周辺地区)(人)	1,715	1,800	1,884	○
		文化施設の入込み客数(人)	150,984	169,000	156,782	×
	事例の内容	<p>当該計画の目標の達成度を測る指標の一つとして設定している歩行者通行量は、天候等の影響を受けるなど、測定方法に注意が必要な指標である。</p> <p>当該計画では、7月下旬から8月上旬の平日2日間の平均値を評価値とする方法で評価していたところ、事後評価では目標を達成することができなかったが、当該市は、目標未達成の理由を、評価年度である平成24年度の調査日が両日とも例年よりも気温が高く、猛暑であったためとしており、要因が適切に把握されていない。</p> <p>当該市では、次期計画(中心市街地活性化基本計画(平成25年5月～30年3月))でも「歩行者通行量」を指標に設定しているが、猛暑を避けるために測定時期を10月に変更しているものの、特に予備日等を設定しているわけではないことから、依然として降雨等の天候による影響を受ける可能性がある。</p>				

	<p>なお、当該市では、予算に限りもあるため、測定日の予備日を設ける等の対応は行っていないとしている。</p> <p>【事後評価結果】</p> <p>「市民ふれあい広場整備（地域生活基盤施設）」等の一部事業は計画どおり進捗しなかったものの、「生協病院移転整備」等の他の事業はおおむね予定どおり進捗・完了した。歩行者通行量は、平成20年度以降緩やかに減少していたが、23年度には14,606人となり目標値を206人上回った。しかし、目標年度である平成24年度は猛暑の影響もあり（調査日の最高気温は37.3度）、計画期間中で最も少ない12,428人と目標値を1,972人下回る結果となった（基準値も下回った）。</p>
--	--

（注）当省の調査結果による。

表2-(3)-イ-① 歩行者通行量について、目標を達成した要因が適切に把握できていない例

計画区分	都市再生整備計画																								
計画期間	平成18年4月1日～21年3月31日																								
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																				
	来街者数（人/日）	0	486	341	×																				
	歩行者数（人/日）	626	650	770	○																				
	交流人口数（観光情報センター来館者数）（人/日）	43.9	50	54.5	○																				
事例の内容	<p>当該計画の目標の達成度を測る指標の一つとして設定している「歩行者数」は、平成17年3月28日に実施された「商店街交通量調査」の数値を基準値としているが、調査日の天候は雨、最高気温は13度であったことから、この気象条件が歩行者数(626人)に影響を及ぼしている可能性がある。</p> <p>また、それ以前の3年間の実績は、表1のとおり、増加傾向であったにもかかわらず、天候の影響を受けた基準値に基づき目標値が設定されているため、平成15年及び16年より低い数値となっており、目標を達成した要因が適切に把握されていない。</p> <p>表1 計画期間前の商店街交通量調査の実施結果</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>区分</td> <td>平成14年</td> <td>15年</td> <td>16年</td> <td>17年</td> </tr> <tr> <td>歩行者数</td> <td>607</td> <td>702</td> <td>1,133</td> <td>626</td> </tr> <tr> <td>調査日</td> <td>3/26</td> <td>3/26</td> <td>3/26</td> <td>3/26</td> </tr> <tr> <td>天候</td> <td>晴れ</td> <td>晴れ</td> <td>晴れ</td> <td>雨</td> </tr> </table>					区分	平成14年	15年	16年	17年	歩行者数	607	702	1,133	626	調査日	3/26	3/26	3/26	3/26	天候	晴れ	晴れ	晴れ	雨
区分	平成14年	15年	16年	17年																					
歩行者数	607	702	1,133	626																					
調査日	3/26	3/26	3/26	3/26																					
天候	晴れ	晴れ	晴れ	雨																					

<p>なお、計画期間開始後の商店街通行量調査の結果は、表 2 のとおりである。</p> <p>表 2 計画期間開始後の商店街交通量調査の実施結果</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">平成19年</th> <th style="width: 10%;">20年</th> <th style="width: 10%;">21年</th> <th style="width: 10%;">22年</th> <th style="width: 10%;">23年</th> <th style="width: 10%;">24年</th> <th style="width: 10%;">25年</th> <th style="width: 10%;">26年</th> <th style="width: 10%;">27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩行者数</td> <td>754</td> <td>613</td> <td>717</td> <td>770</td> <td>784</td> <td>667</td> <td>706</td> <td>560</td> <td>745</td> </tr> </tbody> </table>										区分	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	歩行者数	754	613	717	770	784	667	706	560	745
区分	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年																				
歩行者数	754	613	717	770	784	667	706	560	745																				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑫ 歩行者通行量の測定回数

(単位：計画、%)

測定回数	都市再生整備計画	中心市街地活性化 基本計画	計
1回	38 (66.7)	31 (64.6)	69 (65.7)
2回	13 (22.8)	12 (25.0)	25 (23.8)
3回	0 (0.0)	3 (6.3)	3 (2.9)
4回	0 (0.0)	2 (4.2)	2 (1.9)
その他	6 (10.5)	0 (0.0)	6 (5.7)
計	57 (100)	48 (100)	105 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%にならない。

表 2-(3)-イ-⑬ 歩行者通行量を 1 年に 1 回しか測定していない理由

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 21 年 3 月 1 日～26 年 3 月 31 日				
目標 (指標)	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	居住人口 (人/年)	6,715	7,484	6,857	×
	歩行者通行量 (人/年)	8,394	8,400	7,395	×
	観光交流客数 (万人/年)	728	800	633	×
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「歩行者通行量」を設定しており、商工会議所が毎年 11 月最終日曜日に実施している歩行者通行量等調査の結果を活用している。</p> <p>当該市は、「歩行者通行量」を 1 年に 1 回しか測定していない理由について、歩行者通行量等調査は市が補助金を交付し商工会議所が実施しており、必要に応じて測定箇所の追加や変更等は行っているが、歩行者通行量を複数回測定するためには、新たに予算の確保が必要となり、その必要性を財政当局に説明できず、実施できていないとしている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑭ まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）まちづくり交付金指標活用マニュアル（抜粋）

(3) 交通環境等	
1. 指標分野	交通環境等
2. 活用の対象となるケース	<p>交通利便性、快適性の向上に加え、都市活動の活発化を図る地区において道路等の利用状況を測るために活用します。</p> <p>主に以下のような目標を設定している計画区域での活用が考えられます。</p> <p>①中心市街地等における賑わいの創出等</p> <p>②観光振興、交流活動の促進等</p> <p>③交通環境の改善（歩行環境、交通利便性）</p>
3. データ	<p>収集の対象となるデータは以下のようなものがあります。</p> <p>①道路、駅前広場の自動車、自転車、歩行者交通量</p> <p>②民間敷地の公共的な空間（公開空地、広場等）の歩行者交通量</p> <p>計画区域内または区域に隣接する施設が対象となりますが、基本事項に記載したように、計画区域との関係が強いと認められる場合には区域外を対象とすることも可能とします。</p>
4. 収集方法 (出典資料)	<p>①道路交通センサス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表資料 <p>②都道府県、市町村による交通量調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期、不定期で実施されていることがあります。 <p>③他者保有データの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街などで定期的に歩行者交通量を計測しているケース等があり、この種の資料を活用することが考えられます。 <p>-----</p> <p>複数時点のデータを収集・計測する場合、調査時点により調査地点が異なることがあります。異なる調査地点を同一調査地点として見なす場合は、両地点の立地環境・特性を十分勘案した上で、比較・分析を行います。</p>
5. 解説	
データの収集期間	<p>基本事項に記載の通りとします。</p> <p>なお、計測の日時、曜日等がデータに与える影響が大きいと考慮されるため、十分に留意する必要があります。</p>
市町村全体等のデータの反映	<p>データの性質上、市町村全体のデータを定義することが難しいため、数値目標の設定にあたって考慮する必要性は低いと考えられます。</p>
独自の調査、計測方法	<p>統計資料等、既存のデータを活用できない場合には、市町村、市町村以外の団体が保有するデータの活用、市町村職員による実測などの方法が考えられますが、以下の点に留意して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年的な比較が可能である（出典、方法が同じか）。 ・一定の信頼性を確保できる（出典、方法の妥当性、計測時期）
過去データが収集できない場合	<p>過去のデータが取得できない場合には、事業前後、事業中のみのデータで評価を行う必要があります。このような場合、以下の点に留意して評価を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値の設定根拠に関する十分な説明（事前評価） ・事業前後のデータ推移と事業との因果関係の分析（事後評価）

(注) 枠は当省が付した。

表 2-(3)-イ-⑮ 平成 25 年度中心市街地商業等活性化支援業務（中心市街地活性化施策の効果分析・検証事業）報告書（平成 26 年 3 月経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室）（抜粋）

表 2-(3)-イ-⑮-i 第 1 章 3-1 イギリスの例～TCM-KPI（抜粋）

⑦ 来街者数

ア 指標の概要

「来街者数」については、「中心市街地における歩行者活動（通行量）」の 1 指標を必須項目として設けている。

商業活性化のためには、まず中心市街地に人を呼び込むことが、イギリスの TCM の主要命題となっており、指標としても特に重要なものとして位置づけられている。

データの収集方法については、その実施頻度、調査日、調査時間帯、調査地点等をガイドラインにおいて示している。

■指標の概要

指標	採用	位置づけ・使われ方	データ収集方法
中心市街地における歩行者活動（通行量）	◎必須	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の行動は、中心市街地の活性化にとって非常に重要 中心市街地の全ての関係者、特に小売店や潜在投資家にとっての関心事項である TCM 計画が成功をもたらすかどうかを検討するためにも、中心市街地の来訪者数は重要な指標 	<ul style="list-style-type: none"> 特定地点や特定日時の歩行者の通行量を計測する 四半期ごとに 1 週間を抽出 1 週間のうち、日曜日、繁忙日、平常日の 3 日間を調査 1 日当たり朝・昼・夕の 3 回計測 複数地点で調査 手動計測、センサー計測

イ 指標検討上の示唆

中心市街地に人を呼び込むことの重要性については、我が国の中心市街地にとっても同様であり、「歩行者通行量」は、主要指標の 1 つとなっており、来街者数の増加は今後も引き続き、重要な指標となる。

イギリスでは、歩行者通行量の計測方法について、ガイドライン的に示しているが、我が国における計測方法は、空き店舗と同様、個々の中心市街地によって異なっている点が課題である。

(注) 枠は当省が付した。

表 2-(3)-イ-⑮-ii 第 1 章 5 定量指標のまとめと考察（抜粋）

■新指標のまとめ		
分類	指標	説明
人 口	居住人口の社会増	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会において、居住人口の絶対数ではなく、中心市街地外から中心市街地内へ移転してきた社会増を指標として取り扱う ・住民基本台帳をもとに毎年度の集計が可能
	人口密度	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティ化に対応した指標 ・中心市街地面積の変更がない限りは、居住人口で比較するのと同じになる ・他都市との比較（ランキング、偏差値）をする指標として意味を持つ ・住民基本台帳をもとに毎年度の集計が可能
	市全体における中心市街地の人口割合	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティ化に対応した指標 ・人口減少社会における街なか居住の推進効果を測定することができる ・住民基本台帳をもとに毎年度の集計が可能
	人口集中度	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティ化に対応した指標 ・偏差値を活用した他都市との比較をする指標 ・計算式は、（人口の偏差値＋人口密度偏差値＋人口密度増加率偏差値）÷3を標準的とし、データ制約等に応じて適宜加工 ・住民基本台帳をもとに毎年度の集計が可能
	住宅総数に占める集合住宅の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティ化を住宅面から測る指標 ・中心市街地内の居住を積極的に推進する中心市街地にとって有効 ・国勢調査を用いることになるため、通常は5年に1回の指標となるが、住宅着工統計と組み合わせることにより年度ベースの補正は可能
	住宅供給戸数	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増加の先行指標としての活用を想定 ・住宅着工統計、建築確認申請、固定資産台帳を活用
雇 用	従業者数（業種別）	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の産業構造の把握する指標 ・中心市街地としての機能集積状況を把握する指標 ・中心市街地における商業・サービスの顧客としての指標 ・国勢調査、経済センサスを活用、5年に1回の集計となるため、定点観測的な指標として用いることを想定
	昼間人口（昼夜間人口比率）	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者数に学生等を加えた指標 ・国勢調査を活用、5年に1回の集計となるため、定点観測的な指標として用いることを想定
交 流	来街者数	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通行量等の指標 ・すでに主要指標の1つとなっているが、今後も引き続き重要 ・計測の仕方の統一を図り、計測頻度を増すことで、指標としての信頼性を向上させる
	街区内滞留時間	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地内の滞留状況を把握し、歩行者通行量を補完 ・アンケート調査又は携帯電話の位置情報データを活用
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地へのアクセス性向上を測る指標 ・駐車場不足が課題となっている中心市街地にとって有効 ・駐車時間等をもとに、来街者の属性、来街目的の把握にも活用 ・市町村で駐車場台数等を集計している場合あり ・商店街共通駐車券事業との連携も想定
	交通分担率	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地へのアクセス性向上を測る指標 ・中心市街地への来街手段を把握 ・把握結果をもとに、改善対象とする公共交通の利用目標を設定 ・アンケート調査、公共交通運営者に対する調査

（注） 枠は当省が付した。

表 2-(3)-イ-⑯ 年間商品販売額の推計精度を高めようとしたが、適当な手法が見いだせず、次期計画においては指標としないとした例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 20 年 7 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
目標（指標）	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	中心市街地の小売年間販売額（億円）	816.59	869.39	709.80	×
	中心市街地の歩行者・自転車通行量（人）	50,260	51,000	48,332	×
	市街への観光客入込数（万人）	365	372	383	○
事例の内容	<p>目標の達成度を測る指標の一つとして設定している「中心市街地の小売年間販売額」について、当該市は、計画作成当初は、商業統計及び経済センサスの統計結果を用いることで効果の測定が可能と判断していたが、当該統計は毎年実施されず、平成 21 年の経済センサスにおいては、小売年間販売額が調査対象とされなかった。このため、中間フォローアップの際には、16 年の商業統計を基に、中心市街地にある大型店舗のサンプル調査結果に加え、商店街に対する調査結果や観光統計結果を活用し推計することとした。</p> <p>特に、商店街に対する調査を踏まえた中小小売店の販売額については、商店街組合保有データやヒアリングなどによって、できるだけ精度を高めようと工夫したとしている。</p> <p>しかしながら、精度を上げることができず、推計数値では施策の効果の発現状況を正確に把握することができなかつたほか、リーマンショック後の経済情勢の変化や、東日本大震災の影響等、事業効果以外の影響が大きく、事業の効果測定する上では適さないと判断し、次期計画では主要指標ではなく、参考値として測定することとしている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑰ 過去の商業統計の結果と毎年度の市独自のアンケート調査を併用し推計しており、当該アンケート調査においては、年間商品販売額に加え、前々年度及び前年度からの増加・減少率も把握している例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 19 年 5 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
目標（指標）	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	中心商店街の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）（人/日）	54,252	56,000	54,411	×
	中心市街地の小売業年間商品販売額（百万円）	10,731	11,000	9,953	×
	中心市街地の居住人口（人）	3,968	4,200	4,306	○
事例の内容	<p>目標の達成度を測る指標の一つとして設定している「中心市街地の小売業年間商品販売額」について、当初は、商業統計調査から測定することとしていたが、毎年度把握するため、商店街振興組合等の会員である小売業を営む店舗及び大型小売店舗に対し、市で独自にアンケート調査を行い、その結果を踏まえ推計している。</p> <p>また、同アンケート調査においては、販売額の回答数が推計に十分なものにならないことに備え、前々年度及び前年度の販売額と比較した増加・減少率についても把握している（注）。</p> <p>（注）実際は、販売額の回答数が見込みどおり確保できたため、前年度からの増加・減少率のデータは推計には使用していない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑱ 過去の商業統計の調査結果を基に評価値を推計することが困難として、過去の調査結果をそのまま使用している例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
目標（指標）	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	商業年間販売額（百万円）	24,689	24,689	25,568	○
	来街者数（人）	1,255	1,255	872	×
	都市計画道路の通行者数（人）	1,027	1,283	1,292	○
事例の内容	<p>目標の達成度を測る指標の一つとして設定している「商業年間販売額」について、計画期間中に計画区域内からの大型店舗撤退（平成 20 年 5 月及び 22 年 1 月）という影響があったにもかかわらず、商業統計調査が平成 19 年度以降実施されていないことから、当該区域の 19 年度値を評価値として事後評価している。</p> <p>当該市は、平成 16 年度値と 19 年度値を比較すると値が増加していたが、この増加傾向から評価値を推計するのは無理があるとして、19 年度値を据え置く形で評価値としたとしている。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑱ まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）まちづくり交付金指標活用マニュアル（抜粋）

(6) 商業活動	
1. 指標分野	商業活動
2. 活用の対象となるケース	<p>商業活動、観光活動の活発化等を狙いとする地区において、計画区域内の商業活動状況の変化を測るために活用します。</p> <p>主に以下のような目標を設定している計画区域での活用が考えられます。</p> <p>①経済活動の活性化（消費向上、雇用創出等）</p> <p>②観光活動に経済効果増大（同上）</p>
3. データ	<p>収集の対象となるデータは以下のようなものがあります。</p> <p>①小売販売額、商業販売額等</p> <p>②商業従業者数</p> <p>③その他（来店者数、店舗数・空き店舗数等）</p>
4. 収集方法 (出典資料)	<p>①商業統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町丁目、小字単位で収集できますが、一般的な集計単位ではないため、収集に手間と時間を要します。 <p>②事業所・企業統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業統計調査と同じ。 <p>③他者保有データの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街組織が独自に来街者数、売上げ等を集計しているケースがあります。 ・また、大型商業施設等では店舗ごとにデータを集計している筈です。 ・公表の可否の問題はあるが、可能な範囲でこれらのデータ提供を依頼します。 <p>④都道府県、市町村等が実施する商圈調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数年おきに実施されている場合があります。 ・調査間隔が均等でない場合もありますが、留意した上で活用することは可能です。
5. 解説	
データの収集期間	基本事項に記載の通りとします。
市町村全体等のデータの反映	地域の動向は地区にも関係することが予想されることから、市町村全体等の動向を踏まえて数値目標を設定することが考えられる。
独自の調査、計測方法	<p>商業統計等の指定統計は、市町村が予め町丁目・小字単位に集計していないケースが少なくなく、過去の個票（調査票）を活用したデータ収集には多大な労力を要します。そのため、経年的なデータ収集の可能性を踏まえつつ、他者保有データの活用、計画区域に限定した独自調査を実施すること等が考えられます。</p> <p>来店者数、店舗数等については、独自調査による収集が比較的容易です。ただし、経年比較等を行う観点から、できるだけ既存統計等を活用することが望まれます。</p>
過去データが収集できない場合	<p>過去のデータが取得できない場合には、事業前後、事業中のみのデータで評価を行う必要があります。このような場合、過去のデータ推移との比較ができないため、以下の点に留意して評価を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値の設定根拠に関する十分な説明（事前評価） ・事業前後のデータ推移と事業との因果関係の分析（事後評価）
新規施設の取り扱いについて	<p>大型商業施設等、データ収集対象が新規立地施設の場合、販売額、従業者数等の従前値が0となります。このような場合、施設ができれば効果が出るのは当たり前であるため、評価にあたっては工夫が必要です。</p> <p>例えば、単独施設のみを対象とするのではなく、計画区域全体または複数の施設を対象に評価を実施すること等が考えられます。</p> <p>一方、単独施設のみを対象に評価する場合には、数値目標の妥当性について適切に説明する必要があります。</p>

(注) 枠は当省が付した。

表 2-(3)-イ-⑳ 満足度が向上しなかった原因を分析できず、事業効果が把握できなかった例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日 (交付期間：平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日)				
目標（指標）	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	駅施設利用者の満足度(%)	0	60	38	×
	定住人口の増加割合(%)	0	10	3	×
	交流イベント回数(回)	0	4	0	×
	浸水危険エリアの減少(%)	25	10	13	×
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「駅施設利用者の満足度」を設定し、目標を達成するために駅周辺を整備（区画道路、街区公園、駐輪場、公衆トイレ、河川改修等）したものの、目標が達成できなかったと評価している。</p> <p>当該市に目標が達成できなかった要因を聴取したところ、アンケート調査の回答者が当該地区の土地利用の遅れなど駅関連施設以外の不満感を駅関連施設自体の満足度を含めて回答したため目標が達成できなかったのではないかと推測はしているものの、アンケート調査において、回答理由は質問していないため、何が原因で満足度が向上しなかったのか分析できず、事業効果が把握できなかったとしている。</p> <p>なお、当該市は、国から測定・分析手法を示してほしいとしている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ウ-① 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（平成 27 年 9 月 1 日内閣府地方創生推進室）（抜粋）

「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」について

地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。

なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように取組及び目標の効果測定にあたっては重要業績評価指標（KPI）の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください。

また、記載にあたっては、次のような様式を検討材料とすることが考えられます。

地方公共団体の目的に応じて、指標はどのようなものの設定が適切かについて、具体的な例は示されていない。

（注） 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ウ-② まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）（抜粋）

表 2-(3)-ウ-②-i 第 3 部事後評価の進め方 2. 事後評価の内容 2-3 フォローアップの実施（抜粋）

2-3 フォローアップの実施

フォローアップは、次の場合に実施します。

- 数値目標の達成状況を「見込み」で評価を実施した指標について、「確定値」を計測する場合
- 交付終了後 1 年以内に達成見込み「あり」とした指標について、「確定値」を計測する場合
- 今後のまちづくり方策において「改善策」を必要とする場合

(1) フォローアップの実施時期

フォローアップは、交付終了後、目標を定量化する指標について「確定値」を計測できる適切な時期に実施して下さい。原則として交付終了の翌年度に実施することとします。

(2) フォローアップ計画と実施内容

フォローアップによって、目標を定量化する指標の「確定値」や改善策実施後の値を計測し、改めて達成状況を確認することで評価を確定させます。

フォローアップ計画は、事後評価の「(4) 今後のまちづくり方策の作成」に含まれるもので、事後評価時にあわせて検討し、事後評価シートに記入します。フォローアップの実施は、このフォローアップ計画に従うことを原則とします。

事後評価で用いた「見込み」の値と、フォローアップによって計測された「確定値」との間に大きな差がある場合は、**現在、フォローアップ報告書の提出は求められていない。** 今後のまちづくり方策に反映させます。

(3) フォローアップの公表と国への報告

フォローアップの結果は、「様式 4 まちづくり交付金 フォローアップ報告書」に記入して、適宜、公表するとともに、国に提出して下さい。

公表方法は、評価結果の公表方法に準じて下さい。

(4) 次期交付金事業を行う場合の今後のまちづくり方策とフォローアップとの関係

事後評価を実施する地区において、引き続きまちづくり交付金を活用する場合には、次期のまちづくり交付金事業は、「今後のまちづくり方策」及び「フォローアップ計画」と整合が取られていなければなりません。

すなわち、目標を定量化する指標について「確定値」をフォローアップで計測しますが、その結果によっては、次期の都市再生整備計画を適切に見直して下さい。改善策の実施については、次期の都市再生整備計画に具体的に含まれることにより、次期事業において確実に改善させます。

■ 図 3-4 次期交付金事業を行う場合の今後のまちづくり方策とフォローアップとの関係

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ウ-②-ii まちづくり交付金指標活用マニュアル 4-2 指標別事項 (2) 集客等 (抜粋)

(2) 集客等	
1. 指標分野	集客等
2. 活用の対象となるケース	<p>人を集め、賑わい創出に活用します。また、計画区域の活性化に活用することもあります。</p> <p>主に以下のような目標を設定している計画区域での活用が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中心市街地等における賑わいの創出等 ② 観光振興、交流活動の促進等 ③ 市街地の環境、快適性の向上等
3. データ	<p>収集の対象となるデータは以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地区観光入込客数（計画区域全体）、観光スポット来訪者数（計画区域内の特定エリア）、観光施設等利用者数等（計画区域内の特定施設） ② 地区来街者数、商店街来街者数（利用者数）等（計画区域内の特定エリア、特定施設）
4. 収集方法（出典資料）	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村が独自に実施している観光統計調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・調査単位は市町村によって異なります。（市町村全体、行政区域をいくつかに分割した地域ごと、主な観光地、観光施設等） ② 都道府県、観光協会等で実施している観光統計調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・調査単位は都道府県によって異なります。 ③ 全国統一基準の観光統計調査（※） <ul style="list-style-type: none"> ※調査が始まったばかりであり、現在のところ実用性は低いと考えられますが、今後利用していくことが考えられます。 ④ 他者保有資料の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設や観光事業者等が保有している利用者数等のデータ <p>測定方法の具体例が示されている。</p> <p>しかし、平成 20 年に作成されたものであることから、記載内容が古いままとなっているものがある。</p>
5. 解説	<p>基本事項に記載の通りとします。</p> <p>なお、観光統計調査等は、計画時期（平成等）の影響は大きいと考えられるため、計画区域の観光統計調査等と、市町村等のデータと比較する際には、基本的に計画区域の過去の傾向から数値目標を設定します。</p>
データの収集期間	<p>データの収集期間については、計画区域の観光統計調査等と、市町村等のデータと比較する際には、基本的に計画区域の過去の傾向から数値目標を設定します。</p>
市町村全体等のデータの反映	<p>市町村全体等のデータの反映については、計画区域の観光統計調査等と、市町村等のデータと比較する際には、基本的に計画区域の過去の傾向から数値目標を設定します。</p>
独自の調査、計測方法	<p>統計資料等、既存のデータを活用できない場合には、市町村、市町村以外の団体が保有するデータの活用、市町村職員による実測などの方法が考えられますが、以下の点に留意して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年的な比較が可能である（出典、方法が同じか）。 ・一定の信頼性を確保できる（出典、方法の妥当性、計測時期）

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ウ-②-iii 第 1 部事業評価の考え方 5. 事後評価の考え方 (抜粋)

<p>④事後評価の手続き</p> <p>1) 事後評価の作業が円滑かつ確実に進められるよう、事後評価作業前に「方法書」を作成し、国に提出します。</p> <p>2) 事後評価の結果は、第三者機関（まちづくり交付金評価委員会）による審議、住民への公表の手続きを経て、「事後評価シート」に取りまとめ、国に報告することとし、国は必要に応じて助言をすることとします。</p> <p>3) 原則として、交付終了後、毎年フォローアップを行い、国に報告することとします。なお、継続してまちづくり交付金を交付している場合は、今後のまちづくり施策は新しい都市再生整備計画に反映</p> <p>現在は「方法書」及び「事後評価シート」は国に提出することになっておらず、社会資本整備総合交付金に統合されてからの事後評価手続と異なっている。</p>
--

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ウ-③ 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル<平成 27 年度版> (内閣府地方創生推進室) (抜粋)

<p>(3)目標指標の設定の考え方</p> <p>(a)定量的な指標の設定</p> <p>設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定してください。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。</p> <p>また、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのしやすさ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することも考えられます。</p> <p>中心市街地活性化の基本方針に沿った効果を、これら数値目標の達成状況から把握する。複数の目標指標を適切に組合せることで総合的に判断することができます。</p> <p>設定した指標は、原則、毎年フォローアップを行ない、かつ、計画期間内に達成されることを前提に、毎年計測できる指標を設定してください。</p> <p>地方公共団体の目的に応じて、指標はどのようなもの設定が適切かについて、具体的な例は示されていない。</p>
--

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ウ-④ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル(平成 27 年 7 月内閣府地方創生推進室) (抜粋)

IV. 最終フォローアップ

1. 最終フォローアップの概要

最終フォローアップは、計画期間終了後に実施するフォローアップです。

具体的には、基本計画の実施前後で中心市街地がどのように変化したのか、基本計画の目標が達成されたのか、市民意識にどのような変化があったのかといった内容について評価・報告をして頂きます。また、計画期間終了年度における目標指標の実績値、事業実施状況など、基本計画の成果について評価するとともに、今後の課題について整理します。特に、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映することが必要です(新たな基本計画の認定にあたって、内閣府はその反映状況等を確認します)。

フォローアップ報告書は、定期フォローアップと同様に、各市町村のホームページ等で公表して頂くほか、内閣府において年度毎に報告書を作成し、公表します。

2. 最終フォローアップに係る留意点

(1) 目標指標のデータについて

最終フォローアップにおいては、基本計画に定められている目標指標全てが対象となります。原則、計画期間終了年度の成果(目標指標の実績値を含む)についてフォローアップし、計画期間満了から2ヶ月以内に内閣府に提出し、概ね3ヶ月後に公表して頂きます(※1)。目標指標の実績値は、計画期間終了年度(※2)に調査が実施され、計画期間終了後2ヶ月以内に取りまとめられるものを基本とします(※3)。

なお、国の統計調査(例:経済センサス)の公表時期等の関係で、計画期間終了年度のデータが揃わない場合は、推計値によるフォローアップも可とします。

※1: 年度途中で計画期間が満了する場合も同様です(6月終了の場合、8月末に提出)。

※2: 年度途中で計画期間が満了する場合は、満了日から遡って1年以内のデータも可とします。

(27年6月末終了の場合、26年7月から27年6月までのデータ)。

※3: 3/31時点の住民基本台帳調査で、4月にとりまとめを行う場合や、2月に実施した歩行者通行量調査のとりまとめが5月に完了する場合などが該当します。

(2) 最終フォローアップ 指標別の測定方法の留意点等について具体的に記載されていない。

最終フォローアップ報告書に最新値が確定しない場合は、最新値が確定した後、報告書に追記することが可能です(この場合は、事前に内閣府にご相談下さい)。

データ更新は、既に公表された内容を変更するのではなく、あくまで最新値の追記という形になりますのでご留意下さい。

【例】最終フォローアップは推計値で実施し、フォローアップ報告書の公表から半年後に調査結果が確定したため、その確定値およびその数値に基づいた総括内容を追記しておきたい場合など。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。